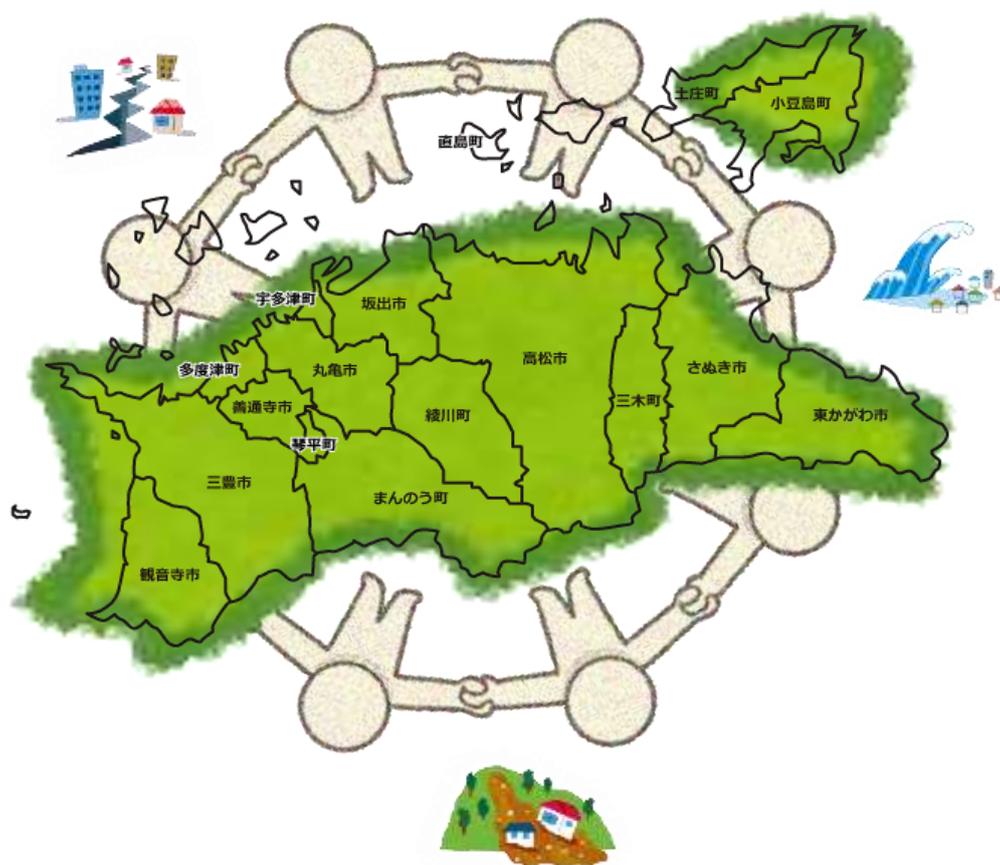


# 香川版市町BCP運用指針



平成 30 年 3 月

香川県市町BCP東部ブロック会議  
香川県市町BCP西部ブロック会議

香川県 ・ 香川大学

# 目 次

はじめに.....	1
本指針の構成.....	2
1 「基本事項」「見直し事項」「応援・受援事項」について.....	2
2 「見直しSTEP」について.....	4
3 ワークショップの実施.....	5
(1) WSの重要性.....	5
(2) 被害イメージや非常時優先業務の認識等の共有.....	6
第Ⅰ部 基本事項.....	8
1 BCPとは.....	9
2 BCPの必要性.....	10
3 BCPの効果.....	12
4 地域防災計画とBCPの違い.....	13
第Ⅱ部 見直し事項.....	14
1 BCP見直しの事前準備.....	15
(1) 見直しのポイント及びスケジュールの決定 <b>【STEP1】</b> .....	15
(2) BCP検討協議会の設置 <b>【STEP1】</b> .....	17
(3) 職員研修の実施 <b>【STEP1】</b> .....	18
2 BCPの枠組みの決定.....	20
(1) 対象災害の検討WS <b>【STEP1～STEP2】</b> .....	20
(2) 基本方針の検討WS <b>【STEP1】</b> .....	24
(3) 対象組織の検討 <b>【STEP1～STEP3】</b> .....	27
(4) 対象期間の検討 <b>【STEP1～STEP3】</b> .....	31
3 BCP発動時の体制.....	37
(1) BCPの発動と災害対策本部の設置 <b>【STEP1】</b> .....	37
(2) 災害対策本部の組織体制及び所掌事務 <b>【STEP1】</b> .....	38
(3) 首長不在時の代行順位 <b>【STEP1★】</b> .....	39
(4) 職員の参集基準 <b>【STEP1★】</b> .....	40
(5) 参集が困難な場合の対応 <b>【STEP2】</b> .....	41
(6) 来庁者の安全確保 <b>【STEP2】</b> .....	42
(7) 指揮命令系統の明確化（ICS） <b>【STEP3】</b> .....	43
(8) 直接指揮人数の制限（ICS） <b>【STEP3】</b> .....	44
(9) 責任担当期間（ICS） <b>【STEP3】</b> .....	44
(参考) ICS（Incident Command System）について.....	45
4 人的資源に関する検討.....	46
(1) 職員へのアンケート調査 <b>【STEP1】</b> .....	46
(2) 非常時優先業務の再点検WS <b>【STEP1★～STEP2】</b> .....	51

ウ) 関連する非常時優先業務の間での連携の確認	<b>【STEP2】</b>	56
5 必要資源に関する分析と対策の検討		57
(1) 本庁舎等	<b>【STEP1★】</b>	57
(2) 電力（非常用発電機）、水、食料等	<b>【STEP1★】</b>	59
(3) 通信（防災行政無線、電話等）	<b>【STEP1★】</b>	60
(4) 情報システム	<b>【STEP1★】</b>	61
(5) 執務環境等	<b>【STEP1★】</b>	62
6 人的資源の確保に向けた対策の検討		63
(1) 非常時優先業務の絞り込み及び必要職員数の縮減	<b>【STEP1】</b>	63
(2) 防災関係機関との連携体制の検討	<b>【STEP2】</b>	65
(3) 代替職員用の「災害対応アクションカード」の作成	<b>【STEP2】</b>	66
7 業務継続に向けたロードマップの作成	<b>【STEP2】</b>	67
8 業務継続体制の向上		68
(1) 研修・訓練等の実施	<b>【STEP1】</b>	68
(2) 各職員の震災への備え	<b>【STEP1】</b>	70
(3) 計画の見直し（PDCAサイクル）	<b>【STEP1】</b>	71
第Ⅲ部 応援・受援事項		72
災害時の受入体制の整備		73
用語解説		74
【参考資料】		77
平成29年度市町BCP東西ブロック会議（WG）の取組み		78
（市町間の相互応援、全国からの応援の受入れ）等		78
2-1 災害時の相互応援に関する協定書		79
2-2 香川県市町BCP東部ブロック会議規約		81
2-3 香川県市町BCP西部ブロック会議規約		84
2-1 協定一覧（県）		87
2-2 協定一覧（市町）		91
あとかき		100

#### 指針の改定経過

平成28年3月	策定	香川版市町BCP作成指針 Ver1.0
平成29年4月	改定	香川版市町BCP作成指針 Ver2.0
平成30年3月	改定	香川版市町BCP運用指針

# はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、多くの自治体の庁舎や設備が損傷し、行政機能が不全に陥り、さらに、ライフライン供給の途絶や業務の実施に必要な物資や資機材が不足するなどにより、災害への応急復旧業務だけでなく、住民生活にとって重要な通常業務の実施にも大きな影響が生じました。

平成 30 年 1 月 1 日を算定基準日として、文部科学省地震調査委員会が公表した資料では、南海トラフにおけるマグニチュード 8～9 クラスの地震の発生確率は、今後 30 年以内に「70%～80%」と高い値になっています。県では、平成 25 年 3 月から 4 回にわたり香川県地震・津波被害想定を公表してきましたが、南海トラフの最大クラスの地震が発生すれば、最大で、死者数が 6,200 人、建物の全壊・焼失棟数が 35,000 棟になるなど、甚大な被害が予想されています。

大規模災害によって、行政自体が被災した場合においても、中断が許されない業務を継続するため、業務継続計画（以下「BCP」(Business Continuity Plan) という。）の重要性が高まっています。県においては、「香川県庁業務継続計画（震災対策編）」及び災害応急対策において重要な役割を担う防災拠点施設を対象とした「香川県防災拠点施設業務継続計画（震災対策編）」を策定し、その後、東日本大震災や平成 28 年熊本地震などの教訓等を踏まえて、継続的に見直しを行っているところです。

災害対応の主体として重要な役割を担う市町の BCP 作成率は、今年度 100% となりましたが、作成後も継続的な見直しを行い、実効性を確保することが必要であることから、本指針では、BCP の基本となる事項や、BCP の見直しにおいて取り組むことが望ましい事項、さらに今後、県及び市町が連携して検討する応援・受援に関する事項をまとめました。

本指針により、大規模地震発生時における業務継続体制の確立及び防災体制のより一層の強化を図っていただければ幸いです。

# 本指針の構成

## 1 「基本事項」「見直し事項」「応援・受援事項」について

- 本指針は、香川県の地域特性を踏まえて、以下のとおり、「基本事項」「見直し事項」「応援・受援事項」の3つに分けてまとめた。

### 第Ⅰ部 基本事項 (P6～P13)

業務継続体制構築の土台となる事項。実効性のあるBCP作成を目指すため、ここに記載する内容については、職員研修等により職員に周知し、庁内全体で認識の共有を図ることが望ましい。

### 第Ⅱ部 見直し事項 (P14～P71)

BCPの見直しにおいて検討または実施することが望ましい事項。なお、「見直しSTEP」を設定しており、市町の実情に合わせて選択する。

### 第Ⅲ部 応援・受援事項 (P72～P73)

県及び市町が連携した応援・受援体制の整備に関する事項。「香川県市町BCP東西ブロック会議(WG)」等において具体的な検討を行う。

- 「第Ⅱ部 見直し事項」における全体の流れのイメージを図1に示す。

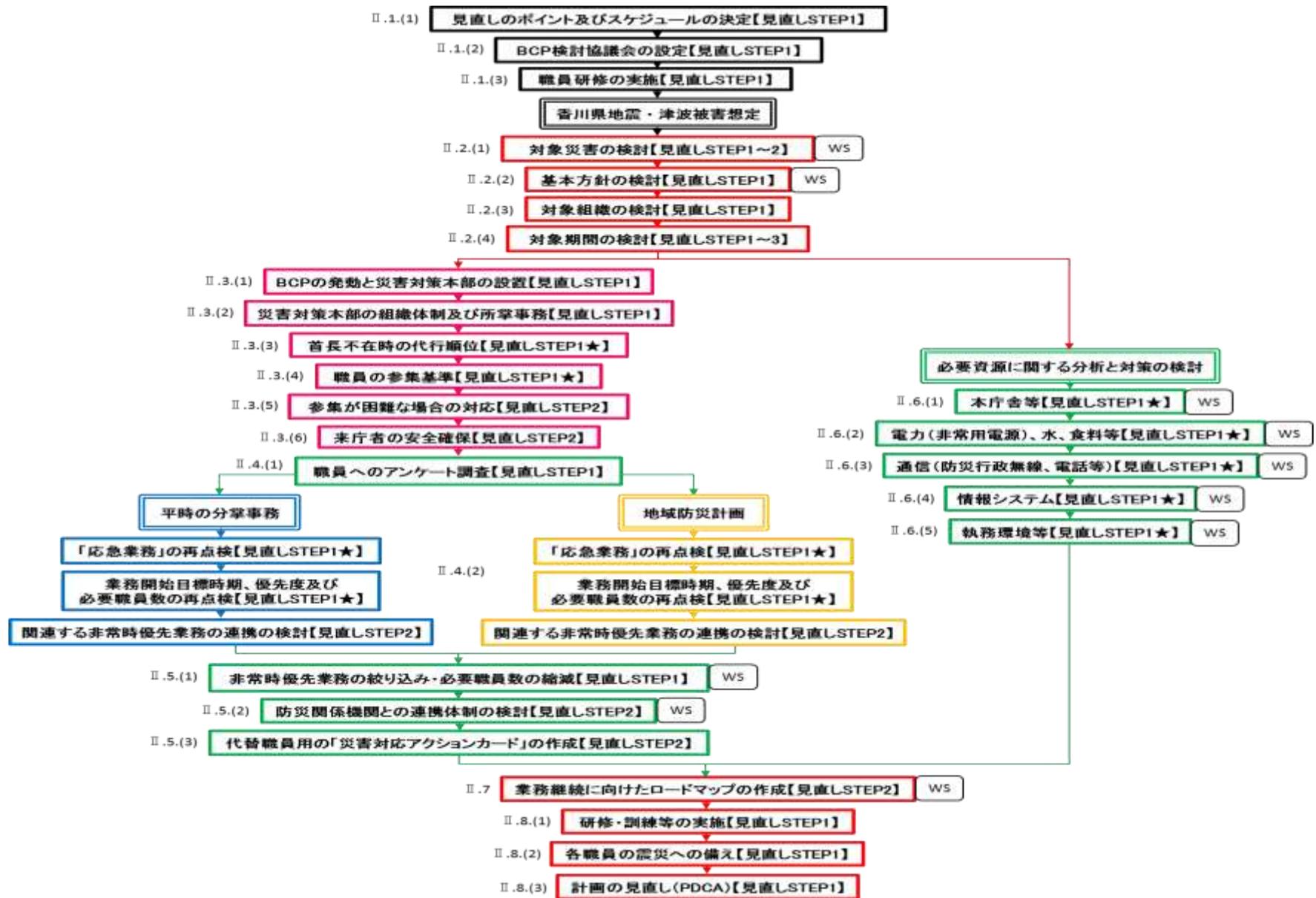


図 1 見直しの全体イメージ

## 2 「見直しSTEP」について

- BCPは、PDCAサイクルによる継続的な見直しにより、段階的に充実させていくものであるため、「第Ⅱ部 見直し事項」において、「見直しSTEP」を設定し、市町の実情に合わせて選択できるようにした。
- 「見直しSTEP1」は、BCPにおいて最低限取り組むことが望ましい標準的な項目であり、「STEP2」、「STEP3」となるにしたがって、より実行性が確保できるよう設定した。
- なお、「STEP」に「★」が付いた項目は、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月 内閣府（防災担当））において、特に定めるべき重要な6要素に該当する項目を示す。

表1 「見直しSTEP」の基準

見直しSTEP	基準
1	・ BCPにおいて、最低限取り組むことが望ましい標準的な項目
2	・ 過去の大規模災害における課題等を踏まえ、BCPの見直しによって取り組むことが望ましい項目
3	・ 県及び市町との相互連携など、今後、「第Ⅲ部 応援・受援事項」として、県及び市町において具体的な検討を行う必要がある項目
★	・ 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において、特に定めるべき重要な6要素に該当する項目

### 3 ワークショップの実施

#### (1) WSの重要性

より実効性のあるBCPにするためには、各BCP担当者により全庁的なWSを実施することが効果的である。

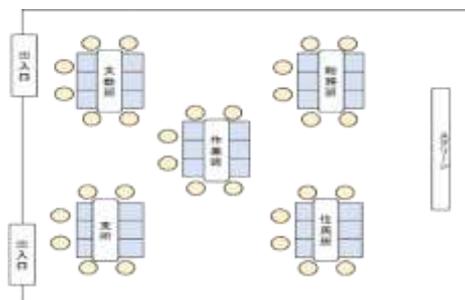
- 各BCP担当者によるワークショップ（以下「WS」という。）を実施することにより、職員同士の自発的な意見交換や提案等が行われることから、WSの実施は、より実効性のあるBCPにするためには非常に効果的な手段である。
- 本指針においては、WSの具体的な実施方法及びWSのテーマとして設定することが望ましい項目について、各項目の見出しの末尾に「WS」を記載した。
- また、「市町BCP作成支援事業」のモデル市町におけるWSの取組みについては、本指針の関連する項目において、参考資料として紹介しており、参考にしていただきたい。

#### 参考資料

##### ■ WSに必要な準備物（例）

- ・ 模造紙、マジック2色（赤、黒）、付箋紙3色（黄色、赤、緑）
- ・ ホワイトボード×2
- ・ スクリーン、プロジェクター
- ・ 関連資料（被害想定、被害シナリオ、災害対策本部運営マニュアルなど）

##### ■ 会議室レイアウト（例）



##### 【留意点】

- ・ グループ分けは災害対策本部各班を構成する所属ごとでまとめると良い。
- ・ 一つのグループの人数は多すぎても少なすぎても良くなく、5～7人程度が理想。

##### ■ WSの進行概要（例）

- (1) WSの検討テーマ説明（15分）
- (2) 参加者各自の検討（15分）
- (3) グループ討論（40分）
- (4) グループごとの発表、意見交換（30分）
- (5) 講評（10分）

## (2) 被害イメージや非常時優先業務の認識等の共有

WSにより、各BCP担当者における具体的な被害イメージや非常時優先業務の認識等の共有を図ることが重要である。

- より実効性のあるBCPにするために、WSには各所属から選任したBCP担当者等が参加し、地域における被害イメージや課題、非常時優先業務の認識等について意見交換を行い、全庁的な認識を共有することが重要である。
- 具体的には、①基本方針の決定、②具体的な被害イメージの洗い出し、③非常時優先業務の検討、④人的資源の確保に向けた対策の検討、⑤必要資源の分析と対策、⑥業務継続に向けたロードマップの作成、などを検討テーマとする。
- また、WSのもう一つの効果としては、BCPを自分達でつくったという実感と当事者意識が芽生えることである。WSで出された意見についてはすべて整理し、積極的にBCPに反映させることが重要である。

## 参考資料

### ■ 市町におけるWSの実施事例

#### 【さぬき市】

- さぬき市BCP策定に係る担当者会



#### 【三木町】

- 三木町業務継続計画（BCP）担当者会



#### 【宇多津町】

- 宇多津町BCP担当者会



#### 【綾川町】

- 綾川町BCP担当者WG



#### 【まんのう町】

- まんのう町業務継続計画関係者ワークショップ



## 第 I 部 基本事項

- 業務継続体制構築の土台となる事項を「基本事項」としてまとめた。
- 実効性のあるBCPを目指すため、ここに記載する内容については、職員研修等により職員に周知し、庁内全体で認識の共有を図ることが望ましい。

## 1 BCPとは

BCPとは、行政自身の被災による資源制約下であっても、適切な業務執行を行うため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画である。

- BCPとは、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、特に優先して実施すべき業務、すなわち「非常時優先業務」を絞り込み、優先順位付けを行うとともに、非常時優先業務に必要な資源の確保・配分や、指揮命令系統の明確化等を行うことにより、大規模な地震発生時においても、適切な業務執行を行うことを果たすことを目的とした計画である。
- 具体的には、①被害影響に基づいて「基本方針」を決定し、②地域防災計画に定められている災害時応急対策の業務や、平時の所掌事務等に対して、被害状況をイメージしながら、業務の洗い出しや優先順位付けをして、③非常時優先業務に対する全庁的な人員・対応資源の調整配分のもと、業務継続体制を確保することが必要となる。

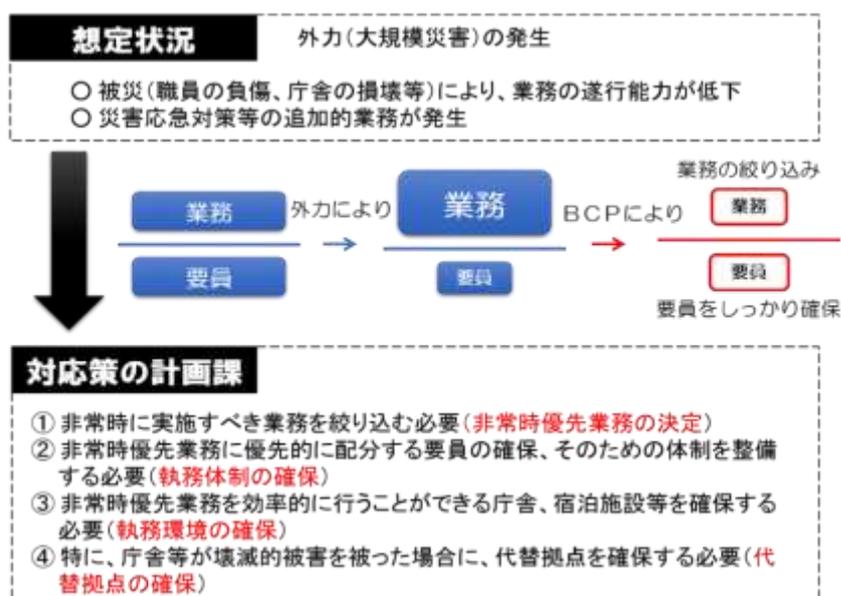
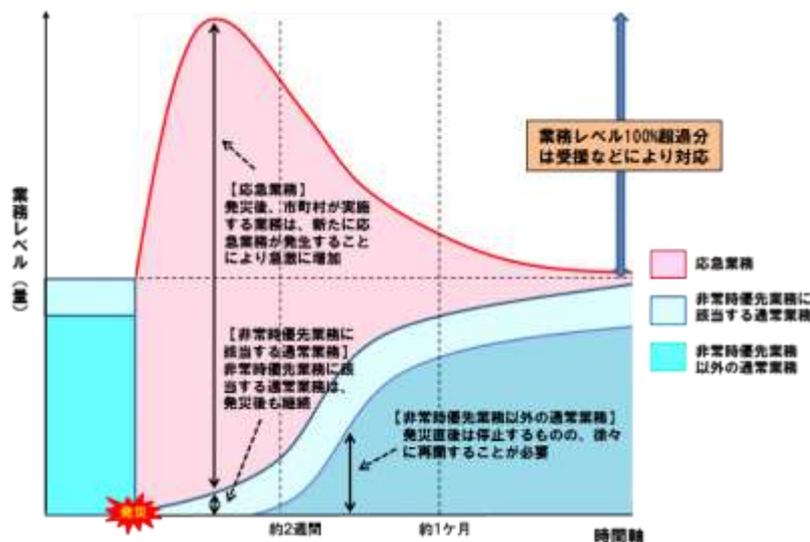


図2 業務継続計画(BCP)とは

出典：内閣府資料



- 市町の業務継続体制を確保するためには、P D C Aサイクルによる継続的なB C Pの見直しと、加えて、全国の地方公共団体等からの応援の受入れ体制や市町間の相互応援体制の構築並びに「地域継続」の観点を踏まえた地域継続計画（「D C P」(Distinct Continuity Plan)）など、様々な連携に向けた取組みも必要となる。
- また、本県には、国の緊急災害現地対策本部の設置が予定される高松サンポート合同庁舎をはじめ、航空輸送上重要な空港としての高松空港、陸上自衛隊第14旅団などが存在し、四国の防災拠点として、より甚大な被害が予想される四国他県への応援・支援県としての役割が期待されていることから、B C Pによって各市町における一層の業務継続体制の強化が求められる。



出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）」

図3 発災時に市町が実施する業務の推移

## 参考資料

### ■ 香川県国土強靱化地域計画（平成27年12月策定）

#### Ⅲ 計画の基本的な考え方

##### 2 計画の基本目標

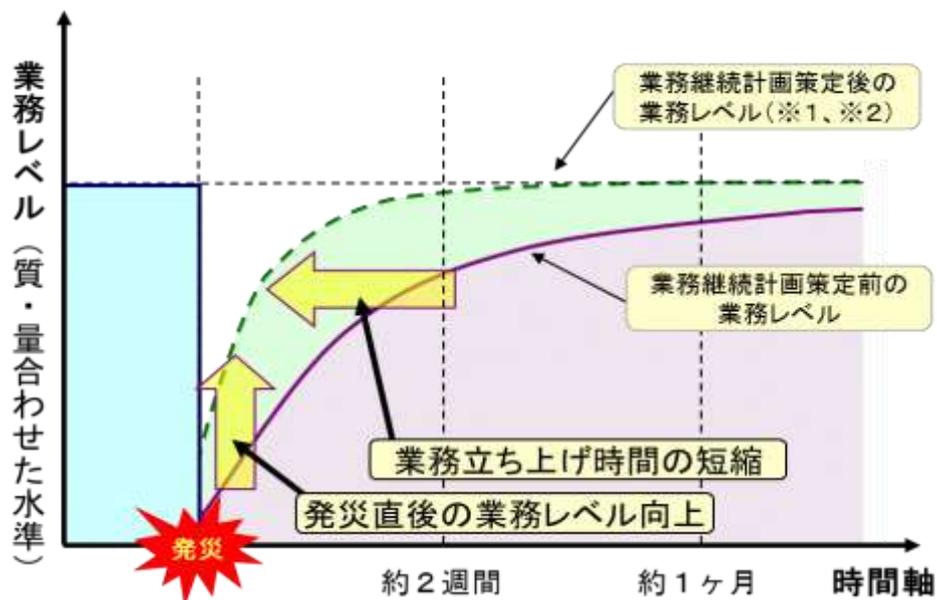
##### ⑤ 四国の防災拠点としての機能を果たす

香川県には、国の現地対策本部が設置される予定の高松サンポート合同庁舎をはじめ、航空輸送上重要な空港としての高松空港、陸上自衛隊第14旅団などが存在し、四国の防災拠点としての機能が求められる。このため、国や他の3県とも十分に連携・協力を図ることが求められている。

### 3 BCPの効果

BCPは、大規模災害時における迅速かつ適切な非常時優先業務の遂行に重要となるだけでなく、継続的な見直し及び職員研修・訓練等の実施により、職員の防災意識の向上や、全庁的な災害対応の認識の統一につながる。

- BCPの継続的な見直し及び職員研修・訓練等、BCPに関連する取組みを通じ、非常時優先業務の遂行に対する全庁的な認識の統一が図られ、発災時の業務立ち上げにかかる時間の短縮や発災直後の業務レベル向上などにつながる。
- また、各職員が具体的な被害イメージをもつことにもつながるため、職員の防災意識の向上や、部局間でも防災体制の連携、さらには平時の業務改善にもつながることが期待できる。



出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）」

図4 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

## 4 地域防災計画とBCPの違い

「地域防災計画」は、防災に関する業務を網羅的に記載した計画であり、行政組織自身の被災は想定していないが、「BCP」は、大規模災害時における行政自身の被災を想定し、人的・物的資源の制約を前提とした計画である。

- 市町の全庁的な防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定される「地域防災計画」があり、「BCP」との相違点について表2に示す。
- 「地域防災計画」とは、主に、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧計画」で構成され、全庁的な防災に関する業務を網羅的に記載した計画であるが、各業務を、誰が、いつ、どのように実施するのかが明確でなく、また、発災後の資源制約下において、特に優先的に実施する業務の検討がなされていない。
- また、「地域防災計画」は、国の防災基本計画をもとに構成されるが、「BCP」は、基本計画やひな形がなく、各市町の規模や地理的条件、災害からの脆弱性等を踏まえて検討することが求められる。

表2 地域防災計画とBCPの比較

	地域防災計画 (被災しないための計画)	BCP (被災を前提とした計画)
計画の趣旨	・災害対策基本法に基づき、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画。	・発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画。
行政の被災	・行政の被災は必ずしも想定する必要はない。	・職員、庁舎、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を作成する。
対象業務	・災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする（「応急業務」だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）。
業務開始目標時間	・一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項でない。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。
職員の飲料水・食料等の確保	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等の記載は必要事項でない。	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等について検討の上、記載する。

出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）」（一部編集）

## 第Ⅱ部 見直し事項

- BCPの見直しにおいて検討または実施することが望ましい事項。
- なお、「見直しSTEP」を設定し、市町の実情に合わせて選択できるようにした。「見直しSTEP1」は、BCPの見直しの際に、最低限検討または実施することが望ましい事項であり、「STEP2」、「STEP3」、「STEP4」となるにしたがって、より一層実効性が確保できるように設定した。

表1 「見直しSTEP」の基準（再掲）

見直しSTEP	基準
1	・ BCPにおいて、最低限取り組むことが望ましい標準的な項目
2	・ 過去の大規模災害における課題等を踏まえ、BCPの見直しによって取り組むことが望ましい項目
3	・ 県及び市町との相互連携など、今後、「第Ⅲ部 応援・受援事項」として、県及び市町において具体的な検討を行う必要がある項目
★	・ 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において、特に定めるべき重要な6要素に該当する項目

## 1 BCP見直しの事前準備

### (1) 見直しのポイント及びスケジュールの決定

【STEP1】

BCPの見直しの事前準備として、見直しのポイント及びスケジュールを決定するとともに、関連する計画やマニュアル等を確認する。

- どのようなポイントについて見直しを行うかについては、毎年度の人事異動や組織改正を反映した見直しのほか、現状のBCPにおける未解決課題や、過去の大規模自然災害の教訓、国や県の新たな施策などから、市町の規模や地理的条件、災害からの脆弱性等を踏まえて決定する。また、スケジュールについては、図5を参考にする。
- 併せて、以下のような関連計画やマニュアル等を確認し、内容の整合が図れているか確認する。

- ・ 地域防災計画、国民保護計画、消防計画
- ・ 平時の各所属の分掌事務、発災時の各所属の分掌事務
- ・ 各所属ごとの防災対策マニュアル、緊急連絡網、職員名簿
- ・ 国、県、他市町村、協会、民間企業等との協定書 など

#### 参考資料

##### ■ 「香川県庁業務継続計画（震災対策編）」の見直し状況

（※見直し内容の表現については、各見直し時の報道提供資料より引用。）

##### ○平成22年6月 第1版策定

##### ○平成26年10月 第2版

- ・ 被害想定の見直し、・非常時優先業務の見直し、・職員参集予測の見直し
- ・ 必要資源に関する現状と対策の見直し、・非常時の対応（指揮命令系統）を明記
- ・ 市町との連携を明記

##### ○平成28年6月 第3版

- ・ 組織改正への対応、・参集場所について優先順位を明確化

##### ○平成28年12月 第4版

- ・ 非常時優先業務及び必要職員数のより一層の絞り込み
- ・ 一次（広域）物資拠点施設等への動員体制の明確化

##### ○平成29年6月 第5版

- ・ 人事異動を踏まえた「参集可能職員数」の更新、・「非常時優先業務」の項目等の再点検

★は「BCP職員研修会」、●は「BCP担当者WS」、■は「BCP検討協議会」の開催を示す。

項目	具体内容	1か月		2か月		3か月		4か月		5か月		6か月		7か月		8か月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬
<b>1 BCP見直しの事前準備</b>																		
II.1.(1)	○ 計画準備																	
II.1.(2)	○ BCP検討協議会・BCP担当者会議設置																	
II.1.(3)	● BCP担当者研修会(キックオフ)			★														
<b>2 BCPの枠組みの決定、3 BCP発動時の体制</b>																		
II.2.(1)~(4) II.3.(1)~(9)	↓ (準備)																	
II.2.(1)~(4) II.3.(1)~(9)	● 第1回BCP担当者WG				●													
II.2.(1)~(4) II.3.(1)~(9)	↓ (準備)																	
II.2.(1)~(4) II.3.(1)~(9)	● 第1回BCP検討協議会(部・課長会)						■											
<b>4 人的資源に関する検討、5 必要資源に関する分析と対策</b>																		
II.4.(1)~(2)	↓ (準備)																	
II.4.(1)~(2)	● 第2回BCP職員WG							●										
II.4.(1)	○ 職員へのアンケート調査																	
II.4.(2)	○ 非常時優先業務の再検討																	
II.5.(1)~(5)	○ 必要資源の分析																	
II.4.(1)~(2) II.5.(1)~(5)	↓ (準備)																	
<b>5 必要資源に関する分析と対策、6 人的資源の確保に向けた対策の検討</b>																		
II.5.(1)~(5) II.6.(1)~(3)	● 第3回BCP職員WG																	
II.5.(1)~(5) II.6.(1)~(3)	○ 非常時優先業務の絞り込み・必要職員数の縮減																	
II.5.(1)~(5) II.6.(1)~(3)	↓ (準備)																	
II.5.(1)~(5) II.6.(1)~(3)	● 第2回BCP検討協議会(部・課長会)																	
<b>7 業務継続に向けたアクションカードの作成</b>																		
II.7	○ 業務継続に向けたロードマップの作成																	
II.7	○ BCP(素案)作成																	
-	↓ (準備)																	
-	● 第3回BCP検討協議会(部・課長会)開催																	●
<b>8 業務継続体制の向上</b>																		
II.8	○ BCPに基づいた業務継続体制の向上																	

図5 BCP見直しのスケジュール(例)

(2) B C P 検討協議会の設置

【STEP1】

B C Pの実効性を高めるため、首長の指揮の下、全庁的な「B C P 検討協議会」の組織を設置する。

- B C Pの見直しに着手する際は、首長の指揮の下、全庁的な体制を構築するため、「B C P 検討協議会」等の組織を設置することが重要である。なお、新たな設立が困難な場合は、B C P作成の際に設置した組織や定期開催の部・課長会など既存の組織を活用する。
- 併せて、各所属において見直し作業の実務を担当するB C P担当者を選任し、当該職員を委員とする「B C P 担当者会議」等を組織する。これにより、各所属における責任の所在を明らかにし、当事者意識をもたせることにつながる。
- また、B C Pの見直しにおいては、以下の点に留意することが重要である。

- ①首長が必ず関与する
- ②できないを前提にしない（前例がない、予算がないを理由にしない）
- ③どうすればできるかを組織全体で考える → 住民は待ってくれない！
- ④お互いさまの意識を持つ：日常業務とは異なり、他部署との連携を前提に考える

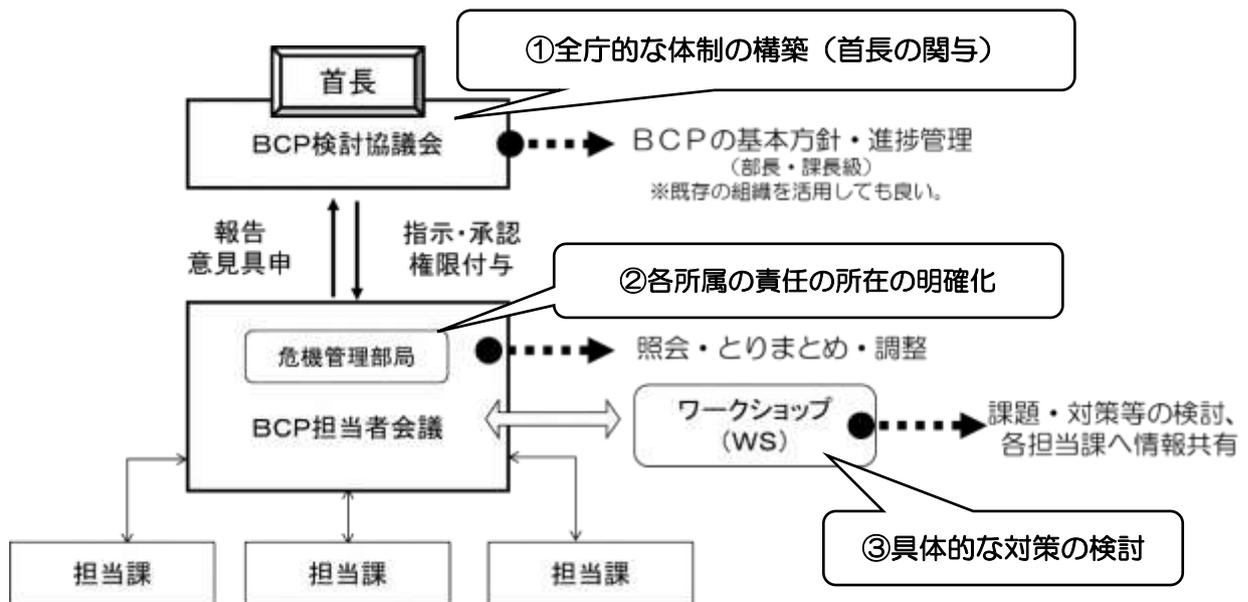


図 6 全庁的なB C P 検討協議会の組織イメージ

## (3) 職員研修の実施

## 【STEP1】

BCPの見直しの前段として、職員に対しBCPの研修会を実施し、BCPの意義等を説明するとともに被害イメージの共有を図る。

- 実効性にある計画とするため、BCPの見直し作業着手の前段で職員研修を実施、各職員にBCPの理解と具体的な被害イメージを根付かせることが重要である。
- その際、冒頭挨拶において首長からBCPの重要性を周知していただくことにより、参加者に対して首長の関与を認識させ、さらに防災意識の向上にもつなげることができる。
- なお、研修の内容として、BCPの必要性や今回の見直しのポイント、今後のスケジュールなどの説明以外に、過去の大規模自然災害や「香川県地震・津波被害想定」などを基に、より具体的な被害状況についてイメージをしてもらうことが重要である。
- また、大学の専門家や災害対応経験をもつ他市町村の職員等を招いての講演を実施することにより一層の防災意識向上につながる。その際、県が作成した「南海トラフ地震に関するDVD」の活用も検討していただきたい。

## 参考資料

### ■ BCP着手前の「BCP職員研修」の実施例

#### 【丸亀市】

- 丸亀市業務継続計画策定検討会
  - ・丸亀市業務継続計画策定検討会について
  - ・非常時優先業務の整備について
  - ・市町BCP作成支援事業について



#### 【さぬき市】

- さぬき市業務継続計画（BCP）策定に係る職員研修会
  - ・講演 「行政BCP・DCPの必要性和幹部職員の役割」  
香川大学副学長四国危機管理先端教育・研究・地域連携推進機構  
危機管理先端教育研究センター 副センター長・特命教授 白木 渡 氏
  - ・講演 「行政BCPの意義とその策定概要」  
香川大学四国危機管理先端教育・研究・地域連携推進機構  
危機管理先端教育研究センター 副センター長・特命教授 岩原 廣彦 氏



#### 【三木町】

- 業務継続計画（BCP）策定に係る説明会及び研修会
  - ・挨拶 三木副町長
  - ・講演 「南海トラフ地震から住民の命と生活を守るためのBCPとBCM  
ー熊本地震対応からの教訓ー」  
香川大学四国危機管理先端教育・研究・地域連携推進機構  
危機管理先端教育研究センター 副センター長・特命教授 岩原 廣彦 氏
  - ・事務連絡



#### 【宇多津町】

- BCP研修会
  - ・挨拶 谷川町長
  - ・講演 「BCP（業務継続計画）について」  
香川大学四国危機管理先端教育・研究・地域連携推進機構  
地域強靱化研究センター 特命准教授 磯打 千雅子 氏
  - ・BCP策定に向けた今後の予定について



#### 【綾川町】

- 平成29年度 綾川町BCP研修会
  - ・挨拶 藤井町長
  - ・講演 「基礎自治体に求められるBCP策定」  
香川大学四国危機管理先端教育・研究・地域連携推進機構  
危機管理先端教育研究センター 副センター長・特命准教授 岩原 廣彦 氏
  - ・今後のスケジュール



#### 【まんのう町】

- 第1回まんのう町業務継続計画担当者会議
  - ・挨拶 まんのう町長
  - ・講演 行政機関におけるBCP策定について  
香川大学四国危機管理先端・教育・地域連携推進機構  
地域強靱化研究センター 特命准教授 磯打 千雅子 氏
  - ・業務継続計画策定の背景
  - ・全体スケジュール
- まんのう町業務継続計画職員研修会
  - ・挨拶 まんのう町副町長
  - ・講演 災害時の自治体の対応  
～新潟県中越大地震の災害対応の教訓～（熊本地震の経過を踏まえて）  
NPO法人 防災サポートおぢや 大矢 幹雄 氏
  - ・業務継続計画策定の背景
  - ・全体スケジュール



## 2 BCPの枠組みの決定

### (1) 対象災害の検討 WS

【STEP1～STEP2】

BCPで想定する災害は、市町が「最も被害を受ける災害」とする。

#### ア) 南海トラフ地震（最大クラス） WS

【STEP1】

- 地震を対象災害とする場合は、最も甚大な被害が想定される「南海トラフ地震（最大クラス）」を想定する。人的被害・住家被害、交通機能の麻痺などの被害の状況は、県が平成25年3月から4回にわたり公表した「香川県地震・津波被害想定」を基に、さらに具体的な被害イメージを想定する。その際の被害イメージは、具体的であればあるほど、その後の作業の効率性や計画の実行性につながる。
- なお、WSにおいて、個人・家庭・地域・職場など様々な状況における具体的な被害状況をイメージしてもらい、そのイメージについて職員同士で意見交換を行うと一層のイメージの具体化につながる。
- また、その際県内市町間で一定の標準化を図るため、各市町においては図8及び図9に示す「香川県地震・津波被害想定」の「被害シナリオ」を基に被害イメージの検討を行っていただきたい。

#### 参考資料

##### ■WSによる職員の被害イメージの醸成

【宇多津町】「クロスロード」によるイメージの醸成

○BCP研修会

・「BCP（業務継続計画）について」

香川大学四国危機管理先端教育・研究・地域連携推進機構  
地域強靱化研究センター 特命准教授 磯打 千雅子 氏

【綾川町】「目黒巻き」によるイメージの洗い出し

○平成29年度 第1回綾川町BCP担当者WG

・「グループ討議」

香川大学四国危機管理先端教育・研究・地域連携推進機構  
危機管理先端研究センター 副センター長・特命教授 岩原 廣彦 氏



宇多津町



綾川町



イ) その他の大規模自然災害

○ 業務継続性の確保のためには、いかなる大規模自然災害であっても非常時優先業務を継続する体制の構築が必要であることから、「南海トラフ地震（最大クラス）」以外の災害についても、検討対象とする必要がある。

○ 特に水害については「平成 28 年台風第 10 号災害」や「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害」の検討会等において、事前の定めはあったものの、実際の発生時には、一部で役割分担が明確でなく、防災担当職員が膨大な電話対応に追われるなど、災害対応に混乱も見られたことから、BCPにおいて災害の種別や段階ごとの参集基準や体制、非常時優先業務等を定め、全庁をあげた体制の構築が必要であるとの指摘がなされている。

○ このほか、特定の災害を対象とせず、高潮、豪雨、洪水、土砂災害等の自然災害及びコンビナートの爆発・火災並びにそれらの複合災害も含め、業務継続に支障を及ぼすおそれのあるすべての緊急事態を想定すること重要である。なお、その際は、災害毎に非常時優先業務を選定するのではなく、各業務の機能不全や中断が、どの程度住民生活や地域経済に影響を与えるかという基準で評価（いわゆる「事業インパクト分析」(BIA: Business Impact Analysis)) を行い、非常時優先業務の選定や必要資源の対策を行うことが必要となる。

南海トラフ地震 (最大クラス)		災害発生	1分後	10分後	1時間後	12時間後
記入日	月 日	地震発生直前、あなたはどこで何をしていますか？	寝室に向かい、子どもを守る。火の元を確認する。	TV又はラジオで被害を確認する。親に電話で安否を確認する。通じない場合は、車で見に行く。	家屋が55年以前の建物であり、倒壊のおそれあり。避難のための持ち出し品を準備する。	家族に避難所へ向かわせ、自分は出勤する。
設定						
季節	夏	自分は役場から帰宅後、夕食(晩飯)中。妻はリビングでTVを見ている。子どもは寝室で就寝中。両親は遅れて暮らしているが、おそらく就寝中。	子どもに対し、地震時の対応を教える。家具の固定	ラジオの位置や電源を確認しておく。地域の人に安否確認をお願いしておく。	家屋の耐震診断を。非常用持出袋を準備しておく。	避難所や避難経路を決めておく。災害伝言板ダイヤルの使用方法を練習しておく。
天気	晴れ					
時刻	PM8:00					
記入者 (所属) (職名) (氏名)	課		災害時の初動対応を定めておく。キャビネットやプリンターを固定する。	非常用電源や燃料を確保しておく。自主防災組織に要配慮者の安否確認をお願いしておく。	庁舎の耐震化を行う。重要なデータや資料を確認しておく。	避難所の運営方法を事前に定めておく。防災行政無線や衛星携帯電話など通信機器の使用法を確認しておく。
			1日後	3日後	1ヶ月後	
【留意事項】		<p>一 災害発生から発災1ヶ月後の状況を、具体的にイメージして考えること！</p> <p>二 一般論で考えるのではなく、あくまで自分の境遇に置きかえて考えること！</p> <p>三 “正解”や“不正解”は一切ない。各自が物語作りのように、自由に独自の発想で記入すること！（例えば、停電している、電話が通じない、家が倒壊した、道路が陥没した、火事が起きた、など色々なシナリオをイメージしていただいた方が、後のワークショップが効果的になります！）</p>				
		<p>【町役場】全体で災害対策についての基本方針（スローガン）を決定するとしたら、どんな内容にしたいですか？</p> <p>災害時の被害を想定して、課題と対策を一つひとつ調べる。町民の命を守ることを最優先に業務を行う。役場が一丸となって対策を考える。</p>				

東京大学生産技術研究所 目黒研究室「目黒巻き」を参考に作成

図 7 被害イメージ作りのワークシート例

被害シナリオ要約版【南海トラフ（L2）】

項目	被害想定	行政等の対応事項											企業等の対応事項	住民の対応事項	備考		
		地震発生	～半日	～1日	～4日	～1週間	～2週間	～1か月	～3か月	～半年	～1年超						
災害	地震の想定 震度:5強～7 (地動) ○県全域で震度5強～7の強い揺れが発生 (震状化) ○海岸域の埋立地で顕著であり、山地の河川沿い等の沖積地や河川等の埋立地などでも発生する区域が存在 (その他) ○地震が発生することにより、以下の事象が発生する恐れあり ・急傾斜地の崩壊や地すべりの発生 ・沿岸部では地震により堤防が破壊され、津波到達前に浸水する箇所が発生																
	津波被害の想定 海面変動開始時間(±20cm) :4分～98分 最高津波到達時期 :83分～511分 最高水位: T.P.2.8～3.8m	○津波第1波到達															
建物被害	建物被害の想定 全壊:35,000棟(合計) 半壊:25,000棟 破状化:2,500棟 津波:2,000棟 急傾斜地:220棟 地震火災:5,700棟	○耐震性の低い古い建物を中心に全壊 ○震状化により建物に受け継がれた居住や日常生活が困難 ○本道住宅が密集している地域を中心に地震火災が同時多発し延焼火災を含む大規模な火災により焼失する ○津波により建物が全壊 ○津波により漂流するがれきからの出火などから津波火災が発生	初期消火・出火防止活動	消防署・消防団の消火活動	救護活動の拠点となる病院、避難所等の自主的防災活動を優先的に実施	消火に必要な水の確保及び対応策の検討											
	人的被害の想定 死者:6,200人 負傷者:19,000人 自力脱出困難者:5,400人 津波要救助者:400人	○耐震性の低い木造建物を中心に、揺れによる建物倒壊により死者が発生 ○急傾斜地崩壊や地滑りにより生き埋め等による死者が発生 ○出火家財からの逃げ遅れ、家屋内の閉じ込め等により死者が発生 ○その他、以下の理由により死者が発生する可能性あり ・屋外転倒物や屋外落下物 ・屋内において、固定していない家具の移動や転倒等 ○倒壊建物等への閉じ込めによる要救助者の発生	○津波浸水深30cm以上の地域を中心に津波に巻き込まれ死者が発生 ○津波に対して中高層階へ避難した要救助者の発生 ○津波による被害者発生(避難時等の人的被害、行方不明者)	自身の安全確保(安全確認・安否確認)	家族の安否確認	倒壊家財からの救助活動(地域)	消防署、警察、自衛隊の連携した救助、救出活動	行方不明者の捜索活動									
ライフライン被害	ライフラインの被害想定 ○震度6弱以上の地域全域が停電 ○ガス供給停止、水道断水 ○下水道施設の処理が困難 ○震度6弱以上の多くのエリアで固定電話、携帯電話の利用困難	○非常用発電機の燃料切れによる通信機能停止エリアの拡大 ○電力供給不足による需要抑制(計画停電)の実施	公共機関及び医療機関における自家発電の稼働	電気が順次解消	電気・電話の復旧活動	上水道の復旧活動	下水道の復旧活動	ガスの復旧活動									
	交通施設被害	○高速道路では道路施設被害等による通行困難 ○点検のための交通規制、道路への建物倒壊等により通行困難 ○中山間部で地すべりや斜面崩壊により通行機能障害が発生 ○建物倒壊などによる道路閉塞発生 ○鉄道施設の被害、地震による点検などにより鉄道全線不通	○津波により浸水した道路が通行困難 ○津波により港湾施設が破損し機能停止	○本州・四国を連絡する橋梁点検完了 ○緊急輸送ルートとしての海上輸送確立 ○緊急輸送ルートとしての海上輸送確立	警察、道路管理者と連携した状況把握	緊急輸送道路の確保(道路障害物の除去等)	交通規制等による緊急輸送道路通行の確保	帰宅困難者の交通機関所有施設への収容	交通手段の確保	直轄国道、高速道路等の復旧活動	鉄道の復旧活動						

出典：香川県地震・津波被害想定第三次公表

図 8 香川県地震・津波被害想定 被害シナリオ要約版<南海トラフ地震（L2）> 1/2

被害シナリオ要約版【南海トラフ（L2）】

項目	被害想定	被害シナリオ要約版【南海トラフ（L2）】										備考										
		地震発生	～半日	～1日	～4日	～1週間	～2週間	～1か月	～3か月	～半年	～1年超											
生活への影響	避難人口 199,000人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所運営委員の被災</li> <li>○避難者が避難所に到着</li> <li>○サービスステーション(SS)、タンクローリーの被害</li> <li>○医療機関の機能が低下</li> <li>○医師、看護師の不足で診察機能が低下</li> <li>○病院でのトリアージ医療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所以外への避難による混乱</li> <li>○屋外避難の発生(グラウンド、自動車)</li> <li>○軽傷～重傷者が病院に集中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○帰宅困難者が避難所に避難</li> <li>○避難所の避難スペース不足</li> <li>○医師・検死医が不足し、身元確認が困難</li> <li>○スーパー、コンビニでの物資不足(販売停止)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食糧・救援物資等が不足</li> <li>○避難所の備蓄物資の不足</li> <li>○ペットの扱いが問題化</li> <li>○ボランティア対応問題の顕在化</li> <li>○避難所内のトラブル発生</li> <li>○避難所のストレス、避難生活による血栓症等の傷病者が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○タンクローリー等の不足による燃料不足</li> <li>○非常用電源、緊急車両等への燃料供給の不足</li> <li>○燃料不足により機能低下する医療機関が発生</li> <li>○燃料供給不足の長期化により企業継続活動の継続困難</li> <li>○遺体安置場所、ドライアイス等の不足</li> <li>○火葬場等の不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア対応問題の顕在化</li> <li>○避難所内のトラブル発生</li> <li>○避難所のストレス、避難生活による血栓症等の傷病者が発生</li> <li>○避難所の長期化(解消困難)</li> <li>○学校(避難所)の授業再開困難</li> </ul>															
	避難勧告、指示の発令、周知	避難所等の開設	避難者の避難誘導(特に危険が存在する地域)	避難場所の誘導(グラウンド・安全確認:体育館等施設)	避難者の把握・物資の確保	ボランティアの受入れ、運営	避難所の状況把握	仮設トイレ・し尿処理の手配	生活物資の確保	住民による避難所、仮設住宅の自治、運営	医療施設の被害状況把握	重傷者の災害医療活動拠点への緊急搬送	軽傷者の帰宅支援、避難所受入れ	仮設住宅の建設	傷病者等の搬送	県外への重傷者の移送	医療資機材、医薬品の調達	地域医療の充実	医師・精神科医の派遣	人工透析患者等の日常受療困難者の移送	ヘリポートから重症患者を市域外医療機関へ搬送開始	死者の火葬・土葬
	災害廃棄物 1,851,000トン 津波堆積物 2,473,000トン～3,956,000トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家屋倒壊等に伴う災害廃棄物発生</li> <li>○津波堆積物の発生</li> </ul>																				
その他の被害	エレベータの停止 1,200棟数	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エレベータ停止に伴う閉じ込め者の発生</li> <li>○危険物施設等のタンク等からの石油流出・石油流出による火災発生</li> </ul>																				
	危険物 流出 10箇所 破損等 110箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長周期地震動の発生</li> <li>・建物被害の発生</li> <li>・屋内収容物転倒・落下等による二次被害発生</li> <li>○建物被害による道路閉塞により緊急車両の通行不能</li> <li>○避難行動要支援者等のほり助</li> <li>○施設等のダメージによる公共交通機関の機能停止</li> </ul>																				
		特殊消防隊などによる石油タンク等の消火	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続	企業活動の緊急継続
		避難行動要支援者の避難支援	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動	福祉避難所の開設要請・開設・指定避難所からの移動

出典：香川県地震・津波被害想定第三次公表

図 9 香川県地震・津波被害想定 被害シナリオ要約版<南海トラフ地震（L2）> 2/2

## (2) 基本方針の検討WS

## 【STEP1】

BCPの基本方針を検討し、全庁的に周知して組織全体で意思統一を図る。

- BCPの見直しにおいては、計画の基本方針を検討し、必要に応じて修正を行うとともに、その内容を全庁的に周知し、組織全体で意思統一を図る。
- 基本方針は、災害時における組織全体の対応方針を決めるものであり、内容について職員だけでなく首長にも理解していただくことが重要であり、また、WSにおいて、地域の被害イメージや課題を踏まえた基本方針の在り方について意見交換を行うことが効果的である。
- なお、基本方針は、以下の5つのポイント等を踏まえたものになるよう留意する。

- ① 市町（地域）全体の「生き残り戦略」としての考え方
- ② 非常時優先業務の適切な遂行と通常業務の積極的な休止
- ③ 非常時優先業務遂行に対する全庁的な資源配分
- ④ 被害状況への迅速かつ的確な対応
- ⑤ BCP作成過程の要点

## 参考資料

## ■ 基本方針の策定

## 【東かがわ市】

東かがわ市では、管理職クラスを中心とした全庁的なBCP検討委員会を設置。グループワークにて想定災害に対する被害状況の洗い出しをふまえた基本方針として業務継続戦略を策定した。



## 【綾川町】

綾川町では、各所属のBCP担当者によるワークショップを開催し、「家族」、「地域」、「職場」における具体的な被害イメージや、基本方針について意見交換を行った。



## 参考資料

### ■ 各市町のBCP基本方針（1/2）

市町名	基本方針
高松市	①地域防災計画に定める業務の遂行 ②継続性の高い通常業務の特定による行政サービスの継続 ③非常時優先業務に必要な人員・資源の全庁的な調整
丸亀市	①非常時優先業務の選定及び業務の再開・終了時期・必要人員数・設備等の検討 ②非常時優先業務で必要となる施設・設備・システム等の情報・災害時使用の可否等の整理 ③現体制・資源による業務目標との比較分析による課題抽出
坂出市	(1)非常時優先業務の抽出と目標復旧時間の設定 (2)課題と対策を検討、 (3)地震発生時刻毎の業務分析 (4)共通事項の統一 (5)時系列的整理
善通寺市	①地域防災計画に定める災害応急対策業務の遂行 ②継続性の高い通常業務の特定による行政サービスの継続 ③可能な範囲で各部課編成を追求した非常時優先業務の遂行
観音寺市	①震災発生時に優先的に取り組むべき重要な業務（非常時優先業務）を事前に定めること ②業務の継続に必要な資源（略）の準備や対応方針・手段を定めること
さぬき市	①非常時優先業務を優先的に実施する。 ②非常時優先業務に必要な人員、資源の確保、配分は全庁的に調整を行う。
東かがわ市	・全体：当意即妙・発災後3日間：助けよう 見極めよう ・発災後2週間以内：つなげよう 明日を生き残ろう ・発災後2週間以降：取り戻そう にぎわい・かがやき・やすらぎを
三豊市	基本方針1：市民の安全・安心を確保する非常時優先業務の最優先実施 基本方針2：非常時優先業務の実施に必要な業務資源の全庁的な確保・調整 基本方針3：非常時優先業務以外の通常業務の順次展開

参考資料

■ 各市町のBCP基本方針（2/2）

市町名	基本方針
土庄町	<p>(基本方針1) 町民の安全・安心を確保するために、あらかじめ定めた非常時優先業務を実施</p> <p>(基本方針2) 非常時優先業務の実施に必要な業務資源の確保並びに代替案の実施と調整</p> <p>(基本方針3) 再開時期を調整して継続業務を実施し、順次平常業務を再開</p> <p>(基本方針4) 住民、町内企業、その他防災関係機関との連携</p>
小豆島町	<p>方針1 町民等の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に留めるため応急対応業務の遂行に全力を尽くす</p> <p>方針2 非常時優先業務の遂行に必要な人員・資源等の確保・活用と積極的な応援の受入れ</p> <p>方針3 町民生活や経済活動の復旧・復興を優先</p> <p>方針4 継続すべき通常業務以外の休止・縮小と早期再開への努力</p> <p>方針5 随時課題を検討し、計画を継続的に見直す</p>
三木町	<p>①住民の生命・身体・財産を保護する。</p> <p>②非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保する。</p>
直島町	<p>①住民の生命・身体・財産を保護する非常時優先業務の最優先実施</p> <p>②非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等の確保と調整</p>
宇多津町	<p>方針1 町民の安全・安心を確保する非常時優先業務の最優先実施</p> <p>方針2 非常時優先業務に必要な人員、資源については全庁的に調整</p> <p>方針3 計画内容については、随時課題を検証し、継続的な見直し</p>
綾川町	<p>綾川町・3つの大切バランス 町民も大切 家族も大切 自分も大切</p> <p>①住民の生命・身体・財産を保護する。</p> <p>②家族の生命・身体・財産を保護する。</p> <p>③情報の共有化を行い、非常時優先業務に必要な人員、資源の確保、配分は全庁的に調整を行う。</p>
琴平町	<p>①町は、(略) 災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。</p> <p>②非常時優先業務に必要となる(略) 資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。</p> <p>③(略) 非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。(略)</p>
多度津町	<p>(基本方針1) 町民の安全・安心を確保するために、あらかじめ定めた非常時優先業務を実施</p> <p>(基本方針2) 非常時優先業務の実施に必要な業務資源の確保並びに代替案の実施と調整</p> <p>(基本方針3) 再開時期を調整して継続業務を実施し、順次平常業務を再開</p> <p>(基本方針4) 住民、町内企業、その他防災関係機関との連携</p>
まんのう町	<p>方針1 災害時には、人命尊重を第一に非常時優先業務を優先的に実施するが、被害状況に応じて臨機応援に対応する。</p> <p>方針2 非常時優先業務に必要な人員・資源を迅速に確保・調整する。</p> <p>方針3 業務継続計画は随時点検・見直しを行う。</p> <p>方針4 災害時には、職員の自宅倒壊や道路の崩壊等により参集できない場合や、参集途中で被災者等を助ける場合もあり、参集人員の確保ができないことが想定される。人員に限りがある職員がどの非常時優先業務にも対応できるよう、訓練等を重ねることにより全職員の災害対応能力を一歩ずつ向上させる。</p>

(3) 対象組織の検討

**【STEP1～STEP3】**

災害対応の中核となる本庁舎以外にも、所在地域の重要な行政機能を担う支所、その他防災関係機関などBCPの対象とする組織の検討を行う。

- BCPの見直しにあたり、対象となる組織の範囲を検討する。現状の計画では対象としていない組織でも、災害時に緊密な連携が必要と考えられる場合は、新たに対象に加えることを検討する。なお、本庁舎とそれ以外の出先機関で一体的に検討するか、別々に検討するかのメリット・デメリットについて表3に示す。
- 過去の大規模自然災害においては「公助の限界」が指摘されており、自助・共助の推進及び各関係機関との相互応援等も考慮することが必要であり、庁内組織のみならず住民組織や民間企業、他の地方公共団体等も含めて対象組織を検討する。

表 3 BCPにおける対象組織の検討方法

	一体的に検討	別々に検討
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源配分等について、本庁と支所等で整合性を確保しやすい。</li> <li>・ 特に、本庁が使用できない可能性があり、その代替施設に支所を利用する場合には、当該支所等と一体的に検討することで被害軽減が図られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁を先に検討して知見等を蓄積した後に、支所等に展開できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な施設や業務等を一度に取り扱うことが容易でない。</li> <li>・ 取り扱うデータや関係者が多くなり、意見調整が煩雑となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支所等までを含めた業務継続体制の確立には、一体的に検討する場合よりも検討期間が長くなる。</li> </ul>

参考：内閣府「地震発生時における地方公共団体の業務手順の手引きとその解説（平成22年4月）」（一部編集）



図 10 対象組織の範囲のイメージ

## ア) 本庁舎及び出先機関

## 【STEP1】

災害対応の中核となる本庁舎及び支所や上下水道等のライフライン施設など重要な行政機能を担う出先機関を対象に含める。

- 本庁舎は、指揮命令系統の最上位である首長の執務場所であり、また、災害対策本部の設置場所となることから、災害対応の中核拠点である。
- また、支所は、合併前の旧市町に設置されている場合が多く、所在地域の重要な行政機能を担っているため、本庁舎とは災害環境が異なる場所に立地し、本庁舎が被災した場合の代替拠点となり得る設備を有していることが多い。
- 自宅が本庁舎から離れており、災害時に出勤が困難なことが想定される職員においては、近傍の支所へ登庁し、安否報告や業務指示を受けるなどの対応も想定される。
- さらに、上下水道などのライフライン施設は、機能を喪失した場合、住民生活において重大な影響を及ぼすことになる。このほか消防や公立病院・学校なども含め、どのような出先機関を対象とすべきかを検討し、必要に応じて対象組織に追加する。なお、追加した場合は、当該組織を「BCP検討協議会」または「BCP担当者会議」に加える。

## イ) 住民組織、民間企業、その他防災関係機関

【STEP2】

住民組織、民間企業、その他防災関係機関等を対象に含める。

- 自主防災組織等の住民組織は、様々な災害対応業務において協力が必要となる。特に、指定避難所の運営など行政職員だけでは対応が困難と考えられる業務については、住民組織を対象に追加することにより役割分担の明確化を図る。また、地区コミュニティ継続計画（CCP：Community Continuity Plan）または地区防災計画を策定している場合は、それらの計画とも整合を図る。
- 民間企業については、住民の雇用の経済活動の継続、ライフラインの早期復旧のための連携が必要である。また、東日本大震災においては、サプライチェーンの寸断等により事業継続が困難になったことから、建設業BCP・中小企業BCP等との連携、災害時応援協定、合同訓練等などの実施等についても検討を行う。
- また、これら以外にも、ボランティアセンターを担当する社会福祉協議会や災害医療に必要な病院・診療所など、災害時に連携が必要と考えられる防災関係機関については、実状に応じて対象に加えるよう検討する。

## ウ) 県、近隣市町及び全国の地方公共団体等

## 【STEP3】

災害時の相互応援を想定し、県、近隣市町及び全国の地方公共団体等を対象に含める。

- 災害時においては、人的・物的資源の不足が想定されることから、地域継続の観点を踏まえながら、県、近隣市町及び全国の地方公共団体等を対象に追加するよう検討する。
- また、「災害時の相互応援に関する協定書」（平成 23 年 11 月 22 日 8 市長、9 町長、知事）や「南海トラフ地震における具体的な応急対策に関する計画」（平成 29 年 6 月 23 日改定 中央防災会議幹事会）等に基づく県及び市町が連携した受援体制の構築や、県内市町間との相互応援体制の構築については、「第Ⅲ部 応援・受援事項」での検討することとしており、その検討内容との整合を図る。

(4) 対象期間の検討

【STEP1～STEP3】

- B C Pの対象期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間から、業務実施環境が整って通常業務への移行が確立されると考えられる期間までを設定する。

ア) 発災後～2週間

【見直し STEP1】

発災後～2週間は、人命救助や支援物資供給など、確実な業務継続体制の整備が必要な期間である。

- 発災後～2週間は、人命救助を始め、支援物資の供給やライフラインの確保など、発災直後に必要な初動対応が完了するまでの期間であると考えられており、最低限この期間はB C Pの対象期間として設定する。



津波で被災した様子 (H23. 3. 12)  
写真提供：仙台市



支援物資の配送拠点となった体育館 (H23. 3. 18)  
写真提供：仙台市



体育館に避難した人々 (H23. 3. 23)  
写真提供：仙台市



応急給水に並ぶ市民の列 (H23. 3. 23)  
写真提供：仙台市

イ) 発災後～1ヶ月

【STEP1】

発災後～1ヶ月は、生活支援に関する問題が徐々に顕在化し、非常時優先業務の種類も増加する期間である。

- 発災後～1ヶ月は、避難所やボランティア、災害廃棄物、罹災証明等の問題が顕在化するとともに、仮設住宅建設の検討が開始される時期であり、住民から多くの要望が寄せられ、非常時優先業務の種類も増加することから、この期間における人員配置や業務の対応手順等の検討を実施する。



品薄状態のスーパー (H23. 4. 9)

写真提供：仙台市



震災ごみ仮置場 (H23. 4. 10)

写真提供：仙台市

参考資料

■ 各市町のBCP対象期間

市町名	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	
対象期間	2週間	1か月	2週間	2週間	1週間	1か月	3か月	1か月	
市町名	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町
対象期間	2週間	1か月	1か月	1か月	1か月	1か月	1か月	2週間	1か月

ウ) 発災後～3ヶ月

発災後～3ヶ月は災害応急対策から災害復旧へ移行する期間である。

- 「香川県地震・津波被害想定」の被害シナリオによると、3ヶ月以降は、ガスや鉄道等のライフラインが復旧すると想定されている。
- この期間は、災害応急対策から災害復旧へ移行の段階となるが、学校の授業再開の問題や廃棄物処理等の対応は残っており、予算措置を伴う業務も多く発生することから、事前に対応策の検討を実施する。



崩落した擁壁等の復旧作業 (H23. 4. 12)

写真提供：仙台市



搬入場に積み上げられたがれき (H23. 4. 18)

写真提供：仙台市



体育館で授業を再開した中学校 (H23. 4. 19)

写真提供：仙台市

## エ) 発災後～半年（事前復興計画）

## 【STEP3】

発災後～半年は、ほとんどの応急業務が完了し、本格的な復興に向かう時期である。

- 発災後の復興を効率的に実施するため、事前に災害に強いまちづくりの観点から、被害を最小限に抑える方法や、住民の生活レベルを元に戻す方法などを含め、復興における市町の在り方や方向性を検討する。
- なお、復興の前提となる被害想定について住民や民間企業など関係機関と共有し、合意形成を図る、いわゆるクライシスコミュニケーションに取り組む。



水路の復旧が完了した水田での田植え（H23. 5. 27）

写真提供：仙台市



仮設住宅（H23. 7. 14）

写真提供：仙台市



震災廃棄物を処理する仮設焼却場（H23. 10. 1）

写真提供：仙台市

参考資料

■ 多賀城市における発災後の災害対応  
 □ 震災の時系列 (3月11日 18:30 まで抜粋)

日	時間	情報内容
3月11日	14:46	地震発生(震源地：三陸沖)
	14:49	大津波警報発令 最大6メートル 満潮時刻 20:03 本庁舎被害状況 東庁舎玄関間隔ガラス、6階第 会議室天井破損、講堂ガラス1枚破損
	14:50	災害対策本部を設置 避難指示 下水道3班編成で出動中。施設被害なし。
	15:05	高橋特老北側市水道管から漏水 天童市より被害があれば連絡願いたい旨の連 絡あり
	15:10	避難する旨を広報 パトロール班水門調査、農業施設調査へ出発
	15:12	山王陸橋地震により通行止め
	15:13	奈良市より被害があれば連絡願いたい旨の連 絡あり
	15:14	宮城県より、津波が危険であり避難指示の連絡 あり
	15:15	全消防団へ話所待機を無線連絡
	15:15	市民活動センター避難完了 けが人なし、建物 被害一部(蛍光灯落下)あり
	15:20	中央部エリア長より、中央ブロック(高崎・新田中・伝 上山)、下馬ブロック(鶴ヶ谷・下馬) 調査出発
	15:22	沿岸地域に避難広報を第5・6分団に依頼した
	15:25	第3分団詰め所待機完了、巡回開始 第4分団詰め所待機確認
	15:26	第7分団詰め所待機確認 第8分団詰め所待機確認、巡回警戒広報実施
	15:28	ポンプ車を出した旨報告
	15:30	西部エリア長より西部地区3班編成で被害状況調 査出発 上水道部より森郷排水池、天の山配水池漏水疑 いあり、確認中、森郷土配水池以上なし 災害対策本部から各避難所に対し食糧、毛布を 配布を指示 教育委員会より各中小学校へ避難状況確認に 向かう 多賀城消防署から八幡のマシオン火災で消防隊出 動中、なお、多賀城消防署から災害対策本部へ 1名出向した 道路公園課より多賀城交番前から念仏橋まで が隆起して通行できないので通行止めにする、 宮城県へ連絡済み
	15:32	高崎中学校多目的ホール天井落下、避難者は体育 館に誘導
	15:33	多賀城小学校体育館照明落下の危険あり 道路公園課より、おもわく橋の東側歩道隆起
	15:34	広報装置で避難指示を広報 宮城東部被害状況、煙突つなぎ部亀裂あり、敷 地内道路陥没3か所、粗大施設壁穴あり、フェンス 倒壊
	15:35	第6分団けが人なし、大代中区の屋根瓦落下、 橋本団地ブロック倒壊、水位50cm下がる 高崎中 避難状況 大人40人、子ども70人
	15:38	鶴ヶ谷地区けが人なし、総合体育館壁落下、ひ び割れあり
	15:40	管財課より庁舎自家発電のガソリンは現在5~6 時間もつ見込み、震災対応用ガソリン、GSから購 入手配 市長公室より、後山マシオンのブロックが道路側に 倒壊 八幡班より、八幡公民館避難状況、避難住民15 人、けがなし、耐震性不安あり、被害状況確認 できない
	15:42	道路公園課より、多賀城駅前駐輪場異常なし
	15:45	広報装置で避難指示を広報 高崎中学校より、避難者数300人、人的被害な し 多賀城中学校より、現在の避難者10名、津波 のおそれがあるため天真小に移動 特養桜花の職員、入所者60人避難したい旨連 絡あり、文化センターに避難するよう指示

日	時間	情報内容
3月11日	15:50	広報装置で避難指示を広報 新田新後セパソルン付近水道管破裂、水噴出 笠神新橋から先200mに渡り堤防が崩れている 交通防災課より、現在広報可能地区は大代北、 塩留公園、明月公園のみ 志引区内ブロック倒壊、屋根瓦落下多数、けが 人はいない模様、避難について指示求む 八幡公民館15人避難、付近避難所の開設状況 未確認であり、八幡小学校の避難所開設状況を 公用車で確認にいくよう指示 多賀城消防署より、貞山運河に津波の第1波が 来たとの無線入電 下水道課より、八幡ポンプ上げゲート封鎖 桜木班より、桜木地区住民はバーへ避難
	15:53	塩釜警察署に災害対策本部を設置したので、情 報交換求める 宮城県災害対策本部より、津波が繰り返してい るので注意するよう連絡あり
	15:54	桜木の東北緑化環境保全の方8人、6階男子福 利厚生室に避難済み
	15:57	下水道課より、八幡ポンプ場付近の堤防を越え て敷地内に浸水
	15:59	山王小学校の窓ガラス破損、校庭地割れあり。避 難者10人。4年生以上の児童を保護者に引き 渡し中、怪我人なし
	16:00	文化センターより、避難者約500人、文化センターの瓦 相当落下していれう 市民プール北側ブロック倒壊。けが人なし
	16:03	浮島5号公園付近でガス漏れ発生
	16:05	広報装置で避難指示を広報 下水道課より、中央ポンプ場堤防越水、敷地内 浸水 シルバーハウスより、避難完了報告 八幡小学校付近砂押川津波遡上、深さは堤防ま での8、9割程度 都市計画課より、八幡橋、警察により通行止め 都市計画課より、急傾斜崩落なし(留ヶ谷1か 所、下馬2か所、笠神3か所)
	16:07	多賀城駅前の砂押川、津波が遡上し堤防決壊寸 前になっている
	16:10	管財課より、庁舎被害状況、エレベーター停止中(人 の閉じ込めなし)物品等落下多数あり 高崎中学校より、避難物資の要請があり、取り に来るとのこと、一食糧、飲み物、毛布300人 分用意するよう指示済み 道路公園課より、第1下馬踏切遮断機が、おり たまのため渋滞発生中、職員2名派遣要請あ り、一現場対応願う旨指示
	16:10	中央班長より、中央1丁目地内で瓦落下4件あ り
	16:15	高崎班長より、高崎3丁目地内でブロック破損 2件あり
	16:20	管財課より、庁舎用自家発電機のガソリンは、現 在19時間もつ見込み 高崎1丁目、2丁目地内のブロック倒壊が計5 件あり 高崎中の暖房についての問い合わせあり→使用 不可のため毛布で対応 八幡班より、八幡小学校3階を避難所としてい る。八幡小学校(本部)道路全面冠水 高崎中学校へ、避難物資300人分の食糧、毛布 を現地班が配達 多賀城小学校より、体育館の水銀灯落下、多目 的ホールへ避難者を收容中、児童は保護者へ引き 渡し中、怪我人なし 天真小学校へ対し避難所開設要請、現地班は未 到着、自宅でけがした女性1名あり、周辺道路 混雑停滞中 八幡班より、八幡ポンプ場運転正常中 桜木班より、笠神新橋の200m下流 両堤防決壊

出典：平成23年3月11日 あの日を忘れない 東日本大震災の記録(宮城県多賀城市)

参考資料

■ 多賀城市における発災後の災害対応

□ 震災の時系列 (3月11日 18:30まで抜粋) (続き)

日	時間	情報内容
3月11日	16:20	大代班の避難状況東小学校 体育館 300人、校舎 100人 東豊中 校庭 100人、体育館は倒壊の恐れがあるため、校舎に避難、校舎の人数は現在確認中 山王班より、泉塩釜線の JA 南宮支所付近ブロック塀 10m3 か所倒壊、現在通行に支障なし
	16:22	新田班長より、新田公民館避難者 12名、なお、公民館付近木製電柱倒壊のおそれあり
	16:25	砂押川から水が引いている。鶴ヶ谷旧ペンション前から警察学校付近まで冠水
	16:27	広報装置で避難指示を広報
	16:29	災害時の支援協定の企業に対し食糧提供依頼するよう指示、電話つながらないため直接向かうことも検討中
	16:30	樋の口大橋異常なし
	16:34	志引保育所けが人なし。ガラス1枚破損
	16:35	鶴ヶ谷班より、多賀城公園ゲートボール場付近 50人位避難者あり、→総合体育館へ避難誘導指示 宮城東部より、宮城東部前砂押川を津波が遡上している
	16:36	道路公園課より、八幡4丁目阿部鉄工所で人がはさまれているので救助求む
	16:37	交通防災課より、現在広報装置の電源がつかない
	16:38	第6分団より、貞山運河の状況は、仙台新港からの流れが、津波で速くなっている
	16:40	新田班長より、新田公民館への避難者は多く、追加の避難者は山王小学校へ誘導する
	16:40	八幡小学校より、避難状況 120人(教員 20人、住民 50人、児童 50人)津波のおそれがあるため3階以上の教室に避難中
	16:42	第5・6分団より、浸水のため巡回広報不能
	16:44	本部から第5分団へ指示、笠神新橋から八幡公民館の間で、2階に取り残されている人 50人程度居るもよう、救助を要請する
	16:45	教育委員会より、城南小学校の避難状況、体育館へ 130人(教員 50人、住民 50人、子ども 30人) 総務課より、庁舎内で待機中の職員の出勤①天真小へ2名②学院大工学部へ9名、避難物資を届けることとした
	16:48	現地班より、砂押川津波が堤防を越える勢い 桜木県管住宅駐輪場屋根の上 2名取り残されている。→自衛隊が対応した連絡あり
	16:50	高崎班より、高崎の元ブチャート付近で人が倒れている、息をしていない、消防団が応急処置、呼吸回復し、仙塩病院へ搬送した
	16:52	桜木花園幼稚園の浸水で子どもたちが閉じこめられている。→16:55 自衛隊に救助依頼
	16:53	広報装置で避難指示を広報
	16:54	塩釜警察署より、けが人情報 八幡4丁目阿部鉄工所で人がはさまれている。高崎の元ブチャート付近で倒れている人あり
	16:55	八幡小学校、避難者 300人に増加、3階に避難中、東小学校(体育館へ避難)、豊中中学校(校舎へ避難)ともに怪我人無し
	17:00	7件について自衛隊に救助要請。大代緑地公園、ユークラッド内車内 2名閉じこめ、町前3丁目車 5名閉じこめ、八幡4丁目阿部鉄工所でははさまれた、桜木2丁目2階に取り残されている、栄1丁目2階に3名取り残されている件、ボリセンター駐車場で浸水し外へ出られない
	17:06	びっくり市付近の砂押川堤防決壊
	17:06	桜木3丁目のアパートで4名取り残されている
	17:09	道路公園課より、新田上野線田口洋蘭歩車道ブロックが車道へ転倒、処理済み
	17:10	太陽工業より、八幡4丁目のアパートに4名取り残されている
	17:10	第6分団団長より、大代3丁目住宅地床土 1m冠水(生協屋上から確認)

日	時間	情報内容	
3月11日	17:13	桜木班より、桜木東集会所に多数取り残されているので救助願う	
	17:19	多賀城消防署より、大代1丁目のタンクローリー火災に消防署が向かう→17:40 鎮火	
	17:29	第6分団より、津波第3波襲来	
	17:30	上水道部より、伝上山地区住民の避難場所について問い合わせあり。→避難場所は学院大工学部と回答 第6分団より、大代生協の屋上から身動きがとれない状況 第4分団からボートで出動する旨連絡あり	
	17:32	現地班より、文化センターの暖房あと2時間で切れる、灯油を配給願う→18:10 灯油 400ℓ自衛隊配給済み	
	17:40	八幡班長より、八幡2号公園付近で、子ども1名大人2名 木にぶらさがっている支給救助願う、→消防署および自衛隊に対応依頼	
	17:45	浮島班より、浮島公民館の避難者 90名で、追加の避難者は城南小へ誘導 各分団の現在の人的被害の状況第4分団で1名(元ブチャート付近)第8分団1名(両足やけど、第8分団詰め所)	
	17:50	自衛隊より、ボート3台準備し、市到着まで30分、現地到着まで1時間かかるとのこと 仮設トイレを応急物資として200基のうち、本日中に46基を納入する。残154基はその後輸送する	
	17:55	第4分団、第5分団より、鎮守橋付近でけが人多数(人数不明)、八幡ペンション付近の家の中で救助の叫び声が聞こえる、消防団では救助不能	
	17:56	東北電力塩釜営業所より、16時現在の停電状況全域停電(青森、岩手、秋田)、ほぼ全滅(宮城、山形)、一部(福島)、女川原発1号機2号機発電停止中、約440万戸停電中	
	18:00	災害対策本部より、到着した自衛隊へ市のボート貸し出しする旨連絡 現地班より、志引保育所の19名工学部へ避難開始、19名以外は保護者へ引き渡し完了 現地班より、鶴ヶ谷保育所は、天真小へ避難済み、笠神保育所は異常無し、怪我人も無し	
	18:10	新田班長より、避難所山王小学校の照明消灯、水道水質悪い、山王小学校の避難者 300人 施設(高齢者認知症)美の里(桜木2丁目アパート2階)に20人(高齢者14人)避難中)怪我人無し、美の里は1階部分が浸水しており移動不可→自衛隊にボートによる対応依頼済み	
	18:11	鶴ヶ谷班より、笠神新橋付近(5m付近)第1波の大きな津波通過中、住宅地に流れ込んでいる 災害対策本部より、第3分団へ、スターンの南側電柱に人が登って避難しており、救助願いたい 上水道部より、八幡7-12屋「ちんりゅう」付近で、電柱への避難者あり対応願う→本部で対応	
	18:23	柏幼稚園の園児および先生が幼稚園内にとどまっている可能性あり救助を要請→自衛隊に救助要請	
	18:25	仙塩病院より、病院で避難者を受け入れている、水、食糧等300人配給願う→費用は市でもつので、仙塩病院で用意できないか、病院も浸水しており身動きがとれないとのこと(床上1.53m浸水)	
	18:27	消防本部より、町前2丁目建物火災発生、要救助者ありとの報告	
	18:30	高崎班より、高崎中学校避難状況報告 700名ほど避難、さらに集まってきている、2F、3F 教室全開放、1Fは津波を避けて使っていない、水が止まっているので、トイレはボールからバケツリで汲んでいる、寝たきり老人2名、和室へ、菓等はあるため今は大丈夫、今必要なのは、灯り、毛布、水	
	...	...	...

出典：平成23年3月11日 あの日を忘れない 東日本大震災の記録(宮城県多賀城市)

### 3 B C P 発動時の体制

#### (1) B C P の発動と災害対策本部の設置

【STEP1】

大規模災害の発生によってB C Pが発動した際、災害対策本部を早期に立ち上げるための災害対策本部の設置方法等について明確化する。

○ 災害対策本部の設置方法や組織体制等について、必要な人員、資機材及び執務環境等を明確化し、部署に関係なくどの職員であっても、先に参集した職員から遅滞なく対応できる体制を整備する。なお、地域防災計画に記載している場合でも、B C Pに記載する。

○ その際、確認すべき事項としては、以下の項目があげられる。

- ① 災害対策本部の設置及び解散基準
- ② 災害対策本部の設置場所
- ③ 災害対策本部の設置の各部署への周知及び公表方法
- ④ 国、県、その他防災機関との連携項目、連携方法、連絡手段
- ⑤ 災害対策本部設置時の動員体制（勤務時間内・外）
- ⑥ 災害対策本部室等のレイアウトや必要な機材等



図 11 災害対策本部設置のレイアウト例



(3) 首長不在時の代行順位

首長不在時に首長の職務を代行する者を定める。

- 大規模災害発生時に、首長が不在であっても指揮命令系統を維持できるよう、首長等不在時の明確な代行順位を、少なくとも第3順位まで規定する。

**記入例**

首長不在時の明確な代行順位

担当部署 ( )

現時点の状況

首長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	建設課長
・地域防災計画に記載し、文書により全職員に周知済み		

今後の検討事項

・出張スケジュールを一元的に管理し、首長の職務代行者3名の出張スケジュールが重なる場合は、その都度代行者を指名するなどの代行順位の運用方法を定める。

代行順位を第3位まで記入する。また、周知措置や運用状況等を記入する。

(留意事項)  
・職務代行者が全員不在にならないように運用方法を定める。

出典：内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月）」

参考資料

■ 香川県庁BCPにおける職務代理者の規定

第2章 業務継続計画体制の検討

1 計画の対象及び実施体制

(2) 非常時の業務継続体制

②災害対策本部の組織及び災害時指揮命令システム（ICS）

本部長、副本部長ともに事故あるときは、知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成23年香川県規則第56号）において定められた職員が順にその職務を代理する。

【規則において定められた職員の順序】

- 1 審議官、2 政策部長、3 総務部長、4 危機管理総局長、5 環境森林部長、6 健康福祉部長、7 商工労働部長、8 交流推進部長、9 農政水産部長、10 土木部長



## (5) 参集が困難な場合の対応

## 【STEP2】

自身や家族の被災、自宅の倒壊等により、参集が困難となった場合の対応について明確化する。

- 自身や家族の被災、自宅の倒壊等により、発災後、全職員が参集基準に基づき参集できるとは限らない。指定された場所への参集が困難と判断される場合でも、職員が混乱なく対応できるようにするため、①指定の参集場所とは異なっても良いので最寄りの市町施設へ参集する、②当面は地域の救助・復旧活動に従事する、③自身や家族の安否を確保してから参集する、などの対応をBCPに定めておくことが重要である。
- また、メンタルヘルス対策の観点からも、発災後、直ちに参集できない職員については無理に参集させるのではなく、長期化する災害対応の人員交替要員として配置するなどの体制も検討する。

## 参考資料

## ■ 職員の参集問題

- 地震発生が勤務時間内かどうかで、初動対応の活動条件は大きく異なる。BCPの前提となる職員の参集条件については、事前の想定より下回ることを十分考慮しなければならない。

平成7年1月17日（火）午前5時46分、震度6の地震があったと発表されたので、「全市防災指令第3号」が適用され全職員出動体制に入った。しかし、交通機関をはじめライフラインは全て途絶、そのうえ市職員自身も15人が死亡したほか、家屋の損壊を含め被災した職員数は全職員の41.9%にのぼり、十分な職員数の確保が困難であった。

このような状況の中で、1月17日の職員の出勤状況は表1-3-2のとおりであり、以後1月18日約6割、1月19日約7割、1月21日約8割、1月25日約9割であった。

表 1-3-2

	出務職員数	計画数	出務率
市町部局（区、行政委員会を除く）	約 3,100 人	8,850 人	35%
区（福祉事務所を含む）	約 900 人	3,818 人	24%
消防	約 1,300 人	1,372 人	95%
水道	約 700 人	1,006 人	70%
交通	約 850 人	2,249 人	38%
教育	約 500 人	541 人	92%
合計	約 7,350 人	17,836 人	41%

注：1. 出務できなかった理由は、震災による交通遮断や職員自身の被災。

2. 局・部長は17日午後6時現在全員執務。

出典：（財）神戸都市問題研究所：阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995年、平成8年1月、p.193

## (6) 来庁者の安全確保

## 【STEP2】

大規模災害発生時には、避難者や帰宅困難者、問合せ等多くの来庁者への対応について定める。

- 大規模災害発生時においては、発災前から既に来庁していた住民や、発災後に庁舎に避難してきた避難者、帰宅困難者等への対応が必要となる。
- 火災の発生や庁舎の倒壊等により庁舎にとどまることが危険であると判断される場合は、来庁者の安全を確保しつつ、適切な緊急指定避難場所または指定避難所まで誘導するとともに、帰宅困難者については、庁舎内等で一時滞在場所を確保することも検討する。さらに、被害に関する情報等を求めて来庁した住民に対しては、掲示板等により必要な情報を掲示するよう検討するなど、様々な状況を想定し、具体的な対応について定めておく必要がある。
- また、住民以外にも報道関係者の対応についても、立入禁止場所の区別や簡易バリケード等の設置の方法等について定めておく必要がある。
- なお、当該項目について、非常時優先業務の一環として検討する場合、少なくとも窓口業務や総合案内所の担当部署については、具体的な誘導の担当者や手順等を定めておく必要がある。

(7) 指揮命令系統の明確化（ICS）

災害時における情報の錯綜等を防ぐため、災害対策本部各班または各所属との間における指揮命令系統について明確化する。

- ICSでは、災害対応に関する命令や報告などの情報が錯綜し、責任の所在が不明確にならないように、「報告する上司は1人だけ」、「業務の命令・割り当てを受けるのも1人の上司からだけ」と定められている。
- 大規模災害時において、迅速かつ適切な災害対応を実施するため、災害対策本部各班または各所属の間における指揮命令系統や連携方法について、組織系統図などにより明確化させることが重要となる。また、その際は、机上での検討だけでなく、実際の訓練により、その実効性を検討することが重要である。

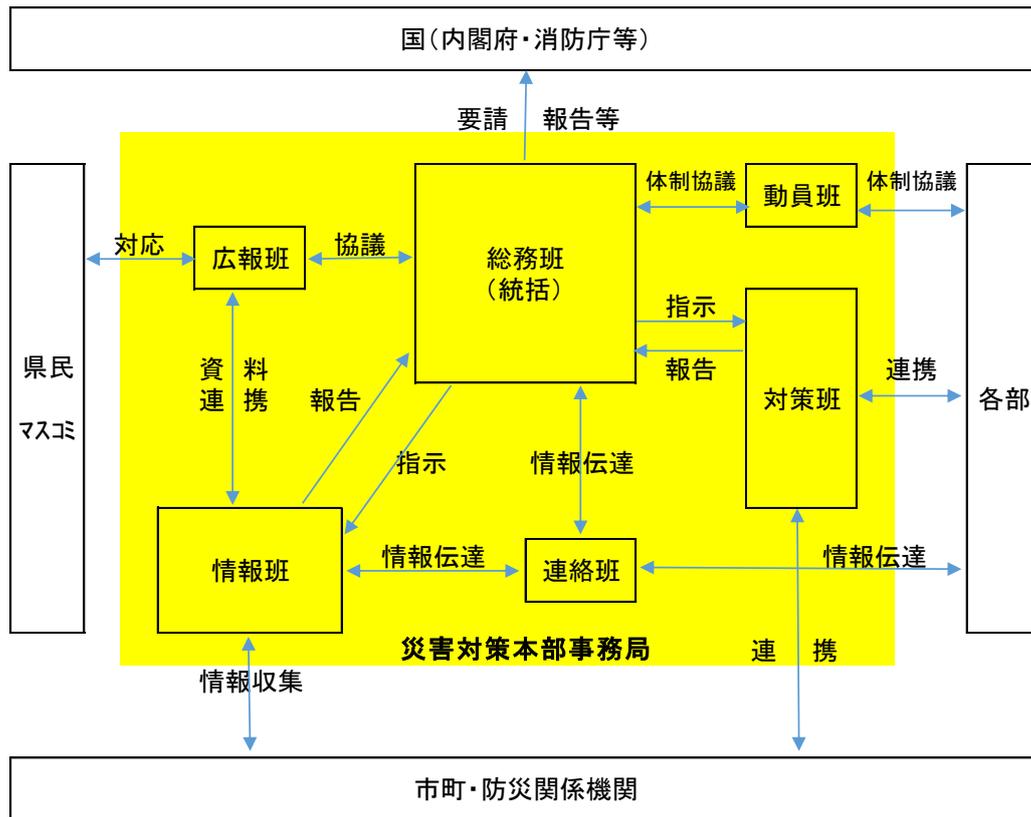


図 12 災害対策本部連携イメージ

## (8) 直接指揮人数の制限 (ICS)

【STEP3】

1人の監督者が効果的に監督できる部下の数が5人±2人となるような組織体制を構築する。

- 1人の監督者が効果的に監督できる部下の数は5人±2人(3人～7人)とされ、これを「監督限界」という。
- 災害時の組織体制においても、1つの機能をもつ組織(グループ)の人数は「監督限界」以内とし、それを超える場合は、さらに下部の班(グループ)を組織し、細分化させる必要がある。

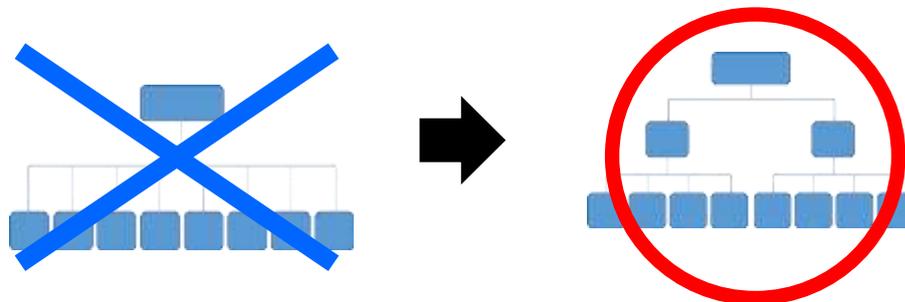


図 13 「監督限界」を踏まえた組織体制のイメージ

## (9) 責任担当期間 (ICS)

【STEP3】

一定時間ごとに作成または更新される「災害対応戦略計画」に基づいて行動を行う組織体制を構築する。

- ICSでは、職員の交替を前提として通常12時間に設定する責任担当期間ごとに、予測される状況に対して「災害対応戦略計画」を策定し、この計画に基づいて行動する「目標管理型」の災害対応が提唱されている。なお、「災害対応戦略会議」においては、一定時間内に達成すべき目標が掲げられると同時に、その目標達成に責任を負う組織が決定される。
- また、一定時間ごとの人員交替を前提として、人員交替要因を確保することとされており、特に長期的な災害対応が求められる場合には、人員交替制の実施に向けた体制整備が必要である。

## (参考) ICS (Incident Command System) について

- ICSは、米国の危機管理機関が採用する一元的な危機管理システムであり、現在、米国では、連邦政府における予防、対応準備、応急対応、復旧の各活動を、全ての規律、全ての外力に適応できる標準的な仕組みとして、米国危機管理体制（NIMS）を確立し、全ての連邦政府、州政府、地方政府に義務付けている。
- また、ICSは、刑事事件や危険物事故、地震、台風、津波、テロ災害まで、あらゆる種類のハザード（オールハザード）に適応できることから、米国においては、ICSが全ての現場で適応されており、また、一般市民団体による自主防災組織（通称CERT）を始め、医療施設、事業所、指定公共機関なども採用していることから、ICSは、自助・共助・公助の全てのレベルにおいて、広く普及しているシステムであると言える。
- ICSの大きな特徴は、ハザードの規模や種類に関係なく、関係する全ての組織が、標準的な危機対応体制を共有していることと、危機対応に必要となる活動を以下に示す5つの機能の集合体としてとらえていることである。

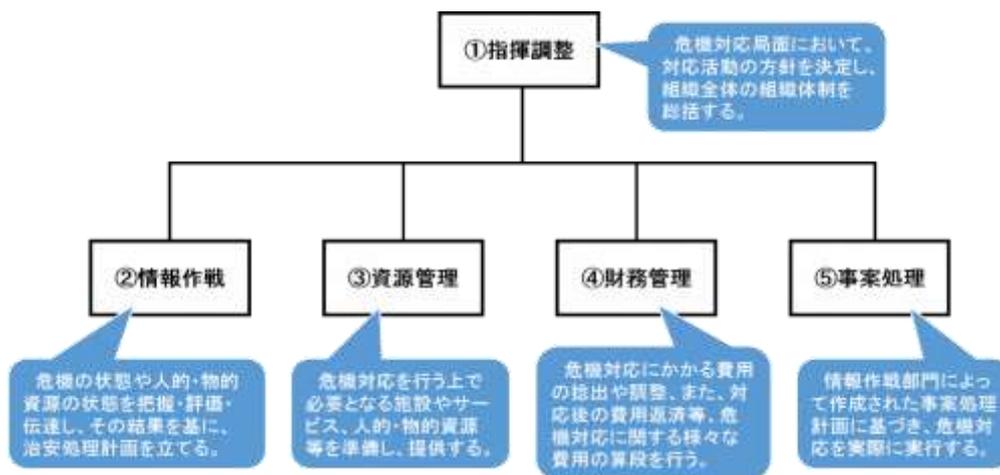


図 14 ICSにおける組織構造

- 一方で、日本の組織は、ハザード毎に危機対応にあたる組織が入れ替わる（いわゆる「縦割り」）危機管理体制をとり、また、関係者の合意と信頼に基づいて行動する場面が多く見られるため、軍隊の指揮命令系統にならって編成されているICSをそのまま導入することは難しいのが現状である。
- しかし、ICSに関するシステムの中にも、日本に取り入れることが可能な事項は数多く存在することから、そのうち取り入れるべき内容については、本指針において積極的に盛り込むこととした。

## 4 人的資源に関する検討

### (1) 職員へのアンケート調査

**【STEP1】**

勤務時間外における参集や居住家屋の危険度、一時帰宅の必要性等に関する職員へのアンケート調査を実施し、発災時の動員状況を把握する。

#### ア) アンケート調査における留意点

- 勤務時間外に大規模災害が発生した場合、職員自身や家族の被災、公共交通機関の停止等により、職員が通常の勤務地に参集できないおそれがある。
- そのような状況を想定し、発災後の職員の参集状況について、アンケート調査によって把握する。なお、当該アンケートは、より実態に見合った回答を得る必要があることや、個人情報が含まれることなどを考慮し、表4の点に留意する。
- また、アンケート調査では、発災後に参集可能な「時間区分」を設定する必要があるが、その際、BCPの「対象期間」及び「非常時優先業務」の時間区分と整合を図る必要がある。

表4 個人情報を含む職員アンケートの取扱いについて

個人情報の取扱いに関する留意点
① 個人情報を含むデータをBCP本文に反映させる際には、個人情報保護の観点にくれぐれも留意し、内容によっては、参考資料等として扱い、公表しないこと。また、その点を調査時に職員に周知すること。
② BCPは、行政の現状を正しく把握することが前提であるため、発災時に本当に参集可能かどうか、あるいは一旦帰宅が必要かどうかなどについて、嘘偽りないアンケートである必要がある。そのため、無記名でのアンケートとするか、あるいはアンケート結果を人事評定等に影響させないことなどを事前周知する等の対策を講じる必要がある。

## イ) 参集条件の設定及びアンケート調査の実施

【STEP1】

- アンケート調査における職員参集の条件について、以下のようなポイントの検討が必要である。

## 【参集速度】

- ・参集時の徒歩速度を何 km/h と想定するのか 例) 4km/h、3km/h
- ・発災後何分で自宅を出ることができると想定するのか 例) 10分、30分、考慮しない

## 【被害率】

- ・職員が被災する割合をどのように想定するのか  
例) 職員数に被害想定建物被害率を一律にかける、  
自宅が津波浸水区域の場合は参集不可とする

## 【参集場所】

- ・自宅から勤務地までの距離が離れている職員の参集場所はどうするのか  
例) 20km 以内であれば参集可能・それ以上は参集不可

- これらのポイントを考慮し、市町の実情等を踏まえ、より実態に近い調査結果が得られるようアンケート調査の様式や参集条件の改善を図る。
- また、実効性確保のため、アンケート調査は毎年度実施し、人事異動や組織改正をBCPに反映させることが望ましいが、それが困難な場合は、最新のアンケート調査結果から庁内全体の「平均参集率」を計算し、それを毎年度の職員数に適応することで、目安として参集可能職員数を求めるなどの方法などの工夫により、何年も更新が行われないような状況を避けることが重要である。

災害時の職員参集手段等調査票

No.	役職	職種	発災が通常勤務日の場合				発災が夜間・休日の場合（在宅時）			
			主たる勤務場所 ① ▼	一時帰宅要否 ② ▼	一時帰宅要の場合		登庁手段 ⑤ ▼	登庁場所までの距離 (単位：km) ⑥	登庁可能時期 ⑦ ▼	直ちに登庁できない理由 ⑧
					理由 ③	再登庁可能時期 ④ ▼				
例	係長	一般事務	本庁	要	親（要介護）の保護	1日後	徒歩	12.3	12時間以内	親の世話、自宅の復旧
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

(注意)

※ 本調査の対象は全ての正規職員とします。  
本調査はBCP作成にあたり、三木町役場として、発災時にいつの時点で何人が参集可能かどうかを把握するためだけに使用するもので、他の目的に使用するものではありません。  
個人情報の観点から、氏名の記入も求めておりませんので、実態を記入してください。

- この色のセルは、プルダウン選択です。（セルを選択し、右の「▼」ボタンを押すと選択リストが表示されます。）
- この色のセルは、直接入力してください。

- ① 主たる勤務場所を記入してください。
- ② 勤務中に発災した場合に、子どもや親の保護等で一時的に帰宅する必要があるかどうかを選択してください。（プルダウン選択）
- ③ ②で一時帰宅が必要な場合、その理由を記入してください。（例 子供の保護、親（要介護）の保護、耐震性のない自宅にいる家族の安否確認 等）
- ④ 一時帰宅した後、用事を済ませてから再登庁が可能な時期を選択してください。（プルダウン選択）  
\*これ以降は、南海トラフ地震が休日又は夜間の在宅中に発生した場合についての調査です。（ここではご自身が被災しないものとしてご回答ください。）\*
- ⑤ 発災時に在宅している場合、どのように登庁するのを選択してください。ただし、公共交通機関及び自動車は使用できないこととします。（自動二輪は可能）（プルダウン選択）
- ⑥ 自宅から登庁場所までの距離を記載してください。また、登庁経路に危険箇所がある場合は、迂回ルートでの距離を記載してください。（km単位で小数点第1位まで）  
※Webページ等で計測した距離を記入することを可とします。また、通勤届と一致する必要はありません。
- ⑦ 家族等の安全確保に要する時間も考慮したうえで、登庁できる時期を選択してください。（公共交通機関は発災後3日以降に復旧することと想定します。）（プルダウン選択）
- ⑧ 直ちに登庁できない想定がある場合、その理由を記入してください。（例 子ども・要介護者等の世話、耐震未対策のため自宅復旧に時間を要する、遠方で通勤が困難 等）

以上です。ご協力ありがとうございました。

図 15 災害時の職員参集手段等調査票（例）

## ■職員の参集想定の方法（例）

### ○勤務時間外発災時の参集想定の検討

- ・ 家族や本人の被災を考慮して参集不可能な職員数を想定

（例）被害想定調査結果から、本人や家族が被災する確率を設定

- ・ 徒歩または自転車等による参集可能な距離を設定

（例）20km以下に居住する職員のみを対象とする

- ・ 移動速度を設定し、徒歩等による参集職員数と参集時間を算出

（例）通常の歩行速度（4km/h）を設定

※中山間地や津波危険地帯、厳寒期等、地域の実情に応じた参集条件を設定し、若干遅い歩行速度（3km/hなど）とすることも考えられる。

出典：内閣府（防災担当）「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手續きとその解説 第1版【解説】（平成22年4月）」

### ○避難開始時間の検討

- ・ 避難の迅速化が図られた場合について、昼間の場合には発災後5分後、深夜でも発災後10分で避難開始すると試算している。避難速度についても夜間では昼間の80%に低下するものとしている。

出典：「南海トラフ巨大地震の被害想定（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第一次報告（平成24年8月）」

### ○ 帰宅困難者の定義

各地区の滞留者のうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人の数とする。

- ・ 帰宅までの距離が10km以内の人は全員「帰宅可能」とする。
- ・ 帰宅距離10km～20kmでは、被災者個人の運動能力の差から、1km長くなるごとに「帰宅可能者」が10%ずつ低減していくものとする。
- ・ 帰宅距離20km以上の人は全員「帰宅困難」とする。

出典：「首都直下地震の被害想定（首都直下地震対策専門調査会）（平成17年2月）」

## ■「香川県庁BCP（震災対策編）」における参集可能職員の把握方法

### 1 各部局への照会内容（参集条件）

- 発災から2日間は、徒歩参集とし、歩行速度は4km/hとする。
- 発災から2日間は、自宅から勤務地までの距離が20km以内の職員は勤務地へ参集し、20kmを超える職員は、20km以内の最寄りの庁舎（勤務地外）へ参集する（勤務地（勤務地外）からの距離が20kmを超える職員は、参集困難とし、計上しない。）
- 発災から3日後に、公共交通機関は復旧し、勤務地外へ参集した職員及び勤務地（勤務地外）からの距離が20kmを超える職員は、勤務地へ参集する。
- 時間区分は1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間、2週間。

### 2 被害想定への反映

- 職員本人・家族の被災や、自宅や周辺建物の被災に伴う救出・救助活動への従事などにより、参集困難となる職員が生じることが想定されるため、参集可能職員数の算定にあたり、被害想定への人的被害・建物被害を考慮する。（具体的には「香川県庁業務継続計画（震災対策編）第2版（平成26年11月）」を参照）

### 3 その他

- 自転車利用者が多いという本県の特性を踏まえて、自転車での参集（走行速度は15km/h）を想定した検討も行った。

## ウ) アンケート結果の整理

【STEP1】

- アンケート結果は、設定した「時間区分」ごとに以下のようなグラフに整理し、いわゆる「見える化」を図る。

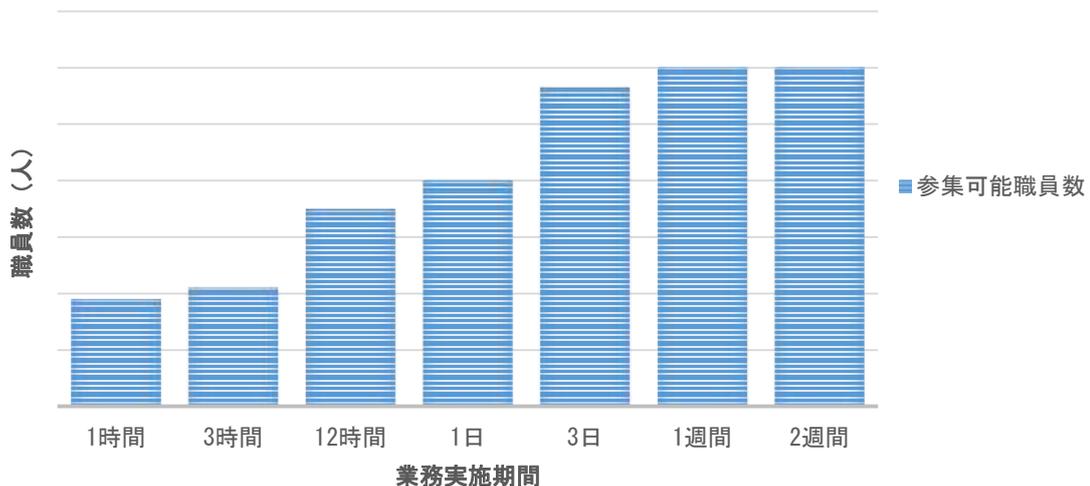


図 16 参集可能職員数の把握の方法 (例)

- また、アンケート調査の際、職員の防災意識の啓発を目的として、同時に以下のような意識調査を実施し、その推移を把握することでより有効にアンケートを活用することも効果的である。

問1：BCP着手にあたり、実施したこと（庁内組織の設置、キックオフ）や、実施する必要があると考えていることはありますか？

問2：あなたの所属に関係のある防災（水防）マニュアル等がありますか？また、そのマニュアルに基づき、あなたがすべき事について把握していますか？

問3：日頃から、南海トラフ地震や風水害などへの危機意識はありますか？また、そのための具体的な対策を、家庭で講じていますか？

問4：大規模災害時に、現状のBCPは機能すると思いますか？

問5：BCPが機能するためには、何が必要だと思いますか？

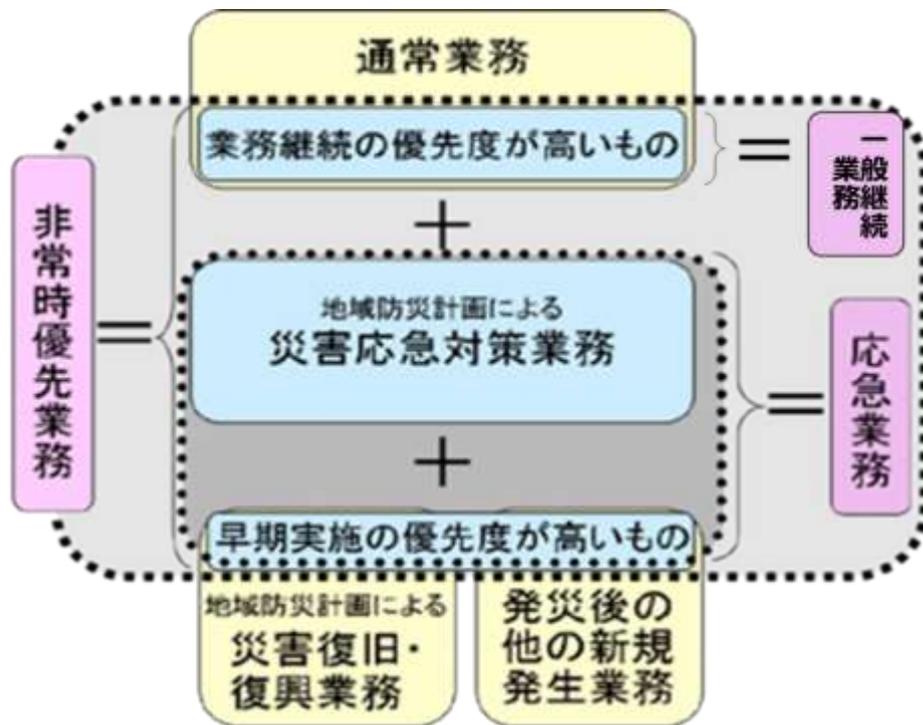
(2) 非常時優先業務の再点検WS

【STEP1★～STEP2】

ア) 非常時優先業務とは

非常時優先業務とは、大規模災害発生時においても優先的に実施する業務のことである。

- 非常時優先業務は、大規模災害発生時においても優先的に実施する業務のことであり、「応急業務」及び「一般継続業務」に分類される。なお、非常時優先業務の定義は、表5のとおりである。



出典：内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月）」（一部変更）

図 17 BCPにおける非常時優先業務のイメージ

表 5 非常時優先業務について

非常時優先業務	
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。</li> </ul>	
応急業務	一般継続業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>地震で発生した被害に対して、早急に必要な災害応急対策業務や、早期実施の優先度が高い復旧・復興業務。</li> <li>地域防災計画等を基に選定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会機能を維持するために必要な業務や、中断した場合に県民活動に多大な影響を与えるような業務継続の優先度の高い通常業務。</li> <li>平時の事務分掌等をもとに選定する。</li> </ul>

## イ) 非常時優先業務の選定及び業務開始目標時期、優先度、必要職員数の再点検WS

## 【STEP1★】

非常時優先業務の選定及び業務開始目標時期、優先度、必要職員数を再点検する。

- 非常時優先業務について、業務の選定及び業務開始目標時期、優先度、必要職員数の再点検を行う。なお、未設定の項目がある場合は、見直しの際、新たに設定する。
- その際、選定した非常時優先業務が表 5 の定義または表 6 の分野に該当するものになるよう再確認する。

表 6 継続が不可欠な非常時優先業務の分野

継続が不可欠な業務の分野
① 救命・救助や二次災害防止等、住民の生命・身体・財産を守る業務
② 支援物資供給、避難所運営、仮設住宅建設、雇用確保等、住民生活を守る業務
③ 公共交通や地域経済活動等社会機能を維持、早期復旧すべき業務
④ 上記①～③の業務継続に必要な体制・資源を確保、活用する業務

- 「業務開始目標時期の設定」については、参集可能職員数のアンケート調査と同様の「時間区分」を設定し、少なくとも発災後どの程度の時点までに開始すべきかを設定する。その際、全庁的に多数の人的資源の不足が想定されることを忘れないようにする。
- 「優先度の設定」については、まず市町の実情に応じて表 7 のような全庁的な基準を設定し、どの優先度に該当するかを判断する。
- 「必要職員数の設定」については、非常時優先業務ごとにそれぞれ必要職員数を設定する方法と、1人が複数の業務を担当している場合など非常時優先業務ごとの設定が困難な場合は、最も高い優先度のすべての業務を遂行するため、最低限何人の職員が必要であるかを検討して設定する。
- なお、再点検作業の着手前に、WSにおいて各BCP担当者で、被害イメージや非常時優先業務の選定基準等についての意見交換を行い、全庁的な統一を図ることが重要である。

表 7 非常時優先業務における優先度の基準

坂出市 (4段階)	観音寺市 (3段階)	善通寺市 (3段階)	さぬき市 (4段階)	東かがわ市 (4段階)	三豊市 (5段階)	三木町 (4段階)	直島町 (4段階)	綾川町 (4段階)	琴平町 (3段階)	まんのう町 (4段階)
A 発災後直ちに業務に着手しないと市民の生命・生活、又は市維持機能に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	A 市民の生活等の維持のために必要不可欠な業務	高 業務開始目標時期が1時間～3日前までのもの	S 市民等の生命と安全確保のために必要な業務のうち緊急度の高いもの	S 市民等の生命と安全確保のために必要な業務のうち緊急度の高いもの	1 大規模災害でも中絶することができない業務	A 町民等の生命と安全確保のために必要な業務のうち緊急度の高いもの	S 町民等の生命と安全確保のために必要な業務のうち緊急度の高いもの	A 町民等の生命と安全確保のために必要な業務のうち緊急度の高いもの	A 災害発生時に災害応急対策業務と並行して優先に行わなければならない通常業務	A 救命・救助や二次災害防止等、町民の生命・身体・財産を守る業務
B 遅くとも発災後3日以内に着手しないと市民の生命・生活、又は市維持機能に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	B 上記Aを実施するために必要な業務	中 業務開始目標時期が3日～2週間までのもの	A 市民等の生命と安全の確保のために必要な業務	A 市民等の生命と安全の確保のために必要な業務	2 発災後、半日で始める業務	B 町民等の生命と安全確保のために必要な業務	A 町民等の生命と安全確保のために必要な業務	B 町民等の生命と安全確保のために必要な業務	B 災害発生時に災害応急対策業務と並行して業務の規模を縮小又は方法を工夫する等して続行する通常業務	B 支援物資供給、避難所運営、仮設住宅建設、雇用確保等、住民生活を守る業務
C 遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと市民の生命・生活、又は市維持機能に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	C 上記AまたはB以外で、法令上実施(継続)しなければならない業務	低 急がなくてもよいと思われる業務	B 市民等の生活の安定及び財産の保全並びに社会機能及び地域経済の維持のために必要な業務のうち緊急度の高いもの	B 市民等の生活の安定及び財産の保全並びに社会機能及び地域経済の維持のために必要な業務のうち緊急度の高いもの	3 発災後、2日目から始める業務	C 町民等の生活の安定及び財産の保全並びに地域の社会機能及び経済活動の維持のために必要な業務のうち緊急度の高いもの	B 町民等の生活の安定及び財産の保全並びに地域の社会機能及び経済活動の維持のために必要な業務のうち緊急度の高いもの	C 町民等の生活の安定及び財産の保全並びに地域の社会機能及び経済活動の維持のために必要な業務のうち緊急度の高いもの	C 災害発生時にはサービスを停止する通常業務	C 公共交通や地域経済活動等社会機能を維持、早期復旧すべき業務
D 発災後2週間以上は着手せず、中断が市民の生命・生活、又は市維持機能に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務(その他の通常業務)			C 市民等の生活の安定及び財産の保全並びに社会機能の維持のために必要な業務	C 市民等の生活の安定及び財産の保全並びに社会機能の維持のために必要な業務	4 発災後、7日目から始める業務	D 町民等の生活の安定及び財産の保全並びに地域の社会機能及び経済活動の維持のために必要な業務	C 町民等の生活の安定及び財産の保全並びに地域の社会機能及び経済活動の維持のために必要な業務	D 町民等の生活の安定及び財産の保全並びに地域の社会機能及び経済活動の維持のために必要な業務		D 上記A～Cの業務継続に必要な体制・資源を確保、活用する業務
					5 発災後、14日目から始める業務					

非常時優先業務に係る必要職員数調査票【〇〇課】

	目標復旧（着手）時期・実施期間							
	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
① 所属における【一般継続業務】（優先度A）及び所属における【応急対策業務】（優先度A）を併せて、所属全体で業務遂行に必要な職員数								
② 上記①とは別に、災害対策本部の班としての【応急対策業務】（優先度A）について、所属全体で業務遂行に必要な職員数								

（作業方法）

- 1 「非常時優先業務抽出調査票」（調査票2）にある「優先度」（黄色箇所）のセルの下の「▼」ボタンを押し、「★」と「A」にあるチェックのみ残し、それ以外のチェックを外してください。
- 2 この操作により、「優先度A」の業務のみが残ります。
- 3 残った業務は、①所属における【一般継続継続】及び所属における【応急対策業務】、並びに②災害対策本部の班としての【応急対策業務】のうち、「優先度A」の業務となります。
- 4 ①所属における【一般継続継続】及び所属における【応急対策業務】、並びに②災害対策本部の班としての【応急対策業務】のうち、「優先度A」の業務を遂行するため、発災後の時系列毎に、各所属で最低何人の職員が必要かを検討してください。
- 5 検討した必要な職員数を、上の表に記入してください。

図 18 非常時優先業務の必要職員数調査票（例）

非常時優先業務抽出調査票【〇〇課】										
業務名	復旧目標レベル・業務内容等	優先度	目標復旧(着手)時期・実施期間							
			1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
【通常継続業務】 ★										
1	消防団に関すること	消防団との連絡調整	A	●	→	→	→	→	→	→
2	情報伝達手段に関すること	防災行政無線(J-ALERT含む)の通信機能の確保	A	●	→	→	→	→	→	→
3	国民保護に関すること	国民保護事業の対応	A	●	→	→	→	→	→	→
4	〇〇に関すること	〇〇業務	A	●	→	→	→	→	→	→
5	…に関すること	…業務	A	●	→	→	→	→	→	→
6	…	…	D		●	→	→	→	→	→
7	…	…	D				●	→	→	→
8			D							●
9			D							●
10			D							●
【応急対策業務】 災害時の各課等特有の業務 ★										
1	本部の設置及び解散、会議に関すること	災害対策本部の設置及び会議の運営	A	●	→	→	→	→	→	→
2	本部長の命令及び指示の伝達に関すること	災害対策本部長の命令及び指示の伝達	A	●	→	→	→	→	→	→
3	県本部との連絡調整に関すること	県災害対策本部との連絡調整	A	●	→	→	→	→	→	→
4	〇〇に関すること	〇〇業務	A	●	→	→	→	→	→	→
5	…に関すること	…業務	A	●	→	→	→	→	→	→
6	…	…	A	●	→	→	→	→	→	→
7	…	…	A		●	→	→	→	→	→
8			A	●	→	→	→	→	→	→
9			A		●	→	→	→	→	→
10			A	●	→	→	→	→	→	→
			A		●	→	→	→	→	→
【応急対策業務】 地域防災計画に基づく班毎の業務 ★										
1	災害対策本部	本部庶務	A	●	→	→	→	→	→	→
2	本部会議・その他の関係機関との連絡	本部会議・その他の関係機関との連絡	A	●	→	→	→	→	→	→
3	気象情報等に関すること	気象情報等の収集及び伝達	A	●	→	→	→	→	→	→
4	〇〇に関すること	〇〇業務	A	●	→	→	→	→	→	→
5	…に関すること	…業務	A	●	→	→	→	→	→	→
6	…	…	A	●	→	→	→	→	→	→
7	…	…	A	●	→	→	→	→	→	→
8			A	●	→	→	→	→	→	→
9			A		●	→	→	→	→	→
10			B		●	→	→	→	→	→

図 19 非常時優先業務の調査票（例）

ウ) 関連する非常時優先業務の間での連携の確認

【STEP2】

指揮命令系統や対応手順などを踏まえ、関連する非常時優先業務の間での連携を確認する。

- 指揮命令系統や対応手順などが連携している非常時優先業務については、先に開始すべき業務、いわゆる「上流の業務」の後に、それを受けて開始する業務、いわゆる「下流の業務」が開始されるよう、業務開始目標時期が正しく設定されているかを確認する。また、上流及び下流の業務の連携が不十分であると判断される業務については、各業務の担当者との間で、連携の方法について検討する。
- さらに、上流及び下流の業務の間の連携が、所属をまたぐ場合もあるため、非常時優先業務を選定する際には、必要に応じて関係部局との調整を行う。



図 20 非常時優先業務間の連携イメージ

## 5 必要資源に関する分析と対策の検討

- 発災時の業務継続体制を確保するためには、非常時優先業務の遂行に必要な各資源について、現状の分析と対策を検討し、各BCP担当者が参加するWSにおいて、検討結果を踏まえた課題を洗い出すとともに、短期的な対策として対策可能な代替手段だけでなく、予算措置を伴うものや訓練等による検証が必要なものなど、中長期的な対策も含めて検討する。

### (1) 本庁舎等 WS

### 【STEP1★】

本庁舎等の施設における被害想定や、耐震性等の現状を分析し対応策を検討する。

- 本庁舎や出先機関などの各庁舎が使用できないことを想定し、代替施設を決定する。
- なお、代替庁舎を決定するためには、所有施設等の検討用リストを作成し、そのリストを基に、代替施設を決定する。

#### 記入例

庁舎等の代替施設検討用リスト

施設名	建築年 (耐震対応済みの場合○)	災害危険度				附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性のある災害 (無の場合○)	代替庁舎候補
		津波	液状化	洪水	その他(土砂災害・火災)	非常用発電機/燃料	通信機器	情報システム	水・食料・トイレ等	事務機器・備品		
第二庁舎 (旧〇町庁舎)	H12 ○	○	○	○	○	○ 燃料(32h)	MCA 無線	防災情報システム	備蓄あり	有	○	○
〇〇体育館	S55 ×	○	○	○	○	×	—	×	備蓄あり	無	○	
〇〇公民館	H6 ○	×	○	○	火災 ×	×	衛星携帯	×	無(対応可能)	有	津波	
..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..

- ・ 所有し、または借り上げ可能な施設をリストアップする。(全ての施設である必要はない。)
- ・ 各種災害について、「発生の可能性がない(極めて低い)」「対策が取られている」など危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」を記入する。「その他」は、危険度が高い災害等があればそれを明記し、「×」を記入する。

出典：内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド(平成27年5月)」

## 記入例

## 庁舎等が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

担当部署（ ）

## 現時点の状況

- ・本庁舎は、耐震基準を満たしており、倒壊等のおそれはない。
- ・〇〇支所は、耐震基準を満たしていないため、甚大な被害が発生する可能性がある。

## 今後の検討事項

- ・代替庁舎を平成〇年までに決定する。
- ・各支所の改修は、機能や管轄域を勘案し、〇〇支所を優先とすることを検討する。
- ・(所有施設から選べない場合) 県や民間の主な施設のリストを作成する。

本庁舎等の代替施設の特定状況を記入する。新たに特定する際には、次ページの代替庁舎検討用リストを活用してもよい。

## (留意事項)

- ・まずは所有施設をおおまかに書き出すことから始めるのもよい。
- ・複数候補を選んでおき、災害の状況によって代替場所を決めるのもよい。
- ・津波、洪水、火災等で、本庁舎と同時

## (留意事項)

- ・本庁舎の耐震化、ロッカー等の什器類の転倒防止措置等は大前提であり、それができていないときは、まずは本庁舎の改修等を優先する。
- ・所有施設から選べない場合、いつまでに代替庁舎を決定するか目標を記入することが望ましい。
- ・代替庁舎候補の設備等の整備を進めるのが望ましい。

出典：内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月）」

今後の検討事項については、「業務継続に向けたロードマップの作成」において、整理する。

## 参考資料

## ■ 東日本大震災と行政機関の業務継続

東日本大震災において津波被害にあった沿岸自治体 43 自治体を対象とした調査結果によれば、災害対策本部を移設した自治体は調査対象自治体の 44%にあたる 19 自治体であった。理由は、「庁舎の安全性が確認できない」などであり、移設先は、「消防本部」、「学校」、「屋外にテントを設置した」などであった。

出典：日本災害情報学会東日本大震災調査団報告書





(4) 情報システム WS

【STEP1★】

業務の遂行に必要なとなる重要な行政データを特定し、紙及び電子データにてバックアップを実施する。

- 各種情報システムが担う役割は極めて重要であるため、業務遂行に必要なとなる重要な行政データを特定し、紙及び電子データのバックアップを実施するなど、大規模自然災害の発生により情報システム基盤が被害を受けた場合でも、その運用を継続できること、また、情報システム基盤に障害が発生した場合にも、できるだけ早急に復旧させるための対策を講じる。

記入例

重要な行政データのバックアップ

担当部署 ( )

現時点の状況

①住民基本台帳

バックアップの保管場所は、同じ部屋の中の金庫の中であるため、部屋に入れなくなる事態では同時喪失のおそれがある。

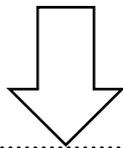
②介護受給者情報

紙ベースの台帳が保管されている。

⋮

今後の検討事項

- ・ 毎月一回、月末にコピーをとって同時被災しない場所にバックアップデータとして保管する。(各関係部署)
- ・ バックアップデータを代替コンピュータ上で迅速に利用できるようにするための訓練を毎年度実施する。
- ・ 保管やバックアップ状況を確認する行政データの対象拡大を検討する。



出典：内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成 27 年 5 月）」

今後の検討事項については、「業務継続に向けたロードマップの作成」において、整理する。

重要な行政データを特定し、バックアップ状況を記入する。

(留意事項)

- ・ 電子データだけでなく、紙データについてもバックアップをとる。
- ・ 同時被災しない場所に保管する（庁舎内の耐火金庫は、建物倒壊、地区内立ち入り禁止など部屋に入れなくなるような事態では使用不能となるので不十分）。
- ・ バックアップの頻度やタイミングについても、被災直前のどの時点までのデータの復旧可能かに関わるので配慮が必要である。
- ・ クラウドサービスの積極的な活用に取り組む。

(5) 執務環境等 WS

【STEP1★】

執務室に設置されているパソコンやロッカーなどの転倒防止等の対策を講じる。

- 大規模地震での大きな揺れにより、執務室のパソコンやロッカーの転倒、書類の散乱等が発生するおそれがあることから、転倒防止等の対策を講じ、直ちに災害対策本部の設置や非常時優先業務の遂行に移れる体制を整備する。

記入例

**執務環境等の確保**

担当部署 (                    )

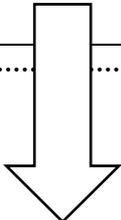
現時点の状況

執務室の確保

事項	現状	対策
パソコン		
F A X		
ロッカー		
⋮		
⋮		

・災害対策本部等の災害対応に必要なパソコン、F A Xや、転倒によりケガのおそれがあるロッカーなどを書き出し、それらの現状と対策を記入する。

出典：内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成 27 年 5 月）」



今後の検討事項については、「業務継続に向けたロードマップの作成」において、整理する。

## 6 人的資源の確保に向けた対策の検討

### (1) 非常時優先業務の絞り込み及び必要職員数の縮減WS

【STEP1】

非常時優先業務について、想定される参集可能職員数で、業務遂行が可能かどうかを検証し、必要に応じて非常時優先業務の絞り込み及び必要職員数の縮減等を行う。

- 各所属における非常時優先業務の選定並びに業務開始目標時期、優先度及び必要職員数の設定については、各BCP担当者間で判断基準が様々であり、全庁的な整合性がとれていない場合がある。また、必要資源の分析と対策の検討によって、使用できる必要資源の制約を考慮した場合、さらなる非常時優先業務の見直しが必要となる場合もある。
- そのため、各BCP担当者によるWSを開催し、資源制約の現状や非常時優先業務に対する認識や判断基準の全庁的な統一に努めるとともに、必要職員数と比べて、参集可能職員数が少なく、人員不足が想定される場合には、①非常時優先業務を絞り込む、②業務開始目標時期を遅らせる、③優先度に下のランクに落とす、④必要職員数を減らす、など、参集可能職員数の中で適切に非常時優先業務を遂行できるように調整を行う必要がある。その際、特に「一般継続業務」は積極的に休止する判断が必要になる。また、参集可能職員数と必要職員数を比較した人員過不足数については、図21のようにグラフ化し、「見える化」させるとより効果的である。
- また、留意点として、各所属では自身の業務数を確保したいという観点から、必要以上に非常時優先業務を選定し、優先度は高く、必要職員数は多く設定する傾向にあることにも留意が必要である。
- 必要職員数の設定は、原則所属ごとに行うが、指定避難所の運営など、複数の所属が関連する災害対策本部各班の業務等については、WSで併せて協議を行い、各所属の役割分担について関係所属で明確化する。

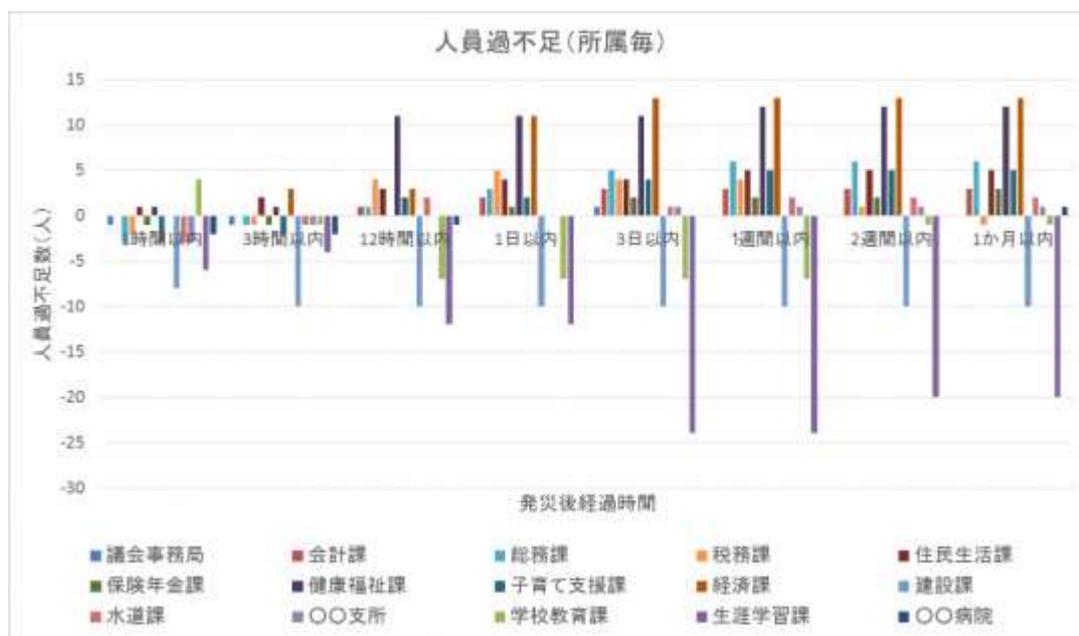


図 21 人員過不足の検討イメージ

参考資料

■複数の所属に関連する災害対策本部業務の検討

【三木町】

○業務継続計画（BCP）担当者会（災害対策本部住民班）（臨時開催）

避難所運営を担う「災害対策本部住民班」を構成する各所属のBCP担当者が集まり、業務内容や所属間の連携、非常時優先業務に係る必要職員数等について、検討を実施した。

## (2) 防災関係機関との連携体制の検討WS

## 【STEP2】

大規模自然災害発生後は、人的資源が大きく制約され非常時優先業務の遂行が困難となるため、防災関係機関との連携体制を検討する。

- 大規模自然災害発生後は、非常時優先業務の遂行のため、多くの職員が必要となる一方で、公共交通機関の麻痺等による参集手段の制約や、職員自身またはその家族の被災等により、参集可能な職員は限られる。
- 非常時優先業務の絞り込みや必要職員数の縮減等を行っても、人的資源の不足が解消されない場合には、人的資源の確保に向け、部局を超えた全庁的な動員体制及び他の地方公共団体からの受援体制などの整備を推進するなど、防災関係機関との連携について検討する必要がある。
- 特に、自主防災組織や防災士会などの住民組織に対しては、住民主体の避難所運営等への協力を促したり、OB職員の活用や協定締結を促進するなど、域防災力(共助)の強化や防災関係機関との連携に向けた取組みにつなげることも重要である。

## 参考資料

■ 観音寺市業務継続計画【震災編】における人員の確保の取組み

第6章 業務継続に向けた準備及び対応

1 職員

(5) 人員の確保

震災発生時の膨大な業務を執行するためには、市の職員のすべてをもってもなお不足することが想定される。特に代替職員に限られる技術系統の職員でなければ執行が困難な業務については、職員の不足は大きな課題となる。

このため、市職員OB団体「香川県市町村退職者連盟観音寺支部」との間で締結した災害時支援に関する協定に基づいた協力者(任意登録制度等により)に対し要請し、災害時支援を得るものとする。

また、相互応援協定を締結している他自治体からの応援職員の派遣について、締結先の自治体と協議を行い、より実効的な仕組みづくりを検討する。

■ 三木町業務継続計画(BCP)における防災士との連携

2 必要資源に関する現状と対応

(1) 職員の確保対策

②各班を横断した業務実施体制の確立

(略)なお、避難所運營業務等で職員が不足する場合を想定し、臨時職員や防災士による応援などの検討を行う。

(3) 代替職員用の「災害対応アクションカード」の作成

【STEP2】

通常とは異なる職員であっても非常時優先業務を遂行できるように「災害対応アクションカード」を作成する。

- 全庁的な人的資源の調整により所属間の動員が行われた場合や他の地方公共団体からの応援を受け入れた場合、あるいは災害対応が長期化し職員の交代が必要となった場合など、通常とは異なる職員が非常時優先業務に従事する場合において、迅速に引き継ぎ等を遂行できるよう、非常時優先業務や既存のマニュアル等を基に、「災害対応アクションカード」を作成する。
- なお、「災害対応アクションカード」は、A4紙1枚につき1業務とし、また業務事項は箇条書き(チェックリスト方式)とするなど、単純かつ簡潔なものが望ましい。

参考資料

■ 「災害対応アクションカード」の作成

【坂出市】

担当者が変わっても即座に同じ対応ができるよう、優先順位の高い業務について、全庁的に統一した様式のアクションカードを作成。

(様式例)

11.避難者対応

災害対策本部より指定避難所開設の決定  
↓

① 避難所開設準備

担当避難所	<input type="checkbox"/> 〇〇会館	町	46-
	<input type="checkbox"/> 〇〇体育館	町	46-

○ 施設および周辺の安全確認  
→ 浸水、停電等利用に問題がある場合は、本部に連絡を取り指示を仰ぐ

誰が行く?	<input type="checkbox"/> 〇〇会館			
	<input type="checkbox"/> 〇〇学校			

何を持って行く? 避難所状況報告書、避難所記録用紙、(〇〇学校は無線も)  
懐中電灯、筆記用具、張り紙類、防災キット(カゴは倉庫)

○ 施設の開錠・開門  
施設管理者の協力を得て、開錠・開門を行う  
※ 緊急の場合は、災害対策本部から指示を受けた施設管理者が開錠・開門を行う

鍵はどこ?	<input type="checkbox"/> 〇〇会館	<input type="checkbox"/> 〇〇庁後の壁に吊っている
	<input type="checkbox"/> 〇〇学校	施設管理者の協力を得て、開錠・開門を行う

○ 運営設備の確認  
施設の利用可否を確認する

備品はどこ?	<input type="checkbox"/> 〇〇会館	連絡用電話 …… 事務所
		毛布等備蓄品 …… 2階廊下横押入れ
	<input type="checkbox"/> 〇〇学校	施設管理者の協力を得て、備蓄品の確認を行う

★「〇〇会館 備蓄物資一覧」、「〇〇学校 備蓄物資一覧」参照

○ 利用範囲等の確認  
施設管理者の指示を受けながら、利用範囲の確認をし、「使用禁止」「受付」「トイレ」等の張り紙等必要な注意事項を掲示する

○ 受付の設置  
机、イス、事務用品、避難者名簿等を準備し、指定避難所の運営拠点を設置する

イス等はどこ?	<input type="checkbox"/> 〇〇会館	イス …… 事務所
		机 …… 1階ロビー
	<input type="checkbox"/> 〇〇学校	施設管理者の協力を得て、机・イスを借りる

設置場所はどこ?	<input type="checkbox"/> 〇〇会館	ロビー(の玄関脇、事務所前の位置)に設置する
	<input type="checkbox"/> 〇〇学校	体育館の入口に設置する

○ 状況報告と運営記録  
開設後すみやかに避難所状況報告書を作成し、  
避難所班責任者およびふくし班宛にFAXもしくは電話連絡を行う  
避難所記録用紙に避難所班責任者・災害対策本部等との交信記録、特記事項等を記録する

7 業務継続に向けたロードマップの作成WS

BCPで明らかになった課題への対策を検討し、ロードマップに整理し、着実に対策を実施する。

- BCPにおいて、人的資源や物的資源の検討の中で明らかになった課題については、必要な対策を検討し、ロードマップに整理することで、着実に対策を実施する必要がある。その際、各BCP担当者が参加するWSにおいて、着手すべき対策への認識や重要度等について、全庁的な統一を図ることが望ましい。
- なお、ロードマップでは、具体的な内容、担当部署、状況確認日、実施状況等を明確化し、その後継続的に管理を行う。さらに、検討の結果、単独市町では対応が困難と判断された場合には、「第Ⅲ部 応援・受援事項」において、全国の地方公共団体等からの受援や市町間連携等による対策を検討する。

表 8 業務継続対策のロードマップ例

分類	課題	課題を改善するための対策内容	対策の実施時期			担当部署 (担当者)	状況確認日	実施状況、 問題点など
			着手時期	着手時期の 目途未定	完了 予定時期			
庁舎	本庁舎の耐震対策が未実施	耐震補強対策	—	耐震補強対策の費用を見積り検討中	—	〇〇課	平成28年〇月〇日	担当課で検討中
		代替庁舎を選定する	平成27年度前期	—	平成27年度中	〇〇課	平成27年〇月〇日	完了
電力	備蓄消費後の燃料確保ができていない	事業者との協定を締結する	—	協定先を検討中	平成28年度中には協定締結を実施	〇〇課	平成27年〇月〇日	
通信	職員が衛星携帯電話の使用方法を理解できていない	衛星携帯電話の使用訓練を実施する	平成27年度防災訓練時	—	平成27年度防災訓練時	〇〇課	平成27年〇月〇日	完了
執務環境	書棚の転倒防止などが未実施	高い書棚は上下で分割分割できない場合は転倒防止器具を設置	平成27年度の配置換え時に実施	—	平成28年度前期	〇〇課	平成28年〇月〇日	完了
...								

## 8 業務継続体制の向上

### (1) 研修・訓練等の実施

【STEP1】

BCPの実効性を確保するため、BCPの必要性や内容について、各職員に周知徹底を図るとともに、BCPに基づく訓練を実施し、計画の実効性を確認し改善を図る。

- BCPは、大規模災害時の資源制約下における業務継続体制の確保を目的としている。そのため、職員一人ひとりが、BCPの必要性や内容を把握し、発災後に速やかに災害対応業務を実施できるよう、周知徹底を図る必要がある。
- また、計画の実効性を確認し、内容の改善を図るため、訓練を繰り返し実施するとともに、そこで明らかになった課題を整理し、対策を検討する。なお、訓練は、表9のように非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、さらに災害対策本部を対象とした机上訓練・図上訓練・実働訓練など様々な種類があることにも留意が必要である。

表 9 種類別にみた訓練の例及びその概要

主な種類	内容の例	概要
消防訓練	・ 初期消火活動 ・ 119 番通報	・ 特に、消火器の操作、放水等は実体験が大切。 ・ 消防署に依頼すれば、訓練の評価を受けられる。
避難訓練	・ 職員の避難 ・ 来客等の避難誘導	・ 施設外への職員の避難訓練。 ・ 来客等が施設内にいる場合には、避難誘導も必須。
連絡訓練	・ 緊急連絡先への連絡 ・ 緊急連絡網での連絡	・ 緊急連絡（安否確認）で災害伝言ダイヤル 171 や web171 を利用する場合には、毎月 1 日（携帯電話は 15 日を含む）や防災週間等に体験が可能。
参集訓練	・ 就業時間外の参集 ・ 就業時間の参集	・ 近隣の職員の徒歩登庁及び代替場所への参集訓練。 ・ 徒歩帰宅や代替拠点への移転訓練。
図上訓練 (シナリオ提示型)	・ 防災対策の手順確認	・ 対応手順の確認に主眼が置かれ、決められた手順どおりに対応を行う訓練。
図上訓練 (シナリオ非提示型)	・ 防災対策の意思決定 (災害対策本部等)	・ 訓練シナリオを事前に提示しない形式の訓練で、事前または訓練中に付与される情報に基づき判断し行動する訓練。非常に高度な訓練であり、訓練の実施には高度なノウハウが必要となる。

出典：内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手続きとその解説 第 1 班（平成 22 年 4 月）」

#### 参考資料

##### ■ 訓練から得られる気づき・効果（例）

- ・（責任者の）職務代行者が自分の役割を初めて認識した。
- ・ 非常用発電機の電気は一部のフロアにしか供給されない問題点が確認された。
- ・ 衛星携帯電話があっても使い方がわからなければ意味がないことがわかった。

出典：市町村業務継続研修会（平成 26 年・内閣府）参加者の声

○ なお、研修や訓練の着実な実施のためには、表 10 のような実施計画を策定し、計画的に実施することが重要である。

表 10 教育・訓練に係る実施計画の例

教育・訓練等の種類	内容	対象	頻度（時期）
避難消防訓練	避難訓練（職員、来庁者）及び消防訓練（初期消火、通報）を実施。できるだけ消防署の指導を受ける。	全職員	毎年 1 回 （防災訓練の日）
参集訓練	防災訓練を実施する日の朝に、徒歩等による参集訓練を実施。避難消防訓練の際に併せて実施。	全職員	毎年 1 回 （防災訓練の朝）
安否確認訓練	あらかじめ定められた方法により、各職員は安否情報を連絡し、人事課が集約・報告。避難消防訓練の際に併せて実施。	全職員	毎年 1 回 （防災訓練の日）
内外連絡の確認	内外の関係者との通信手段の状況・連絡先の確認。	通信担当者・連絡先確認者	毎年 4 回
非常用発電機の立上げ訓練	非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認。	営繕課	毎年 1 回
データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認。	データ・システム管理者	毎年 2 回
資源の確認	計画発動時に使用する資機材・食料等の状況確認。	資源管理の担当者	毎年 2 回
全職員を対象とした講演・研修	業務継続体制の説明、各部署の非常時優先業務や職務代行等に係る確認。	全職員	毎年 1 回 （異動直後）
幹部職員を対象とした研修	業務継続計画発動時に実施すべきことの習熟。	管理職員	毎年 1 回 （異動直後）
代替施設の利用に関する訓練	代替施設への移転・利用訓練	非常時優先業務実施職員	毎年 1 回
他組織との連携訓練	他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練。代替施設での他組織との通信の確認を含む。	他組織と連携する業務に係る職員	毎年 1 回
他の地方公共団体が被災した場合の応援要員の派遣	他の地方公共団体が被災した場合に、応援要員を派遣（実際の経験を通して対応の考え方や方法を学ぶ）。	受入先との調整に基づき適任者を派遣	適宜

出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成 28 年 2 月）」

参考資料

■ BCP 作成後の研修・訓練の事例

○ さぬき市業務継続計画（BCP）に係る職員研修会

- 1 開会
- 2 挨拶 さぬき市長
- 3 講義 南海トラフ巨大地震から住民の命と生命を守るための自治体の役割と責任 ー熊本地震対応からの課題と備えー  
香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構  
危機管理先端教育研究センター 副センター長・特命教授 岩原 廣彦 氏



## (2) 各職員の震災への備え

## 【STEP1】

大規模災害時に、最善の行政業務を遂行するためには、業務時間内・外問わず、各職員の震災への備えが必要である。

- 大規模災害時には、職員も被災者となる可能性がある。実際に、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、過去の大規模自然災害では、多くの行政職員が被災し、業務執行にも大きな支障が生じた。
- 被災後に、最善の行政業務を遂行するためには、各職員や家族が被災せず、健全な状態で参集し、災害対応にあたる必要があり、事前の備えが必要となる。
- そのため、業務時間内・外を問わず、自宅での家具の固定や備蓄品の整備など各職員の平常時からの大規模災害への備えについて、意識啓発を図り、一人でも多くの職員を確保することが必要である。

## 参考資料

■ さぬき市業務継続計画【地震・津波対策編】における取組み

第3章 業務継続体制の向上

1 職員への教育・訓練

(3) 各職員への震災の備えの徹底

① 自宅の耐震化

自宅が昭和56年5月以前に建てられている場合は、住宅の耐震補助制度を活用して耐震診断・耐震改修を行うなどにより、自宅の耐震性の確保に努める。

耐震に関する相談は、建設経済部都市計画課で対応する。

② 家具の固定化

寝室や避難路を中心に、タンスや大型テレビなど、転倒すると身体や生命に危険のある家具を固定化し、家具の転倒を防止する。

③ 非常持出袋及び非常備蓄品の準備

発災時に最初に持ち出す「非常持出袋」と災害から復旧するまでの数日間を支える「非常用備蓄」を準備し、県民防災週間（毎年7月15日から21日まで）などの機会に年1回は必ず点検する。

④ 災害用伝言ダイヤルの活用

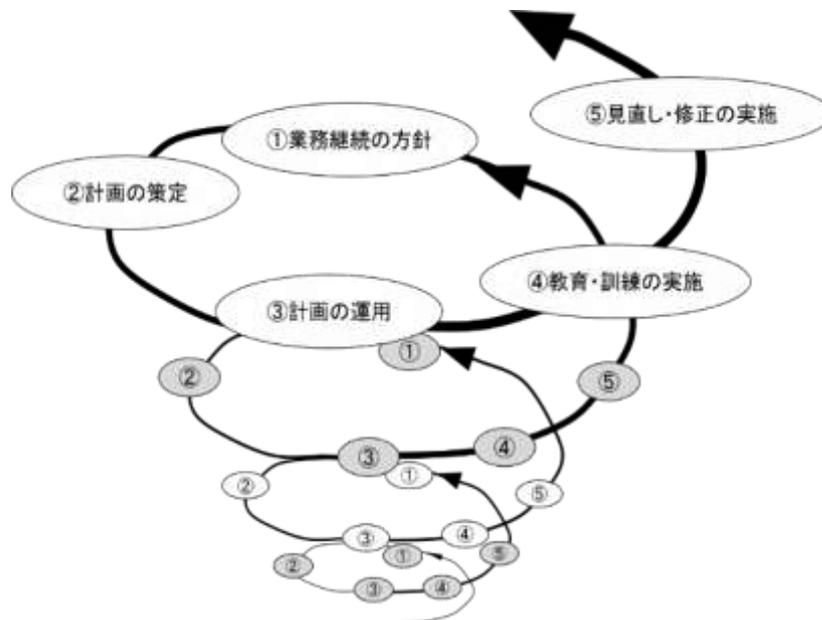
南海トラフを震源とする地震・津波が発生した場合に、家族の安否確認ができるよう、あらかじめ災害用伝言ダイヤルの利用方法について確認しておく。

(3) 計画の見直し（P D C Aサイクル）

【STEP1】

平時における体制として、BCPの実効性を高めるため、首長の指揮の下、全庁が主体的に関与する体制とする。

- B C Pは、一度作成して終わりではなく、作成して以降も市町の実情や課題に応じて、継続的に見直しを行い、改善を図る必要がある。
- B C Pの見直し・改善を効率的に実施するため、P D C Aサイクルの実行を危機管理部局にだけ任せるのではなく、全部局が主体的にB C Pに関わらなければならない。そのためにも、B C Pの見直しのための『B C P検討協議会』を設立し、全庁的なB C Pの見直し・改善の体制を、継続的に確保する必要がある。
- なお、B C Pの成果品は、P D C AサイクルのP (Plan: 計画の作成) にあたる。研修・訓練は、P D C AサイクルのD (Do: 訓練・実践) にあたる。訓練実施後の課題の洗い出しは、P D C AサイクルのC (Check: 問題点の検証) にあたる。訓練で明らかになった課題を基にしたB C Pの見直しは、P D C AサイクルのA (Action: 見直し、修正の実施) にあたる。



参考：内閣府「中央省庁業務継続ガイドライン 第1版（平成19年6月）」

図 22 P D C Aサイクルの全体像

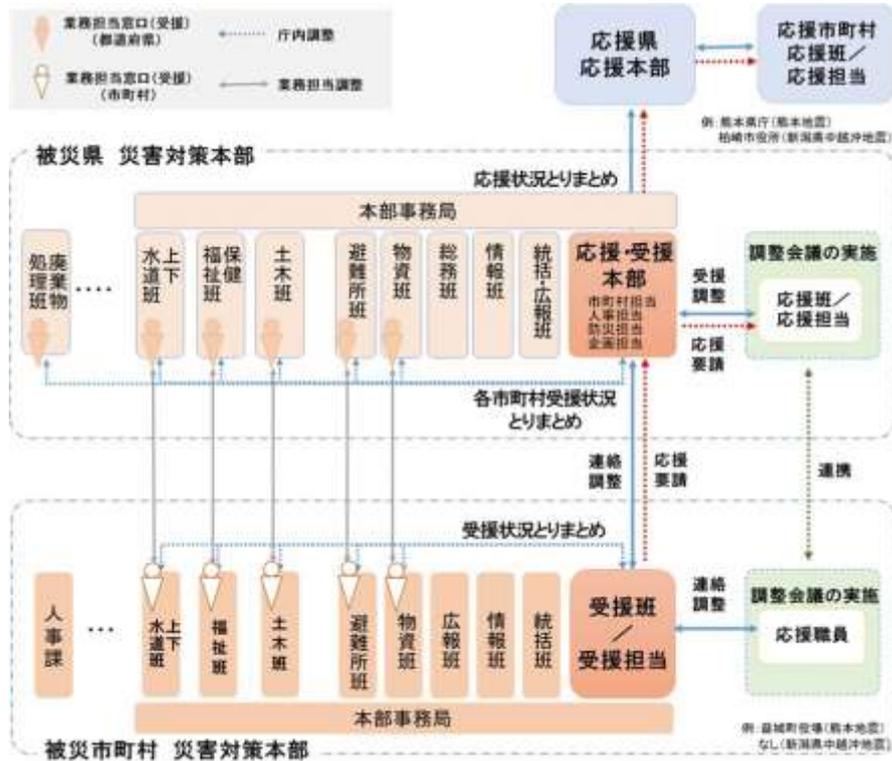
## 第Ⅲ部 応援・受援事項

- 県及び市町が連携した応援・受援体制の整備に関する事項。「香川県市町BCP東西ブロック会議（WG）」等において具体的な検討を行う。

### 災害時の受入体制の整備

南海トラフ地震等の大規模自然災害に対し、県及び市町では多数の人的・物的資源の不足が想定されることから、県及び市町が互いに連携を図り、適切な受援体制を構築することを目指す。

- 南海トラフ地震などの大規模自然災害が発生した場合、被災地では甚大な被害が発生し、全国から数多くの職員が派遣され、様々な応援・受援活動が行われることになる。
- 本県においても、多数の人員不足が想定されており、県及び市町が連携した受援体制の整備が喫緊の課題である。
- したがって、県及び市町が整備すべき受援体制の整備に係る要領等を定め、受援に関する県及び市町の連携強化を図ることとする。また、要領の策定後、市町は、受援計画及びBCPなど関連計画等において、要領に基づき、必要に応じて作成または見直し等を行うものとする。



出典：内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）」

図 23 県及び市町の受援体制イメージ

## 用語解説

### あ 行

#### ICS

Incident Command System の略称。米国の危機管理機関が採用する一元的な危機管理システム。

(p.43,44,45)

#### 一般継続業務

「非常時優先業務」のうち、社会機能を維持するために必要な業務や、中断した場合に住民活動に多大な影響を与えるような業務継続の優先度の高い通常業務。

(p.51,63)

#### 応援・受援事項

県及び市町が連携した応援・受援体制の整備に関する事項。「香川縣市町BCP東西ブロック会議(WG)」等において具体的な検討を行う。

(p.2,30,67)

#### 応急業務

「非常時優先業務」のうち、早急に実施する必要がある災害応急対策業務や、早期実施の優先度が高い復旧・復興業務。

(p.13,34,51)

### か 行

#### 香川県地震・津波被害想定

本県に大きな影響を及ぼすと考えられる、南海トラフを震源とする最大クラス及び発生頻度の高い地震・津波や、中央構造線・長尾断層などを震源域とする直下型地震について、最新の知見をもとに被害想定調査を実施し、今後の防災・減災対策を検討する際の資料とするとともに、防災・減災への県民の理解を深めることを目的として作成したもの。第一次公表(H25.3.31)から、第四次公表(H26.3.31)まで4回にわたり公表している。

(p.1,18,20,33)

#### 香川縣市町BCP東西ブロック会議(WG)

平成27年度から県と香川大学が連携して実施している「市町BCP作成支援事業」に基づき、東西各ブロックにそれぞれ設立し、市町BCPの実効性の確保に関することや、市町間の相互応援

体制の構築に関することなどの検討を行っている。

(p.2,72)

#### 基本事項

業務継続体制構築の土台となる事項。実効性のあるBCPを目指すため、ここに記載する内容については、職員研修等により職員に周知し、庁内全体で認識の共有を図ることが望ましい。

(p.2,8)

#### 業務開始目標時期

非常時優先業務について、非常時優先業務を開始・再開する目標時期のこと。

(p11)

#### 業務継続計画(BCP)

ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模自然災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。BCPはBusiness Continuity Planの略。(p.1)

#### クライシスコミュニケーション

大規模自然災害などの非常事態の発生によって、組織が危機的状況に直面した場合に、その被害を最小限に抑えるために行う、情報開示を基本としたステークホルダー等関係者とのコミュニケーション活動のこと。

(p.34)

### さ 行

#### サプライチェーン

原材料や部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称。

(p.29)

#### 参集可能職員

勤務時間外に地震が発生した場合に、非常時優先業務の遂行のため参集可能と想定される職員。

(p.47,52,63)

### 事業インパクト分析（B I A）

対象とする業務の開始・再開が遅延する場合、地域社会に重大な影響が発生するまでの期間（業務開始目標時間）を分析すること。B I Aは、Business Impact Analysis の略。

(p.21)

### 事前復興計画

発災後の復興を迅速かつ的確に実施するため、想定災害に対応する復興対策の基本方針や体制・手順・手法などを事前に定めるもの。事前に発災後の理想的なまちづくりについて検討を行うことで、発災後の住民の合意形成が円滑に図られる効果が期待される。

(p.34)

## た 行

### 地域継続計画（D C P）

地域が有する重要な社会機能の継続を目的とした戦略的な計画。具体的には、ある一定の圏域である地域の継続を目的とした計画を指し、地域継続は、①地域インフラの復旧、②生活再建・個別組織の事業継続、③経済活動の復旧・組織間連携の回復、といった段階を経て実現されるとしている。地域継続計画と訳されるD C Pは日本の造語であり、1995年に小出が大丸有地区での取組みを基に提唱したとされている。D C Pは、Distinct Continuity Plan の略。

(p.11)

### 地域防災計画

災害対策基本法に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務または業務に関して、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。都道府県知事あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定する。

(p.9,13,51)

### 地区防災計画

市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画。なお、東日本大震災において、自助、共助及び公助があわさって初めて大規模広域災害後の

災害対策がうまく働くことが強く認識されたことから、平成25年の災害対策基本法の改正において、自助及び共助に関する規定がいくつか追加され、その一つとして地区防災計画制度が創設された。

(p.29)

## な 行

## は 行

### 非常時優先業務

大規模な自然災害発生時であっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務（「応急業務」）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務（「一般継続業務」）が対象となる。

(p.9,12,51,52,56)

### 必要資源

非常時優先業務の遂行に必要な資源のこと。本指針では、本庁舎等、電力、水・食料、通信、情報システム、執務環境（トイレ、消耗品等）をあげた。

(p.6,57,63)

### P D C A サイクル

業務改善を図るため、計画の作成(Plan)、周知・教育・訓練の実施(Do)、課題の抽出・検証(Check)、見直し・改善(Action)というサイクルを繰り返す工程のこと。

(p.4,11,71)

## ま 行

### 見直し事項

B C Pの見直しにおいて検討または実施することが望ましい事項。

(p.2,4)

### 見直しSTEP

市町の実用に合わせて「見直し事項」を選択できるように設定したもの。

(p.4,14)

## や 行

## ら 行

## ロードマップ

今後、実施を予定している事業等を、時系列でまとめたもの。物事の過程を示した計画案であり、工程表とも。

(p.6,67)

## わ 行

### ワークショップ (WS)

問題解決やトレーニングの手法の一つ。あるいは、その集まりやセミナーを指す。一般的には、司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験する参加体験型、双方向性のグループ学習として運営される。

(p.5,6)

## 【参考資料】

# 平成 29 年度市町 B C P 東西ブロック会議 (WG) の取組み

## 1 香川縣市町 B C P 東西ブロック会議

### 日時・場所

#### 東部ブロック会議

日時：平成 29 年 7 月 21 日 (金) 10 時 30 分～12 時

場所：県庁本館 5 階 災害対策本部室

#### 西部ブロック会議

日時：平成 29 年 7 月 31 日 (月) 10 時～11 時 30 分

場所：宇多津町役場 3 階 会議室

### 議 事

- ・平成 29 年度の活動方針について
- ・ B C P に関する市町からの情報提供
- ・その他 (自治体相互の応援・受援) 等



東部ブロック会議



西部ブロック会議

## 2 香川縣市町 B C P 東西ブロックWG (第 1 回)

### 日時・場所

#### 東部ブロックWG

日時：平成 29 年 11 月 2 日 (木) 10 時 30 分～12 時

場所：県庁北館 3 階 302 会議室

#### 西部ブロックWG

日時：平成 29 年 10 月 27 日 (金) 10 時 30 分～12 時

場所：宇多津町役場 3 階 会議室

### 議 事

- ・ B C P に関する市町からの情報提供
- ・市町間連携のあり方の検討  
(市町域を超えた避難者の受入れ方法、支援物資の輸送手段・備蓄方法) 等



東部ブロックWG



西部ブロックWG

## 3 香川縣市町 B C P 東西ブロックWG (第 2 回)

### 日時・場所

#### 東部ブロックWG

日時：平成 30 年 1 月 29 日 (月) 13 時 30 分～15 時 30 分

場所：県庁北館 3 階 301 会議室

#### 西部ブロックWG

日時：平成 30 年 1 月 26 日 (金) 10 時～12 時

場所：宇多津町役場 3 階 会議室

### 議 事

- ・ B C P に関する市町からの情報提供
- ・市町間連携のあり方の検討  
(市町間の相互応援、全国からの応援の受入れ) 等



東部ブロックWG



西部ブロックWG

## 2-1 災害時の相互応援に関する協定書

( 趣旨 )

第 1 条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町（以下「市町」という。）及び香川県（以下「県」という。）が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

( 応援の対象項目 )

第 2 条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供（ホテル、旅館などへの受入を含む。）
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理（火葬等）に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

( 応援の要請 )

第 3 条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
  - ② 応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援にあたっては必要な職種、人数など）
  - ③ 応援を求める期間、場所
  - ④ その他必要な事項
- 2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
- 3 前 2 項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- この場合、第 1 項の要請があったものとみなす。
- 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

( 応援の実施 )

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。

( 応援の調整等に関する会議の開催 )

第5条 応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

( 経費の負担 )

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

( 香川県防災対策基本条例との関係 )

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例（平成18年条例第57号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

( 補則 )

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

8 市長、9 町長、知事

## 2-2 香川縣市町 BCP 東部ブロック会議規約

(目的)

第1条 香川縣市町 BCP 東部ブロック会議（以下「本会議」という。）は、香川県及び香川大学が共同・連携して実施する香川縣市町 BCP 作成支援事業に基づいて設立し、大規模かつ広域的な災害発生を想定した地域継続の観点から、BCP の未作成市町における BCP の早期作成の促進並びに実効性の担保を図るとともに、既に BCP を作成している市町においては、継続的な BCP の見直し・改善を図ることによって、東部ブロック内のみならず県内全市町の主体的かつ広域的な相互応援体制の構築を目指し、大規模災害に対する県全体の災害対応能力を強化することを目的とする。

(東部ブロック)

第2条 東部ブロックは、別表1に掲げる市町（以下、「東部ブロック市町」という。）が存する地区とする。

(活動)

第3条 本会議は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 東部ブロック市町における地理的条件を踏まえた BCP の検討及び実効性の担保に関すること。
  - (2) 県全体の災害対応能力の強化を目指した、市町間の相互応援体制の構築に関すること。
  - (3) 本会議における効率的な運営方針の調整・検討に関すること。
  - (4) その他、本会議の目的を達成するために必要な活動に関すること。
- 2 本会議は、前項各号の活動にあたり、第6条に定める香川縣市町 BCP 東部ブロックワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の検討結果、進捗状況その他活動内容を反映させるよう努めるものとする。

(組織)

第4条 本会議は、別表2に掲げる者により構成する。

- 2 前項のほか、常任または臨時で、防災関係分野の専門的知見を有する学識経験者や防災関係機関の職員等を本会議のアドバイザーとすることができる。

(役割)

第5条 東部ブロック市町は、他の東部ブロック市町との積極的な情報共有や相互応援体制の構築を図るとともに、首長主導による全庁的な BCP 推進体制を構築し、BCP の作成、見直し及び実効性の担保に関する検討を行う。

- 2 香川県は、本会議の目的達成に向け、市町 BCP の検討及び本会議の円滑な運営の総括的支援を行う。
- 3 香川大学は、危機管理に関する専門的知見から、本会議における東部ブロック市町の取組みに対して必要な指導・助言を行う。

(ワーキンググループ)

第6条 本会議は、第3条第1項各号の活動を円滑に遂行するため、本会議のほかにワーキンググループを設置するものとする。

2 ワーキンググループは、東部ブロック市町の実務担当者及びその他防災関係機関の職員等により構成する。

3 ワーキンググループの開催時期、活動内容その他必要と認められる事項については、会長が定める。

(モデル市町)

第7条 本会議は、東部ブロック市町のうちから、当該年度におけるモデル市町（以下、「モデル市町」という。）を1市町選定する。

2 ワーキンググループは、モデル市町の地理的条件等を踏まえ、当該市町におけるBCPの作成、見直し及び実効性の担保について、検討しなければならない。

3 モデル市町は、ワーキンググループにおける検討事項を踏まえ、当該市町がBCP未作成の場合はBCPの新規作成を、また、当該市町がBCP作成済みの場合はBCPの見直し・修正を行うものとする。

(市町防災・減災対策連絡協議会)

第8条 会長は、本会議における決定事項、進捗状況その他活動内容の概要を、市町防災・減災対策連絡協議会に報告するよう努めるものとする。

2 第1条の目的を達成するにあたって、県全体の広域的な観点から決定または検討する必要がある、かつ、本会議では対応が困難な事項については、市町防災・減災対策連絡協議会において審議できる。

3 前項の規定により、市町防災・減災対策連絡協議会において審議する事項の決定は、会長が、本会議において行う。

(会長及び副会長)

第9条 本会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、原則として、別表2に掲げる者のうち、モデル市町に所属する者をもって充てる。

3 副会長は、別表2に掲げる者のうちから、毎年度の第1回会議において出席者の互選により決定する。

4 会長は、本会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 本会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、構成市町の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第11条 本会議の事務局は、香川県危機管理総局危機管理課に置く。

(規約の改正)

第 12 条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第 13 条 本規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議の上、会長が定める。

附 則

この規約は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

【別表 1】(第 2 条関係)

東部ブロック市町 (3 市 5 町)				
高		松		市
さ		ぬ		き 市
東		か		が わ 市
土			庄	町
小		豆		島 町
三			木	町
直			島	町
綾			川	町

【別表 2】(第 4 条関係)

市町防災担当課長										
高	松	市	危	機	管	理	課	長		
さ	ぬ	き	市	危	機	管	理	室	長	
東	か	が	わ	市	危	機	管	理	課	長
土	庄	町	総	務	課	長				
小	豆	島	町	総	務	課	長			
三	木	町	総	務	課	長				
直	島	町	総	務	課	長				
綾	川	町	総	務	課	長				

## 2-3 香川縣市町 BCP 西部ブロック会議規約

(目的)

第1条 香川縣市町 BCP 西部ブロック会議（以下「本会議」という。）は、香川県及び香川大学が共同・連携して実施する香川縣市町 BCP 作成支援事業に基づいて設立し、大規模かつ広域的な災害発生を想定した地域継続の観点から、BCP の未作成市町における BCP の早期作成の促進並びに実効性の担保を図るとともに、既に BCP を作成している市町においては、継続的な BCP の見直し・改善を図ることによって、西部ブロック内のみならず県内全市町の主体的かつ広域的な相互応援体制の構築を目指し、大規模災害に対する県全体の災害対応能力を強化することを目的とする。

(西部ブロック)

第2条 西部ブロックは、別表1に掲げる市町（以下、「西部ブロック市町」という。）が存する地区とする。

(活動)

第3条 本会議は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 西部ブロック市町における地理的条件を踏まえた BCP の検討及び実効性の担保に関すること。
  - (2) 県全体の災害対応能力の強化を目指した、市町間の相互応援体制の構築に関すること。
  - (3) 本会議における効率的な運営方針の調整・検討に関すること。
  - (4) その他、本会議の目的を達成するために必要な活動に関すること。
- 2 本会議は、前項各号の活動にあたり、第6条に定める香川縣市町 BCP 西部ブロックワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の検討結果、進捗状況その他活動内容を反映させるよう努めるものとする。

(組織)

第4条 本会議は、別表2に掲げる者により構成する。

- 2 前項のほか、常任または臨時で、防災関係分野の専門的知見を有する学識経験者や防災関係機関の職員等を本会議のアドバイザーとすることができる。

(役割)

第5条 西部ブロック市町は、他の西部ブロック市町との積極的な情報共有や相互応援体制の構築を図るとともに、首長主導による全庁的な BCP 推進体制を構築し、BCP の作成、見直し及び実効性の担保に関する検討を行う。

- 2 香川県は、本会議の目的達成に向け、市町 BCP の検討及び本会議の円滑な運営の総括的支援を行う。
- 3 香川大学は、危機管理に関する専門的知見から、本会議における西部ブロック市町の取組みに対して必要な指導・助言を行う。

(ワーキンググループ)

第6条 本会議は、第3条第1項各号の活動を円滑に遂行するため、本会議のほかにワーキンググループを設置するものとする。

2 ワーキンググループは、西部ブロック市町の実務担当者及びその他防災関係機関の職員等により構成する。

3 ワーキンググループの開催時期、活動内容その他必要と認められる事項については、会長が定める。

(モデル市町)

第7条 本会議は、西部ブロック市町のうちから、当該年度におけるモデル市町（以下、「モデル市町」という。）を1市町選定する。

2 ワーキンググループは、モデル市町の地理的条件等を踏まえ、当該市町におけるBCPの作成、見直し及び実効性の担保について、検討しなければならない。

3 モデル市町は、ワーキンググループにおける検討事項を踏まえ、当該市町がBCP未作成の場合はBCPの新規作成を、また、当該市町がBCP作成済みの場合はBCPの見直し・修正を行うものとする。

(市町防災・減災対策連絡協議会)

第8条 会長は、本会議における決定事項、進捗状況その他活動内容の概要を、市町防災・減災対策連絡協議会に報告するよう努めるものとする。

2 第1条の目的を達成するにあたって、県全体の広域的な観点から決定または検討する必要がある、かつ、本会議では対応が困難な事項については、市町防災・減災対策連絡協議会において審議できる。

3 前項の規定により、市町防災・減災対策連絡協議会において審議する事項の決定は、会長が、本会議において行う。

(会長及び副会長)

第9条 本会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、原則として、別表2に掲げる者のうち、モデル市町に所属する者をもって充てる。

3 副会長は、別表2に掲げる者のうちから、毎年度の第1回会議において出席者の互選により決定する。

4 会長は、本会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 本会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、構成市町の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第11条 本会議の事務局は、香川県危機管理総局危機管理課に置く。

(規約の改正)

第 12 条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第 13 条 本規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議の上、会長が定める。

附 則

この規約は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

【別表 1】(第 2 条関係)

西部ブロック市町 (5 市 4 町)			
丸	亀		市
坂	出		市
善	通	寺	市
観	音	寺	市
三	豊		市
宇	多	津	町
琴	平		町
多	度	津	町
ま	ん	の	う
			町

【別表 2】(第 4 条関係)

市町防災担当課長			
丸	亀	市	危機管理課長
坂	出	市	危機監理室長
善	通	寺	市防災管理課長
観	音	寺	市危機管理課長
三	豊	市	危機管理課長
宇	多	津	町危機管理課長
琴	平	町	総務課長
多	度	津	町総務課長
ま	ん	の	う
			町総務課長

## 2-1 協定一覧（県）

### 民間事業者等との協定一覧(29.4.1現在 延べ127業者・団体)

災害に的確かつ迅速に対応するために、応急対策・復旧対策に関して様々な分野の民間事業者との協定を締結しています。

※分野別・種類別ごとに掲載しています。

(協定内容が複数の分野に跨る場合には、主たる分野に掲載しています)

#### 1. 広報・報道関係 【22】

協定の名称	協定先	年月日
災害時における放送要請に関する協定(7)	日本放送協会高松放送局	S52.5.30
	西日本放送(株)	
	(株)瀬戸内海放送	
	山陽放送(株)	S60.12.1
	岡山放送(株)	S61.12.1
	(株)エフエム香川	S63.4.1
	テレビせとうち(株)	S63.9.1
緊急警戒放送システムによる放送要請に関する覚書(1)	日本放送協会高松放送局	S61.9.26
災害時等における報道要請に関する協定(12)	(株)朝日新聞社高松総局	H9.3.26
	(株)愛媛新聞社高松支社	
	(一社)共同通信社高松支局	
	(株)高知新聞社高松支社	
	(株)産業経済新聞社高松支局	
	(株)山陽新聞社高松支局	
	(株)時事通信社高松支局	
	(一社)徳島新聞社高松支社	
	(株)日刊工業新聞社高松支局	
	(株)日本経済新聞社高松支局	
	(株)毎日新聞社高松支局	
(株)読売新聞大阪本社高松総局		
かがわ減災プロジェクトに関する協定書(1)	(株)ウェザーニューズ	H25.3.28
防災啓発情報等の発信に関する協定書(1)	N T T タウンページ(株)	H29.2.16

#### 2. 食料・生活必需物資関係 【27】

協定の名称	協定先	年月日
米穀の調達に関する協定書(5)	香川県食糧事業協同組合	H11.12.7
	坂出食糧卸協同組合	
	(株)四国ライス	
	くりや(株)	
	香川県農業協同組合	
生活必需物資の調達に関する協定書(5)	(株)マルナカ	H17.10.28
	(株)マルヨシセンター	H17.10.28
	香川県生活協同組合連合会	H17.10.31
	(株)高松三越	H17.11.9
	(株)イズミ	H17.11.14
災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書(1)	(株)ローソン	H20.4.23
災害発生時における飲料水の調達に関する協定書(2)	大塚食品(株) 広島支店	H17.11.21
	四国コカ・コーラボトリング(株)	H17.11.28
災害時における飲料水の調達に関する協定書(1)	サントリーフーズ(株)	H26.8.6
災害救助物資の供給等に関する協定書(1)	(株)ファミリーマート	H22.6.28
災害時における物資供給に関する協定書(2)	NPO法人 コメリ災害対策センター	H23.1.21
	DCMダイキ(株)	H26.2.18
災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書(2)	(株)フジ	H23.6.16
	イオンリテール(株)※	H23.6.27
災害発生時における食料の調達に関する協定書(1)	香川県パン協同組合	H24.2.14
災害時における衛生用品の調達に関する協定書(1)	ユニ・チャームプロダクツ(株)	H26.8.6
災害時における生活必需物資等の調達等に関する協定書(2)	(株)コスモス薬品	H26.10.20
	(株)レデイ薬局	
災害時における段ボール製品の調達に関する協定書(1)	西日本段ボール工業組合	H27.3.23
災害時における麺類の調達等に関する協定書(1)	香川県製粉製麺協同組合	H27.7.1
	本場さぬきうどん協同組合	
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書(1)	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H27.12.3
災害時における物資の調達等に関する協定書(1)	大塚製薬(株)	H29.2.2

※H17.11.20締結の「生活必需物資の調達に関する協定」を発展的に見直したもの

### 3. 医療・救助関係 【15】

協定の名称	協定先	年月日
災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書 (1)	香川県医薬品卸業協会	H9. 2. 27
災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書 (1)	香川県医薬品小売商業組合	H9. 2. 27
災害時における災害救助犬の出動に関する協定書 (1)	特定非営利活動法人 日本レスキュー協会	H13. 12. 11
災害時の医療救護に関する協定書 (1)	(一社) 香川県医師会 ※2	H29. 3. 3
災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書(1)	(公社) 香川県接骨師会	H19. 1. 9
災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書(1)	(一社) 香川県薬剤師会	H19. 3. 23
災害時の看護職医療救護活動に関する協定書(1)	(公社) 香川県看護協会	H20. 2. 25
災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣に関する協定書 (5)	香川大学医学部附属病院	H21. 7. 31
	日本赤十字社香川県支部	
	社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院	
	(独) 労働者健康機構香川労災病院	H22. 11. 1
	(独) 国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター ※1	H25. 5. 1
災害時の医療救護活動に関する協定書 (1)	(公社) 香川県歯科医師会	H24. 3. 6
災害時における医療ガス等の供給に関する協定書(1)	(一社) 日本産業・医療ガス協会 四国地域本部医療ガス部門香川県支部	H24. 3. 27
災害時の助産師支援活動にかかる協定書(1)	(一社) 香川県助産師会	H28. 10. 13

※1 国立病院機構善通寺病院と同香川小児病院がH25. 5. 1に統合

※2 H16. 3. 30締結の「災害時の医療救護に関する協定書」を発展的に見直したもの

### 4. 交通・輸送・燃料関係 【14】

協定の名称	協定先	年月日
災害時における交通誘導業務に関する協定 (1)	(一社) 香川県警備業協会	H8. 3. 28
災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関する協定 (1)	(一社) 日本自動車連盟四国本部香川支部	H17. 4. 28
災害時における物資の輸送等に関する協定書(1)	(一社) 香川県トラック協会※	H26. 10. 29
災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書(1)	(一社) 香川県LPガス協会	H19. 10. 22
災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定(1)	香川県レッカー協同組合	H20. 4. 28
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書 (1)	香川県石油商業組合	H22. 1. 21
大規模災害発生時における相互協力に関する協定 (1)	西日本高速道路㈱ 四国支社	H24. 1. 18
災害時等における相互協力に関する協定 (1)	本州四国連絡高速道路㈱	H24. 8. 21
大規模災害時における人員の輸送等に関する協定書(1)	香川県タクシー協同組合	H25. 3. 4
大規模災害時における船舶輸送に関する協定書(1)	香川県旅客船協会	H25. 3. 8
災害時における車両等の優先貸渡しに関する協定書(1)	香川県レンタカー協会	H25. 4. 18
災害時における車輛等保管場所の提供等に関する協定書(1)	香川県中古自動車販売協会	H26. 7. 25
災害時における船舶による輸送等に関する協定書(1)	香川県水難救済会	H27. 2. 13
災害時における物資の保管等に関する協定書(1)	香川県倉庫協会	H27. 8. 10

※H17. 11. 28締結の「災害時における物資等の輸送に関する協定書」を発展的に見直したもの

5. 公共土木・建築・設備関係【24】

協定の名称	協定先	年月日
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書(2)	(一社) 香川県建設業協会	H8. 9. 1
	(一社) プレハブ建築協会	
災害時における応急仮設住宅の付帯設備に関する協定書(2)	(一社) 香川県電気工事業協会	H8. 9. 1
	(一社) 香川県管工事業協会	
災害時における住宅の早期復興に向けた協力に係る協定書(1)	(独) 住宅金融支援機構四国支店 ※1	H27. 9. 30
災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書(2)	(公社) 香川県宅地建物取引業協会	H17. 7. 5
	(公社) 全日本不動産協会香川県本部	H17. 9. 22
災害発生時における技術士支援活動に関する協定書(1)	香川県技術士会	H18. 8. 3
災害発生時における緑化樹木等の技術的支援に関する協定書(1)	香川県造園協会 ※2	H28. 10. 6
災害時における応急対策業務の実施に関する協定書(1)	(一社) 香川県建設業協会	H19. 5. 10
被災法面への技術的支援活動についての申し合わせ(1)	(一社) 全国特定法面保護協会四国支部	H21. 8. 19
災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書(3)	(一社) 香川県建設業協会	H22. 3. 24
	(一社) 香川県総合建設センター	
	香川県建設労働組合	
災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書(1)	香川県電気工事業工業組合	H23. 7. 28
災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書(1)	(公社) 香川県宅地建物取引業協会	H24. 3. 22
	(公社) 全日本不動産協会香川県本部	
	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会	
大規模災害時における応急対策業務に関する協定(1)	(一社) 香川県測量設計業協会	H24. 4. 20
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書(1)	(一社) 全国木造建設事業協会	H25. 7. 16
災害時における冷凍空調の応急対策に関する協定書(1)	(一社) 香川県冷凍空調設備工業協会	H25. 12. 26
大規模災害時における通信手段の確保及び提供に関する協定(2)	ソフトバンク㈱	H26. 3. 4
	KDDI㈱	H26. 3. 24
災害時における応急措置等の実施に関する協定書(1)	香川県管工事業協同組合連合会	H26. 8. 25
災害時の電力供給設備の復旧等に関する協定書(1)	四国電力㈱	H27. 3. 11
災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括協定書(1)	(一社) 日本理立浚渫協会	H27. 11. 5
	四国港湾空港建設協会連合会	
	日本海上起重技術協会四国支部	
	全国浚渫業協会関西支部	
	(一社) 日本潜水協会	
	(一社) 海洋調査協会	
(一社) 港湾技術コンサルタンツ協会		

※1 H16. 2. 9締結の「災害時における住宅復興に向けた協力に係る協定書」を発展的に見直したもの

※2 H19. 3. 22締結の「災害発生時における緑化樹木等の技術的支援に関する協定書」を発展的に見直したもの

6. 廃棄物処理・衛生関係【12】

協定の名称	協定先	年月日
災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定書(1)	(公社) 香川県浄化槽協会	H18. 11. 13
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書(1)	(一社) 香川県産業廃棄物協会	H20. 10. 14
健康危機等における防疫業務の協力に関する協定書(1)	(一社) 香川県ペストコントロール協会	H21. 5. 21
家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定書(1)	(一社) 香川県建設業協会	H23. 2. 16
災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書(1)	香川県理容生活衛生同業組合	H23. 9. 5
災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書(1)	香川県美容業生活衛生同業組合	H23. 9. 5
災害時における被災動物の救護活動に関する協定書(1)	(公社) 香川県獣医師会	H24. 6. 19
災害時における被災動物の救護活動に対する支援に関する協定書(1)	(学) 穴吹学園	H24. 6. 19
災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定(1)	香川県葬祭業協同組合	H24. 7. 31
	全日本葬祭業協同組合連合会	
死体の身元確認等における協力体制に関する協定(1)	香川県歯科医師会警察歯科医会	H25. 4. 9
大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定書(1)	(一社) 香川県調理師会	H25. 6. 27
	(公社) 全日本司厨士協会 四国地方香川県本部	
	日本中国料理協会香川県支部	
災害時における遺体の搬送の協力に関する協定(1)	香川県霊柩自動車協会	H27. 4. 3
	一般社団法人全国霊柩自動車協会	

**7. 避難行動要支援者・帰宅困難者関係 【10】**

協定の名称	協定先	年月日
災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書 (1)	香川県老人福祉施設協議会 ※	H27. 11. 2
災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書 (1)	香川県老人保健施設協議会	H18. 7. 28
災害時における帰宅困難者支援に関する協定書 (8)	㈱壺番屋	H20. 6. 24
	山崎製パン㈱ (デイリーヤマザキ事業統括本部)	
	㈱ファミリーマート	
	ミニストップ㈱	
	㈱モスフードサービス	
	㈱※野家 (※は吉の上側が土)	
	㈱ローソン	H27. 12. 3
	㈱セブン-イレブン・ジャパン	

※H17. 9. 2締結の「災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書」を発展的に見直したもの

**8. その他 (救助活動等支援など) 【3】**

協定の名称	協定先	年月日
災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書(1)	香川県総合エネルギー協同組合	H25. 6. 27
災害時における物資の優先供給に関する協定書 (1)	西村ジョイ㈱	H25. 6. 27
災害時における物資供給に関する協定書 (1)	NPO法人 コメリ災害対策センター	H28. 2. 9

## 2-2 協定一覧（市町）

### 県内市町と民間事業者等との協定締結状況について【H30.2.1現在】

#### 1. 高松市（58）

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における医療救護活動に関する協定	社団法人 高松市医師会	H8.10.2
2	災害時緊急放送の協力に関する協定	(株)ケーブルメディア四国 (株)FM高松コミュニティ放送	H9.7.16
3	災害時における消毒活動に関する協定	香川県ベストコントロール協会	H11.4.1
4	災害時における応援措置等の実施に関する協定	高松市建設業協会	H17.5.26
5	災害時における物資の供給等に関する協定	生活協同組合コープかがわ (株)マルナカ (株)マルヨシセンター	H17.7.11
6	災害時における要援護高齢者の受入れ等に関する協定	香川県老人福祉施設協議会 ※香川県と三者協定	H17.9.2
7	災害発生時における女木島・男木島への渡島応援協定	瀬戸内漁業協同組合・株式会社瀬戸内マリン 男木・女木島漁業協同組合、海望企画(株) (消防局が対応窓口)	H18.1.10
8	災害発生時における大島・高島・矢竹島・鎧島・兜島 および稲毛島への渡島応援協定	庵治漁業協同組合 (消防局が対応窓口)	H18.1.10
9	災害時における救援物資提供に関する協定	四国コココーラボトリング(株)	H18.4.13
10	災害時における支援協力に関する協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	H18.5.29
11	災害時における要援護高齢者の受入れ等に関する協定	香川県老人保健施設協議会 ※香川県と三者協定	H18.7.28
12	災害時における防災活動協力に関する協定	イオンリテール(株)	H19.6.27
13	災害時における物資等の輸送に関する協定	(社)香川県トラック協会高松地区会	H19.10.9
14	災害時における防災活動協力に関する協定	(株)イズミ ゆめタウン高松	H19.11.21
15	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定	JARL香川クラブ	H20.7.8
16	災害時における応急復旧に関する協定	高松市上下水道工事業共同組合	H20.12.1
17	災害時におけるし尿収集業務等の支援に関する協定	高松市清掃業者連合会	H22.1.29
18	災害時における下水道管路施設への飲料水供給に関する協定	四電エンジニアリング(株)	H22.7.28
19	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定	香川県電気工事業工業組合高松支部	H24.2.17
20	災害時における医療救護活動に関する協定	高松市内3医師会連合会	H24.3.15
21	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	H24.7.12
22	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定	香川県エルピーガス協会高松支部・香川エル ピーガスクリン協同組合	H24.7.19
23	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人 香川県産業廃棄物協会	H24.12.25
24	災害時における歯科の医療救護活動に関する協定	高松市歯科医師会	H25.3.26
25	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	高松清掃事業協同組合	H25.3.28
26	災害時における下水道終末処理場およびポンプ場の復旧支援に関する協約	地方共同法人日本下水道事業団	H25.5.23
27	災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	H25.5.23
28	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H25.10.1
29	防災への取り組みに関する協定	グーグル株式会社	H25.10.1
30	災害時の協力に関する協定	四国電力株式会社	H25.12.25
31	特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	西日本電信電話株式会社香川支店	H26.1.27
32	非常災害時における避難所指定に関する協定	社会福祉法人ルポア	H26.3.1
33	災害時における応急復旧資材の供給に関する協定	株式会社川西水道機器	H26.3.20
34	災害時における応急対策資機材等の供給に関する協定	西村ジョイ株式会社	H26.3.20
35	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コマリ災害対策センター	H26.4.25
36	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定	香川県電気工事業工業組合東讃支部	H26.6.1
37	災害時等における物資の供給協力等に関する協定	DCMダイキ株式会社	H26.7.17
38	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H26.9.18
39	災害時等における支援協力に関する協定	香川県行政書士会	H26.10.6
40	災害時における薬剤師医療救護活動に関する協定	高松市薬剤師会	H27.3.3
41	大規模災害時の物流拠点としての使用に関する協定	国立大学法人 香川大学	H27.2.16
42	災害時等における応急対策支援及び応急復旧資材供給に関する協定	(株)フソウ	H27.2.18
43	大規模災害時の物流拠点としての使用に関する協定	高松シンボルタワー管理協議会	H27.2.27
44	非常災害時における避難所指定に関する協定	香川県農業共済組合	H25.11.1
45	災害時における要援護者（障がい者）の受入れ等に関する協定	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団	H27.4.1
46	災害時における要援護者（障がい者）の受入れ等に関する協定	社会福祉法人銀星の家 障害者支援施設 銀星の家	H27.4.1
47	災害時における要援護者（障がい者）の受入れ等に関する協定	社会福祉法人清水園 香川県障害者支援施設 たまも園	H27.4.1
48	災害時における要援護者（障がい者）の受入れ等に関する協定	社会福祉法人瑞祥会 障害者支援施設 サン未来	H27.4.1
49	災害時における要援護者（障がい者）の受入れ等に関する協定	社会福祉法人ボム・ド・バン	H27.4.1
50	災害時における要援護者（障がい者）の受入れ等に関する協定	社会福祉法人童雲学園	H27.4.1
51	災害時における福祉用具物資の供給協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	H28.1.21
52	災害時における避難所の衛生管理及び衛生用品の供給に関する協定書	一般社団法人香川県ビルメンテナンス協会	H28.4.27
53	高松市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人高松市社会福祉協議会	H28.9.1
54	災害時における量の供給等の協力に関する協定書	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	H29.1.16
55	災害時緊急物資保管場所の提供に関する協定書	高松琴平電気鉄道株式会社	H29.9.6
56	災害時における物資等の輸送に関する協定書	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	H29.10.25
57	災害時における人員の輸送等に関する協定書	高松個人タクシー協同組合	H29.10.26
58	災害時における航空機や無人航空機による応急対策活動に関する協定書	アジア航測株式会社	H29.11.1

## 2. 丸亀市(63)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における海上輸送に関する協定書	本島汽船株式会社	H14.11.20
2	災害時における海上輸送に関する協定書	備讃フェリー株式会社	H14.11.20
3	災害時における海上輸送に関する協定書	にじ観光有限会社	H14.11.20
4	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	四国旅客鉄道株式会社	H15.12.1
5	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	高松琴平電気鉄道株式会社	H15.12.25
6	災害時における医療救護活動に関する協定書	社団法人丸亀市医師会	H24.5.17
7	災害時における医療救護活動に関する協定書	社団法人綾歌地区医師会	H24.5.17
8	災害時における医療救護活動に関する協定書	丸亀市歯科医師会	H24.5.17
9	災害時における医療救護活動に関する協定書	社団法人丸亀市薬剤師会	H24.5.17
10	災害時における医療救護活動に関する協定書	綾歌郡薬剤師会	H24.5.17
11	災害時応援協定書	アムダグループ(岡山県総社市)	H26.8.30
12	ライフラインに関する協定	香川県電気工事行工業組合丸亀支部	H22.7.29
13	ライフラインに関する協定	丸亀市上下水道工業協同組合	H18.7.24
14	ライフラインに関する協定	丸亀市設備業協会	H24.5.22
15	ライフラインに関する協定	香川県エルピーガス協会仲多度支部丸亀地区	H25.10.25
16	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	香川県建設労働組合中讃地方支部	H26.10.28
17	下水道施設等の災害対策業務に関する協定書	株式会社 石垣	H26.11.13
18	災害時等における上下水道復旧活動に関する協定書	株式会社 フソウ 四国支社	H27.3.23
19	下水道施設等の災害対策業務に関する協定書	株式会社荏原製作所四国支店	H28.2.10
20	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社	H26.1.21
21	災害発生時における丸亀市と丸亀市内郵便局等の協力に関する協定	日本郵便株式会社 丸亀郵便局	H27.5.25
22	特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	西日本電信電話株式会社 香川支店	H26.6.5
23	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書	社会福祉法人 香川県社会福祉事業団	H18.2.7
24	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書	社会福祉法人 うぶすな会	H29.3.8
25	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書	社会福祉法人 宝樹園	H29.2.24
26	災害時における応急措置等の実施に関する協定書	丸亀市建設業協会	H18.2.22
27	災害時における応急措置等の実施に関する協定書	丸亀市建友会	H20.9.19
28	災害時における応急措置等の実施に関する協定書	丸亀緑愛会	H20.12.24
29	災害時における応急措置等の実施に関する協定書	社団法人香川県トラック協会仲多度支部	H19.12.19
30	災害時における応急措置等の実施に関する協定書	丸亀市舗装協会	H25.6.3
31	災害時における応急措置等の協力に関する協定書	第一環境株式会社 中・四国支店	H26.4.14
32	災害時における放送要請に関する協定	中環ケーブルテレビジョン株式会社	H19.4.13
33	災害時における救援物資等の供給に関する協定書	四国ココ・コーラボトリング株式会社	H18.6.9
34	災害時における救援物資等の提供に関する協定書	マックスパル西日本株式会社	H19.4.24
35	災害時における救援物資等の供給に関する協定書	香川ペプシコーラ販売株式会社	H20.8.13
36	災害時における救援物資等の供給に関する協定書	株式会社イズミ	H20.11.10
37	災害時における石油製品等の調達に関する協定書	NPO法人コリ災害対策センター	H21.9.25
38	災害時における石油製品等の調達に関する協定書	丸亀石油協同組合	H25.12.20
39	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ 四国支店	H26.7.29
40	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン 四国エリア統括部	H26.8.19
41	災害時における応援業務に関する協定書	香川県行政書士会	H26.10.29
42	避難所施設利用に関する協定書	社会福祉法人 誠心会	H26.3.3
43	避難所施設利用に関する協定書	社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会	H26.3.18
44	避難場所施設利用に関する協定書	医療法人社団三愛会	H19.8.16
45	大規模災害時における一次避難所使用に関する申し合わせ事項確認書	創価学会四国方面事務局	H19.11.18
46	災害時における西日本電信電話株式会社施設の利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社 香川支店	H20.2.5
47	丸亀市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	H29.4.1
48	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書	社会福祉法人 厚仁会	H29.2.24
49	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書	社会福祉法人 博安会	H29.2.24
50	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書	社会福祉法人 真理垂福社会	H29.2.24
51	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書	社会福祉法人 鶴足津福社会	H29.2.24
52	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書	社会福祉法人 椿友会	H29.2.24
53	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書	社会福祉法人 あやうた福社会	H29.2.24
54	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書	医療法人社団 三愛会	H29.2.24
55	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書	医療法人社団 健仁会	H29.2.24
56	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書	医療法人 基幸会	H29.2.24
57	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書	医療法人社団 健粋会	H29.2.24
58	災害時における要配慮者等の緊急受け入れに関する協定書	社会福祉法人 萬象園	H29.3.27
59	下水道施設等の災害対策業務に関する協定書	株式会社西島製作所高松支店	H29.4.1
60	下水道施設等の災害対策業務に関する協定書	株式会社明電舎四国支店	H29.4.1
61	災害時における応急対策活動の協力に関する協定書	丸亀タクシー組合	H29.4.11
62	健康増進の推進に関する協定書	大塚製薬株式会社徳島支店	H29.8.30
63	災害時における物資等の輸送の協力に関する協定書	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	H29.10.16

### 3. 坂出市(28)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	坂出市建設業協会	H17.4.14
2	災害時緊急放送の協力に関する協定書	香川テレビ放送網㈱	H17.7.1
3	災害時緊急放送の協力に関する協定書	エフエム・サン株式会社	H17.7.1
4	災害時における飲料水の調達に関する協定書	香川ペプシコーラ販売(株)	H18.9.29
5	災害時における水道応急措置への協力に関する協定書	坂出市上下水道工業協同組合	H19.6.8
6	災害時における物資等の輸送に関する協定書	(財)香川県トラック協会 坂出支部	H19.12.26
7	災害時における飲料水の調達に関する協定書	四国コココーラボトリング(株)	H20.3.10
8	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書	株式会社T-WORKS	H21.12.18
9	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人ユメリ災害対策センター	H22.12.16
10	災害時の福祉避難所(二次避難所)に関する協定書	医療法人社団 五色台	H23.12.22
11	災害時の福祉避難所(二次避難所)に関する協定書	社会福祉法人 若竹会	H23.12.22
12	災害時の福祉避難所(二次避難所)に関する協定書	坂出市福祉老健施設連絡協議会	H23.12.22
13	災害時の医療救護活動に関する協定書	坂出市医師会	H24.10.18
14	災害時の医療救護活動に関する協定書	坂出市歯科医師会	H24.10.18
15	災害時の医療救護活動に関する協定書	坂出市薬剤師会	H24.10.18
16	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書	香川県エルピーガス協会 綾歌支部	H25.3.26
17	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	香川県石油商業組合 坂出支部	H25.3.26
18	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	香川県電気工業工業組合 坂出支部	H25.3.26
19	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ 四国支店	H25.7.31
20	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	讃岐リース株式会社 坂出営業所	H25.7.31
21	特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	西日本電信電話株式会社香川支店	H26.1.6
22	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社	H26.1.28
23	被災建築物の応急対策業務に関する協定書	香川県建設労働組合坂出支部	H26.3.24
24	災害時における必要な対応を円滑に遂行するための協定	坂出市内郵便局	H27.8.18
25	災害時における物資等の輸送に関する協定	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	H29.10.10
26	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン四国エリア統括部	H29.10.17
27	災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人 隊友会 香川県隊友会坂出・宇多津支部	H29.10.24
28	災害時における物資の供給等に関する協定	㈱マルヨシセンター	H29.12.1

### 4. 善通寺市(29)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング株式会社	H18.12.21
2	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	善通寺市環境美化推進ボランティア協会	H19.9.3
3	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	善通寺市建設業協会	H19.9.7
4	災害時における物資等の輸送に関する協定	香川県トラック協会仲多度支部	H19.12.14
5	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	株式会社 藤田商店	H21.8.10
6	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	香川県電気工業工業組合善通寺支部	H23.4.12
7	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人善通寺福祉会	H24.11.21
8	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人千周会	H24.11.21
9	災害時の医療救護活動に関する協定書	善通寺市医師会	H25.1.23
10	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	善通寺市歯科医師会	H25.1.23
11	災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書	善通寺市仲多度郡薬剤師会	H25.1.23
12	災害発生時における補充的避難所の設置運営に関する協定書	香川県農業協同組合	H25.3.5
13	災害時における要援護者等の避難輸送協力に関する協定書	香川県サスキタクシー協会	H25.4.18
14	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	香川県建設労働組合中讃地方支部	H25.8.21
15	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	橋本石油株式会社	H25.12.17
16	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社	H26.1.27
17	災害発生時における補充的避難所の設置運営に関する協定書	宗教法人徳善寺 大和講総本部	H26.5.1
18	災害発生時における補充的避難所の設置運営に関する協定書	学校法人四国学院	H26.5.26
19	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン 四国エリア統括部	H26.7.7
20	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 ユメリ災害対策センター	H26.12.22
21	災害時における飲料水の確保に係る協定書	株式会社ビバックス香川支店	H27.3.2
22	災害発生時における善通寺市と善通寺市内郵便局の協力に関する協定書	日本郵政株式会社 善通寺郵便局	H27.12.1
23	災害発生時における補充的避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人白百合福祉会	H28.2.4
24	災害時における物資供給に関する協定書	ホームセンターナフコ 善通寺店	H29.7.29
25	災害発生時における補充的避難所の設置運営に関する協定書	総本山善通寺	H29.9.4
26	災害発生時における量の供給等の協力に関する協定書	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会 四国地区	H29.9.11
27	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書	香川県エルピーガス協会仲多度地区	H29.9.29
28	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人善通寺福祉会	H29.12.1
29	災害発生時における施設利用に関する協定書	社会福祉法人善通寺福祉会	H29.12.1

## 5. 観音寺市(54)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	観音寺市建設業協会	H18.2.1
2	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーラ ボトリング(株)	H18.3.28
3	災害時における協力に関する協定書	かんぼの宿観音寺	H19.10.3
4	災害時における物資等の輸送に関する協定書	社団法人香川県トラック協会三豊支部	H20.6.5
5	災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人鶴足津福祉会	H17.9.1
6	災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人三豊広域福祉会	H17.9.1
7	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	香川県電気工事業工業組合観音寺支部	H22.3.15
8	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国物産株式会社	H23.7.1
9	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書	香川県エルピーガス協会三豊支部	H24.1.4
10	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	(株)富士グリーン、(株)富士建設工業	H23.7.28
11	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	一般財団法人 阪大微生物病研究会	H24.8.15
12	災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書	マックスバリュ西日本(株)	H24.8.21
13	災害時支援に関する協定書	香川県市町村職員年金者連盟観音寺支部	H24.8.29
14	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	トーヨースギウエ(株)香川支社観音寺営業所	H24.9.1
15	津波緊急避難における高速道路敷地の一時使用に関する協定書	西日本高速道路(株)四国支社	H24.9.12
16	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人観音寺福祉会	H25.4.1
17	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	三豊総合病院企業団	H25.4.1
18	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人三野福祉会	H25.4.1
19	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人大野原福祉会	H25.4.1
20	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	医療法人ブルースカイ	H25.4.1
21	非常災害時の炊き出しに関する協定書	株式会社東洋食品	H25.4.25
22	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	香川県石油商業組合西讃支部	H25.5.23
23	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	観音寺信用金庫	H25.7.23
24	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメ災害対策センター	H25.8.20
25	大規模災害時における災害廃棄物の収集等の協力に関する協定書	観音寺市建設業協会	H25.9.26
26	災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人三豊・観音寺市医師会	H25.10.10
27	災害時における医療救護活動に関する協定書	観音寺・三豊薬剤師会	H25.10.10
28	災害時における医療救護活動に関する協定書	観音寺市歯科医師会	H25.10.10
29	災害時における医療救護活動に関する協定書	大野原町豊浜町歯科医師団	H25.10.10
30	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社	H26.1.28
31	災害時における地図製品等の供給、利用に関する協定書	株式会社ゼンリン 四国エリア統括部	H26.7.4
32	災害時における避難所に関する協定書	天理教西香川分教会	H26.7.8
33	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	ボタン木工所、おかし工房botan	H26.8.28
34	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	民宿青空屋	H26.8.28
35	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	ヤマギシズム生活観音寺実顕地農事組合法人	H26.9.26
36	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	観音寺市有明町自治会、観音寺市観光協会	H26.10.10
37	津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	株式会社 フロンティア	H26.11.1
38	災害時における米穀の確保と供給等に関する協定書	有限会社 藤原米穀	H26.11.12
39	津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	社会福祉法人 徳樹会	H26.11.26
40	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	香川県建設労働組合西讃支部	H26.12.22
41	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	株式会社 琴弾荘	H26.12.22
42	災害発生時における観音寺市と観音寺市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 観音寺郵便局	H27.6.1
43	災害時における協力に関する協定書	株式会社 空撮技研	H27.6.4
44	災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人 大豊福祉会	H27.9.1
45	災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人 光志福祉会	H27.9.1
46	災害時における応援業務に関する協定書	香川県行政書士会	H27.11.10
47	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	株式会社 紀州屋	H28.1.13
48	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	株式会社 高原通商店	H28.1.13
49	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	株式会社 マルキン	H28.1.13
50	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	株式会社 合田照一商店	H28.1.13
51	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	株式会社 讃岐物産	H28.1.13
52	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	株式会社 讃州	H28.1.13
53	災害時における乾麺等の供給に関する協定書	有限会社 合田平三商店	H28.1.13
54	災害時における量の供給等に関する協定書	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	H29.9.11

## 6. さぬき市(50)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における物資等の輸送に関する協定書	社団法人 香川県トラック協会 大川支部	H20.9.9
2	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	さぬき市建設業協会	H18.3.20
3	災害時における応急復旧に関する協定書	さぬき市上下水道工事業者組合	H18.11.29
4	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社マルナカ 志度店	H21.1.19
5	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社マルナカ 長尾店	H21.1.19
6	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社マルナカ 寒川店	H21.1.19
7	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社マルナカ 津田店	H21.1.19
8	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社フジ	H21.3.26
9	災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング株式会社	H23.7.24
10	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書	香川レッカー協同組合	H22.4.8
11	非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ	徳島文理大学	H15.10.1
12	さぬき市地域防災無線局の設置等に関する協定書	四国電力株式会社 大内営業所	H18.3.1
13	災害時における医療救護活動に関する協定書	大川地区医師会(H16.4.1に締結したものの再協定)	H25.1.23
14	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	香川県建設労働組合さぬき支部	H24.10.29
15	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	香川県建設労働組合志度支部	H24.10.29
16	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	香川県建設労働組合大川支部	H24.10.29
17	医療救護活動に関する協定書	大川歯科医師会	H25.1.23
18	医療救護活動に関する協定書	大川薬剤師会	H25.1.23
19	災害用備蓄品の保管のための施設利用に関する協定書	さぬき市連合自治会石田支会横内自治会	H25.6.3
20	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	香川県電気工業工業組合大川支部	H25.8.1
21	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	香川県電気工業工業組合東讃支部	H25.8.1
22	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コソリ災害対策センター	H25.8.1
23	災害時における応急対策活動に関する協定書	香川県造園協会	H26.5.14
24	災害時におけるLPガス等の調達に関する協定	香川県LPガス協会大川支部	H26.5.14
25	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社	H26.1.30
26	さぬき市地域防災無線局の設置等に関する協定書	鴨庄漁業協同組合	H27.3.19
27	災害時における施設使用に関する協定	香川県信用組合	H27.8.28
28	災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定	社会福祉法人 津田福祉会	H27.9.16
29	災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定	四国ハイウェイサービス株式会社	H27.9.17
30	災害発生時におけるさぬき市とさぬき市内郵便局の協力に関する協定	さぬき市内郵便局	H28.5.20
31	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 祐正福祉会	H28.9.1
32	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 祐正福祉会	H28.9.1
33	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 長尾福祉会	H28.9.1
34	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 長尾福祉会	H28.9.1
35	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 長尾福祉会	H28.9.1
36	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 香東園	H28.9.14
37	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 香東園	H28.9.14
38	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	大川広域行政組合	H28.9.14
39	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 さぬき市社会福祉協議会	H28.11.1
40	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 津田福祉会	H29.2.1
41	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 津田福祉会	H29.2.1
42	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	一般社団法人日本福祉用具供給協会	H29.2.1
43	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	讃岐リース株式会社東讃営業所	H29.9.6
44	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン四国エリア統括部	H29.9.11
45	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ四国支店	H29.10.17
46	災害時における食料、生活必需品等の輸送等協力に関する協定書	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	H29.10.30
47	災害時における協力に関する協定書	NPO法人 輝	H29.11.7
48	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	株式会社 青空	H29.11.30
49	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	株式会社 青空	H29.11.30
50	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特定非営利活動法人 あんず	H29.12.28

## 7. 東かがわ市(26)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における応急措置等の実施に関する協定書	東かがわ市建設業協会	H17.7.27
2	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカコーラボトリング	H17.11.18
3	災害時における物資等の輸送に関する協定書	社団法人香川県トラック協会大川支部	H20.10.2
4	災害時における応急復旧の実施に関する協定書	東かがわ市設備協会	H21.8.10
5	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コソリ災害対策センター	H22.12.24
6	災害時における被災住宅の応急処置に関する協定書	香川県建設労働組合大川支部	H23.3.1
7	災害時における医療救護活動に関する協定書	大川地区医師会(H16.4.1に締結したものの再協定)	H25.1.23
8	医療救護活動に関する協定書	大川歯科医師会	H25.1.23
9	医療救護活動に関する協定書	大川薬剤師会	H25.1.23
10	災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書	社会福祉法人 瑞祥会	H25.1.23
11	災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書	社会福祉法人 香東園	H25.1.23
12	災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書	社会福祉法人 三本松福祉会	H25.1.23
13	災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書	社会福祉法人 恵愛福祉事業団	H25.1.23
14	災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書	社会福祉法人 祐正福祉会	H25.1.23
15	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	香川県電気工業工業組合大川支部	H25.5.30
16	災害時における電力供給施設の復旧に関する協定書	四国電力株式会社高松支店	H26.1.27
17	災害時における食糧の供給に関する協定書	東かがわ市農業経営者協議会	H26.4.14
18	災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書	香川県LPガス協会大川支部	H26.10.27
19	災害時における応急対策業務に関する協定書	コープフーズ株式会社	H27.4.1
20	災害発生時における東かがわ市と東かがわ市内郵便局の協力に関する協定	東かがわ市内等郵便局	H27.6.19
21	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン 四国エリア総括部	H27.12.16
22	防災士の継続教育支援に関する協定	香川県防災士会東讃支部	H28.4.14
23	災害時における物資の提供及び保管等に関する協定	株式会社FUJIDAN	H29.3.8
24	災害時等におけるドローンの活用に関する協定	三本松地区活性化協議会	H29.6.1
25	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	竹本石油株式会社	H29.9.8
26	災害時における物資の輸送等に関する協定	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	H29.12.25

### 8. 三豊市(31)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における応急業務の実施に関する協定書	三豊市建設業協会	H18.1.19
2	災害時における救援物資提供に関する協定書	有限会社マトリックス	H19.2.14
3	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング株式会社	H19.2.14
4	災害時における救援物資提供に関する協定書	香川西部ヤクルト販売株式会社	H19.2.14
5	災害時における救援物資提供に関する協定書	香川ペプシコーラ販売株式会社	H19.2.14
6	災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人三豊広域福祉会	H19.12.1
7	災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人鶴足津福祉会	H19.12.1
8	災害時における物資等の輸送に関する協定書	社団法人香川県トラック協会三豊支部	H20.6.17
9	災害時における輸送協定書	栗島汽船株式会社	H21.7.27
10	災害時における輸送協定書	託開海難救済会	H21.7.27
11	災害時における輸送協定書	有限会社スヤママリン	H21.7.27
12	災害時における輸送協定書	仁尾マリーナ株式会社	H21.7.27
13	災害時における輸送協定書	仁尾町漁業協同組合	H21.7.27
14	災害時における応急措置等の実施に関する協定書	三豊市上下水道工業協同組合	H23.9.27
15	大規模地震等の災害時における創価学会三豊文化会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書	創価学会四国事務局	H23.2.4
16	災害時における三豊市緑ヶ丘総合運動公園の施設使用に関する申し合わせ事項確認書	学校法人四国学院	H24.6.1
17	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書	香川県エルピーガス協会三豊支部	H24.10.12
18	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	H25.9.2
19	災害時における医療救護活動に関する協定書	三豊・観音寺市医師会	H25.10.10
20	災害時における医療救護活動に関する協定書	三豊歯科医師会	H25.10.10
21	災害時における医療救護活動に関する協定書	観音寺・三豊薬剤師会	H25.10.10
22	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	香川県石油商業組合西讃支部	H25.10.30
23	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	香川県電気工業工業組合三豊支部 香川県電気工業工業組合観音寺支部	H25.11.27
24	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社	H26.2.12
25	災害時における地図製品等の供給に関する協定書	株式会社ゼンリン 四国エリア総括部	H26.7.28
26	災害発生時における三豊市と三豊市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 高瀬郵便局	H27.7.1
27	三豊市消防団員応援自動販売機の設置に係る協定書	四国コカ・コーラボトリング株式会社	H27.8.24
28	災害時における応援業務に関する協定書	香川県行政書士会	H28.3.30
29	災害時における協力に関する協定書	株式会社 空撮技研	H28.7.15
30	三豊市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会	H29.3.28
31	災害時における物資の輸送業務に関する協力協定書	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	H29.11.6

### 9. 土庄町(8)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における物資の供給等に関する協定書	マルヨシセンター土庄店	H18.7.1
2	災害時における物資の供給等に関する協定書	マルナカ新土庄店	H18.7.1
3	災害時救援型自動販売機設置に関する契約書	四国コカ・コーラボトリング(株)	H18.12.1
4	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い	中国電力(株)小豆島営業所	H23.11.14
5	災害時における物資等の輸送に関する協定書	(社)香川県トラック協会小豆島支部	H21.9.9
6	災害時における医療救護活動の関する協定書	社団法人小豆郡医師会・小豆郡歯科医師会	H25.3.1
7	災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書	小豆郡薬剤師会	H25.3.1
8	災害発生時における土庄町と土庄町内郵便局の協力に関する協定	土庄町内郵便局	H27.6.24

### 10. 小豆島町(11)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における物資等の輸送に関する協定書	香川県トラック協会小豆島支部	H21.9.9
2	災害時における物資の供給等に関する協定書	㈱マルナカ新土庄店	H18.11.14
3	災害時における物資の供給等に関する協定書	㈱マルナカ内海店	H18.11.14
4	災害時における物資の供給等に関する協定書	㈱マルヨシ土庄店	H18.11.14
5	災害時における物資の供給等に関する協定書	㈱マルヨシ内海店	H18.11.14
6	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	中国電力(株)小豆島営業所	H23.10.28
7	災害時における医療救護活動の関する協定書	社団法人小豆郡医師会・小豆郡歯科医師会	H25.3.1
8	災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書	小豆郡薬剤師会	H25.3.1
9	災害発生時における小豆島町と小豆島町内郵便局の協力に関する協定	小豆島町内郵便局	H27.6.19
10	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング(株)	H18.11.1
11	災害時における救援物資提供に関する協定書	㈱石原商店	H18.11.1

### 11. 三木町(18)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	三木町公共土木施設等に関する防災協定	有限会社 池戸電水ほか26社	H23.8.1
2	三木町公共土木施設等に関する防災協定	有限会社 ミドリ工業ほか2社	H24.8.1
3	災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人木田地区医師会・木田郡歯科医師会・一般社団法人高松市薬剤師会	H27.3.26
4	災害時における救援物資に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング(株)	H18.1.23
5	災害時における要援護障がい者の受入れ等に関する協定書	社会福祉法人 朝日園	H25.4.1
6	災害時における宿泊施設等の使用に関する協定	株式会社 三木さめぎ倶楽部	H25.4.30
7	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	香川県電気工業工業組合東讃支部	H25.7.1
8	災害時の協力に関する協定について	四国電力株式会社	H26.1.30
9	災害時における物資供給に関する協定書	NOP法人コメリ災害対策センター	H26.3.5
10	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定	香川県エルピーガス協会 高松支部	H26.4.25
11	災害時における宿泊施設等の使用に関する協定	社会福祉法人 祐正福祉会	H26.6.10
12	災害時におけるタクシー業務無線の活用及び緊急輸送等に関する協定	三木タクシー 株式会社	H26.8.5
13	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	香川県建設労働組合南部支部	H26.11.26
14	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	株式会社 石塚工務店ほか5社	H27.1.21
15	災害発生時における三木町と三木町内で従事する郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)	H27.6.1
16	災害時における応援業務に関する協定書	香川県行政書士会	H27.12.18
17	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	H29.10.10
18	災害時における物資の供給等に関する協定書	株式会社マルヨシセンター	H29.11.16

## 12. 直島町(5)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における救援物資に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング(株)	H19.5.2
2	災害時等における連絡体制及び協力体制に関する確認書	中国電力株式会社岡山営業所	H27.4.1
3	災害発生時における直島町と直島町内で従事する郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社(直島・宮ノ浦・高松南)	H27.6.15
4	特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	西日本電信電話株式会社香川支店	H27.6.16
5	災害時における食料品等の供給に関する協定書	三菱マテリアル直島生活共同組合	H27.11.10

## 13. 宇多津町(24)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における食料、生活必需品等の輸送協力に関する協定	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	H10.9
2	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカコーラボトリング(株)	H18.3
3	災害時における応援対策業務の実施に関する協定書	宇多津町建設業協会	H19.4
4	災害時における応援対策業務の実施に関する協定書	宇多津町上下水道工業協同組合	H19.4
5	緊急災害時における飲料提供に関する協定書	株式会社ジャパンビバレッジ	H22.4.1
6	緊急災害時における飲料提供に関する協定書	香川ヤクルト販売株式会社	H22.4.1
7	覚書(災害時における対象自販機商品無償提供)	(株)伊藤園坂出支店	H23.7.23
8	災害時の医療救護活動に関する協定書	坂出市医師会	H24.6.7
9	災害時の医療救護活動に関する協定書	綾歌郡歯科医師会	H24.6.7
10	災害時の医療救護活動に関する協定書	坂出市薬剤師会	H24.6.7
11	災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する覚書	老人保健施設 いきいき荘	H24.6.20
12	災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する覚書	特別養護老人ホーム 寿楽荘	H24.6.20
13	津波等発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	伊安心プランニング	H29.6.6
14	津波等発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	四国旅客鉄道(株)	H24.12.17
15	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書	宇多津町エルピーガス販売業組合	H25.9.3
16	特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	西日本電信電話(株)香川支店	H25.10.11
17	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コムリ災害対策センター	H25.11.15
18	災害時の協力に関する協定書	中国電力株式会社	H26.2.1
19	災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定書	中・四国エア・ウォーター(株)	H26.3.28
20	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	香川県電気工業工業組合坂出支部	H26.8.6
21	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	H27.7.13
22	災害発生時における宇多津町と宇多津町内等の郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社宇多津郵便局 日本郵便株式会社宇多津網の浦郵便局 日本郵便株式会社高松南郵便局	H27.8.18
23	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	イオンタウン株式会社	H27.10.20
24	災害時における地図製品等の供給等に関する協定締結式	ゼンリン株式会社	H29.12.6

## 14. 綾川町(14)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における防災活動協力に関する協定書	イオン(株)西日本カンパニー	H20.6.27
2	災害時における物資の提供等に関する協定について	四国コカ・コーラボトリング(株)	H19.2.21
3	災害時における応急措置等の実施に関する協定書	綾川町建設業協会	H27.6.22
4	災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書	社会福祉法人 福寿会	H23.8.1
5	災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書	社会福祉法人 共済会	H23.8.1
6	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	(株)富士クリーン (株)富士建設工業 (株)リソーシズ	H23.7.15
7	大規模災害の支援活動に関する協定書の締結について	綾川町協力会	H23.6.1
8	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	香川県電気工業工業組合滝宮支部	H23.4.1
9	災害時におけるタクシー業務無線の活用に関する協定書	大丸タクシー有限公司 有限会社綾南交通	H24.9.1
10	災害時における緊急輸送等に関する協定書	大丸タクシー有限公司 有限会社綾南交通 (株)あさひ交通綾川営業所	H24.9.1
11	災害時における物資の提供等に関する協定について	香川ペプシコーラ販売(株)	H24.9.28
12	特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	西日本電信電話(株)香川支店	H25.9.19
13	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社	H26.2.19
14	災害発生時における綾川町と綾川町内で従事する郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社(高松南郵便局及び町内郵便局)	H27.7.10

## 15. 琴平町(14)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	琴平建友会	H19.11.26
2	災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング(株)香川ペプシコーラ販売(株)	H19.8.8H23.11.1
3	災害時における西日本電信電話株式会社施設の利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社香川支店	H20.4.7
4	大規模地震等の災害時における創価学会琴平文化会館の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書	創価学会	H20.7.1
5	災害時における救援物資提供に関する協定	香川ペプシコーラ販売(株)	H23.11.2
6	災害時の協力に関する協定	四国電力株式会社	H26.1.23
7	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コムリ災害対策センター	H26.2.21
8	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	香川県電気工業工業組合 中讃支部	H26.4.1
9	災害時の医療救護活動に関する協定書	仲多度南部医師会	H26.4.3
10	災害時の医療救護活動に関する協定書	仲多度郡歯科医師会	H26.4.3
11	災害時の医療救護活動に関する協定書	善通寺市仲多度郡薬剤師会	H26.4.3
12	災害時の医療救護活動に関する協定書	仲多度南部消防組合消防本部	H26.4.3
13	災害発生時における琴平町と琴平町内郵便局の協力に関する協定	琴平町内郵便局	H27.7.1
14	災害時における物資等の輸送に関する協定書	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	H29.11.12

16. 多度津町(64)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	榊亀山組	H19.8.10
2	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	共立建設(有)多度津本社	H19.8.10
3	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	枝園建設(株)	H19.8.10
4	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	榊白井興産	H19.8.7
5	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	榊桃陵工業	H19.8.10
6	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	榊中茂工務店	H19.8.10
7	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	榊原組	H19.8.8
8	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	(有)藤田工務店	H19.8.9
9	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	榊ホリカワ工業多度津営業所	H19.8.10
10	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	宮崎建設(株)多度津営業所	H19.8.10
11	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	榊瀬戸造園	H19.8.8
12	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	(有)コエインジニアリング	H25.3.12
13	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	榊濱田創建	H25.3.13
14	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	榊和興多度津営業所	H25.8.26
15	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	榊細川土砂	H26.3.6
16	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	本間建設(株)	H26.6.4
17	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	四国土建(株)	H28.1.4
18	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	旭工業(株)	H29.2.2
19	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	(有)久保田総業	H19.8.7
20	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	(有)脊尾水道設備	H19.8.8
21	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	(有)高原水道設備	H19.8.7
22	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	丸住設備工業(株)	H19.8.7
23	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	(有)森末商店	H19.8.8
24	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	(有)瀬戸内プロパン住設	H28.1.18
25	災害時におけるレンタル機材の調達に関する協定	東海リース株式会社高松支店	H21.3.26
26	災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社	H21.12.1
27	災害時における飲料水の提供及び供給に関する協定	四国コカ・コーラボトリング株式会社	H22.2.1
28	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	金剛禅総本山少林寺	H24.3.8
29	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	学校法人禅林学園 専門学校禅林学園	H24.3.8
30	災害時の医療救護活動に関する協定	多度津地区医師会	H25.9.30
31	災害時の医療救護活動に関する協定	多度津町歯科医師会	H25.9.30
32	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人 丸亀市薬剤師会	H25.9.30
33	災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定	社会福祉法人 多度津福祉会 特別養護老人ホーム桃陵苑	H26.1.6
34	災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定	医療法人社団みどり会 介護老人保健施設やすらぎの森	H26.1.6
35	災害時の協力に関する協定	四国電力(株)	H26.2.14
36	災害時の協力に関する協定	西日本電信電話(株)香川支店	H26.5.19
37	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定	(社)香川県LPガス協会仲多度支部 多度津地区会	H26.3.25
38	津波発生時における一時避難所としての使用に関する協定	医療法人社団三和会しおかぜ病院	H26.2.27
39	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社	H26.3.17
40	災害時における協力に関する協定	多度津町防災連絡協議会	H26.10.28
41	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	多度津町上水道工事業協同組合	H26.11.11
42	災害時における飲料水の提供及び供給に関する協定	香川ペプシコーラ販売株式会社	H27.3.3
43	災害時における多度津町と多度津町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)多度津町内等郵便局	H27.6.4
44	災害時における障害物除去等の協力に関する協定	(有)オオタニ整備工業	H27.12.10
45	災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定	多度津三宅病院	H27.9.1
46	災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定	医療法人社団 ひかり会 河内病院	H27.9.1
47	災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定	社会福祉法人 多聞院保育所	H27.9.1
48	災害時における海上輸送に関する協定	三洋汽船株式会社	H28.4.20
49	災害時における海上輸送に関する協定	備讃フェリー株式会社	H28.4.20
50	災害時における応援業務に関する協定	香川県行政書士会	H29.2.7
51	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	学校法人禅林学園 専門学校禅林学園	H24.3.30
52	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	社会福祉法人善心会	H26.3.17
53	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	社会福祉法人三井福祉会	H27.9.1
54	災害時における一時避難場所(指定緊急避難場所)としての使用に関する協定	榊ワイケーエス	H27.9.1
55	災害時における一時避難場所(指定緊急避難場所)としての使用に関する協定	高木産業(株)	H27.9.1
56	災害時における一時避難場所(指定緊急避難場所)としての使用に関する協定	ユニコム(株)	H27.9.1
57	災害時における一時避難場所(指定緊急避難場所)としての使用に関する協定	医療法人社団昌樹会ウツミ整形外科医院	H27.10.1
58	災害時における一時避難場所(指定緊急避難場所)としての使用に関する協定	グループホーム青い鳥	H27.10.1
59	災害時における一時避難場所(指定緊急避難場所)としての使用に関する協定	榊オーエス	H27.10.1
60	災害時における一時避難場所(指定緊急避難場所)としての使用に関する協定	海岸寺	H27.10.1
61	災害時における一時避難場所(指定緊急避難場所)としての使用に関する協定	薬王寺	H27.10.1
62	災害時における一時避難場所(指定緊急避難場所)としての使用に関する協定	寶性寺	H27.10.1
63	災害時における一時避難場所(指定緊急避難場所)としての使用に関する協定	香川県農業協同組合	H27.11.6
64	災害時ウエルネス推進に関する協定	大塚製薬株式会社 徳島支店	H29.9.26

### 17. まんのう町(16)

	協定の名称	締結先	締結年月日
1	災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング(株)	H17.12.8
2	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	まんのう町建設業協同組合	H18.7.19
3	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	まんのう町建設業協会	H18.7.19
4	災害時における避難施設指定に伴う協定書	満濃ヒルズカントリークラブ	H19.5.1
5	災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定書	まんのう町上下水道工事業協同組合	H20.8.1
6	災害時における応急対策業務及び環境美化活動の実施に関する協定書	まんのう町緑建設業協会	H24.6.14
7	災害時における救援活動の協力に関する協定	まんのうレスキューサポートバイカーズ	H24.7.29
8	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	H25.8.12
9	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社	H26.1.27
10	災害時の医療救護活動に関する協定書	仲多度南部医師会 仲多度郡歯科医師会 善通寺市仲多度郡薬剤師会 仲多度南部消防組合消防本部	H26.4.3
11	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書	まんのう町街路灯工事組合	H26.4.21
12	特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	西日本電信電話株式会社 香川支店	H26.5.22
13	災害発生時における仲多度郡まんのう町とまんのう町内等郵便局の協力に関する協定	まんのう町内郵便局代表日本郵便株式会社 吉野郵便局長 小野七洋	H27.6.1
14	災害時における一時避難場所の使用に関する協定書	有限会社正木鉄工所、棚村上重機	H28.10.27
15	アマチュア無線による災害時応援協定	一般財団法人日本アマチュア無線連盟JARLこんびらクラブ	H28.11.8
16	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	H29.10.17

## あしがき

「香川版市町BCP運用指針」は、本県独自の取組みとして、モデル市町におけるBCP作成の過程を反映させながら、香川大学の支援及び県内市町の協力により作成したものです。

南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は「70%～80%」と高まっており、被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興を成し遂げるためには、市町や県といった行政組織のみならず、住民や自主防災組織、民間企業といった、多種多様な組織と連携することが重要ですが、その取組みは、まだ始まったばかりです。

そのため、多くの市町村が抱える課題を補い、より充実したBCPの見直しと、それに伴う強靱な防災体制の構築のために、本指針を活用していただければ幸いです。

今後は、各市町におけるBCPの見直しを含めてBCPに関連した取り組みについて情報共有を図りながら、BCPのより一層の実効性の確保に向けて、県と香川大学が連携を図りながら支援していくとともに、そこに培われたノウハウを、本指針に随時反映させていく予定です。

各市町におかれましては、今後も、本指針の充実を含め、「香川県市町BCP作成支援事業」に、ご協力をお願いいたします。

## 香川版市町BCP運用指針

---

---

発 行 平成 30 年 3 月  
編 集 香川県危機管理総局危機管理課  
住 所 〒760-8570 高松市番町 4-1-10  
電話 087-831-1111

---

---